

令 和 5 年

大 蔵 村 議 会 会 議 錄

第 1 回 定 例 会 3 月 7 日 開 会
 3 月 10 日 閉 会

大 蔵 村 議 会

令和 5 年 3 月 7 日（火曜日）

第 1 回大蔵村議会定例会会議録
(第 1 日目)

令和5年 第1回大蔵村議会定例会会議録第1号

令和5年3月7日（火曜日）

出席議員（10名）

1番	齊藤光雄君	2番	八鍬信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	矢口真二郎君
産業振興課長	越後亨君
住民税務課長	中島輝美君
健康福祉課長	田部井英俊君
地域整備課長	若槻寛君
危機管理室長	佐藤克也君
教育課長	鳴海由紀子君
会計管理者	長南正寿君
診療所事務長	小野秀司君
代表監査委員	土屋徹君
農業委員会会長	国分明君
教育課長補佐	羽賀明美君
地域整備課長補佐	早坂健司君

住民税務課長補佐

佐 藤 信 一 君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長

東 谷 英 真 君

議事日程 第1号

令和5年3月7日（火曜日） 午前10時00分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

- ・所管事務調査報告
- ・大蔵村豪雪対策本部の設置について

第4 村長の施政方針

第5 請願第1号 新庁舎建設候補地に「上竹野・上熊高」地区を加える請願

第6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

令和5年第1回大蔵村議会3月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

執行部並びに議員の皆様には公私ともに何かと御多忙中のところ、本定例会に御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提案されます諸議案に加え、令和5年度の予算を審査する重要な会議であります。

村の施政方針につきましては、後ほど加藤村長から説明がありますが、議会といたしましても、村民の福祉向上の見地から十分審議を尽くし、適正にして妥当な議決が得られますようお願い申し上げます。

時既に早春とは申しますが、寒暖の差が厳しい折、皆様には十分御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、御多忙中にもかかわらず本会議を傍聴いただきます皆様に対し、議会を代表し衷心より敬意と感謝を申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回大蔵村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番長南正一議員、1番齊藤光雄議員の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、過日、議会運営委員会が開催され、提出議案等を検討した結果、本定例会の会期は本日3月7日から3月10日までの4日間にいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日3月7日から3月10日までの

4日間と決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、諸報告に入ります。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

次に、産業建設常任委員会より所管事務調査の報告書が提出されておりますので、ここで産業建設常任委員長より報告をお願いします。8番早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 産業建設常任委員会所管事務調査報告書。

令和5年2月3日金曜日、議員全員と役場担当者3名及び事務局の計14名で、村内全域にわたり主要道路の状況調査を行いました。

今年の冬の特徴として、積雪量は昨年と大きな変化はありませんが、降り方が異常で短時間に多量の降雪があり、除雪が間に合わず、生活に大変な支障を来しております。また、積雪量も平場と山間部の差が大きく、場所によっては3.5倍くらいの差が見られました。

調査した結果の留意点を幾つか申し上げます。

1、道路沿いに倒木や傾いた木が非常に多い。

2、屋根からの落雪による危険箇所が無数にある。特に、空き家の屋根には多量の積雪がある。

3、今後、雪解けが進めば、雪崩が発生すると予想される箇所が多い。

4、多量の降雪と強風による雪庇が多く、場所によっては5メートルを超えて、除雪車が通るのが精いっぱい、車で走行するのに恐怖を感じる。

5、裏通りや山間部で圧雪や凍結箇所が非常に多く、転倒やスリップ事故につながる。

以上のことを考えたとき、雪国では冬期間の生活において、道路の安全確保は必須事項であり、予算や計画にかかわらず、あらゆる状況にも臨機応変な対応を望みます。

最後になりますが、村内の除雪を担当している各業者の皆様には、感謝の念と春までの頑張りに期待しまして報告といたします。

○議長（鈴木君徳君） 次に、加藤村長から挨拶及び報告をお願いします。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆様、改めまして、おはようございます。

令和5年第1回大蔵村議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

御出席いただきました議員の皆様方、土屋代表監査委員様、国分農業委員会会长様、そして御多忙中にもかかわらず傍聴いただきました皆様方に心より御礼を申し上げます。

弥生3月を迎える、厳しい冬を乗り越えた安堵感からか、今年は例年になく春の訪れが早いようを感じられます。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、行動宣言などが撤廃され、村内においてもいろいろな行事が開催されるなど、コロナ禍前の生活に戻りつつあります。しかし、コロナウイルス感染症は高齢者や持病を持っている方々が重症化する傾向にあることは変わりありませんので、村民の方々にはこれまで同様に感染防止に努めていただきたいと思います。

さて、3月議会は申すまでもなく、新年度予算を御審議いただき、新年度の方針をお示しする機会でございます。今議会には、条例の設定や人事案件、予算関連議案など30議案を御提案させていただきます。

併せて、私の令和5年度における村政運営の基本の方針である施政方針を御説明させていただき、議員皆様方の御意見をお伺いし、真摯な議論をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

また、この4月には、村長、議会議員とともに改正の年に当たります。議員皆様方とともに、再びこの場で議論できることを御祈念申し上げますとともに、御勇退なされます議員の方には衷心より感謝を申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

それでは引き続きまして、豪雪対策本部の設置について報告をさせていただきます。

報告1、大蔵村豪雪対策本部の設置について。

今年の冬は12月17日頃から本格的に雪が降り始め、その湿った雪は村内に多くの被害をもたらしました。

12月19日に清水、合海地区で発生した倒木による停電をきっかけに、その被害は村内各地で発生することになりました。本村では同日午前9時に雪害事故防止連絡会議を立ち上げ、雪による被害防止に向けた広報や降雪に関する情報提供などを行うとともに、倒木による停電被害への復旧に向けた対応に当たったところであります。

この停電は、主に肘折地区と四ヶ村地区でその多くが発生し、住民の皆様方には多大な御苦労と御心配をおかけすることとなりました。

翌日20日には、東北電力ネットワークの協力によりまして高圧電源車が配備され、ほとんどの世帯で電力が回復し、22日には全世帯の復旧に至っております。

その後の年末年始は平年並みの比較的安定した天気になったわけですが、1月25日から降り始めた雪は、肘折観測所において2日間で97センチメートルの降雪を記録しました。

そして、1月29日には今年の冬最高の積雪深である339センチメートルを同観測所で記録す

ることになりました。

この状況を受け、本村では雪による被害防止をさらに強化するため、1月30日午前9時に豪雪対策本部を設置いたしました。同日における積雪深は、豪雪対策本部設置の基準には達していなかったものの、それ以降の雪害防止の強化を見据えた設置でありました。

村内における雪による被害状況は、自宅除雪中に除雪機で指を切断した重傷被害が1件、国道の雪庇除去作業に従事していた作業員1名が転落し重傷を負うという事故が1件、合計2件発生しております。

今後、気温の上昇による雪崩などが心配されますが、豪雪対策本部を中心に、雪による事故防止のための注意喚起を徹底し、住民生活の安全と安心を確保してまいりますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、豪雪対策本部設置の報告といたします。

○議長（鈴木君徳君） 以上で諸報告を終わります。

日程第4 村長の施政方針

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、村長の施政方針に入ります。

加藤村長。

○村長（加藤正美君） 引き続き、令和5年度施政方針を申し上げます。

まず初めに、令和5年第1回大蔵村議会定例会の開会に当たり、私の村政に臨む所信の一端を申し上げ、議員皆様並びに村民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は平成19年5月に村政を担わせていただいてから一貫して、小さな村だからこそできる住民福祉の向上。心を寄せ合った協働の村づくり。しんせつ、ていねい、わかりやすい行政運営。対話の中から明るく・優しく・元気な村づくりの4点を村政運営の基本姿勢として、真の豊かさを求める村づくりに傾注してきたところでございます。

特にこの4年間においては、第4次総合計画に掲げる理念の下、大蔵村が大蔵村として持続可能な、そして安全・安心な村として存続をしていくための施策の重点的な展開を心がけてまいりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大や大規模な自然災害に見舞われるとともに、全国的な少子化、高齢化など社会全体が大きく変化し、これまでにない様々な課題に直面することになりました。

また、急激な円安や国際情勢の不安定から、生産資材の高騰、さらに生活関連物資の相次ぐ値上げなどにより、住民生活や地域経済の影響が大きくなっており、その対応を優先せざるを

得ない状況となっております。

このような状況の中、昨年はコロナ禍による行動制限が大幅に緩和されたことと併せて、東北中央自動車道が最上地域まで開通し、首都圏と直接結ばれたこと、さらに全国旅行支援が開始されたことなどから、人の交流や物流が活発化しており、この機を逃すことなく、令和5年度においても第4次総合計画に掲げる、協働による持続可能な村づくりや安心できる安全な生活空間づくりなど5つの施策の柱を着実に実行しなければなりません。

私自身、初心に立ち返り、今までこうだったからこれからもこうだといった固定観念にとらわれることなく、柔軟な考え方の下、しっかりと時代の流れを読み、日常にあるいろいろな課題に果敢に挑戦し、地域発展のため全力で村政運営に当たる決意を新たにしたところでございます。

協働による持続可能な村づくり。

村づくりを進める上で、公民連携、協働の取組が不可欠でございます。社会の動向として、持続可能な社会への取組が各地で進められ、本村においても主体的に自然を生かした地に足をつけた取組と生活の質を向上させるための取組が、持続可能な大蔵村実現のための課題と考えます。

近年、村内においても若い方々による新たな取組が芽生えてきたと感じています。こうした村民主導の自発的な活動が継続的に発生し、地域の活性化が図られるよう地域団体の育成や連携に努めてまいります。

全国の農山漁村においては、人口減少、過疎にあって、農地や山林など維持管理の問題が深刻となっております。

さらに、過疎地域を対象とした国の調査では、今後十数年の間に全市町村の5%が無人化する見通しであることが示されております。本村においても決して他山の石として捉えることができない課題であり、住民による組織が地域づくりを担っていくことが重要と考えます。

そのためにも、自主自立の考え方の下、集落の将来のことを、集落の人、特に若い世代に自分のこととして捉えてもらい、何をするか住民参加で決めていただきたいと考えております。それを村は後押しする、こうした住民自治の姿を取り戻すことが将来に備えることにつながるものと考え、村としてもしっかりと関わりを持ってまいります。

また、交流の促進や景観の保全にも意を配する必要がございます。本村は、日本で最も美しい村連合に加盟し、連合の理念である、人々の生活の中で培われてきた地域の文化や景観を守り、よりよくして後世に伝えていくという運動を展開してまいりました。

村内には清水城址や夏山塚、広大な棚田、特有の風情がある肘折温泉の町並みがございます。さらに、合海田植え踊り、大蔵太鼓、さんげさんげ、各地で実施されている祭りなどの伝統芸能や伝統行事等も保存、継承されております。

今後とも、こうした箇所や行事等の保全に努め、交流人口や関係人口の拡大につなげてまいります。

循環型社会を目指す一環として、クリーンエネルギーの転換の推進についても取組を強化しなければなりません。

一昨年、升玉水力発電所を稼働させたところでございますが、これまでの稼働実績を見ますと、CO₂の削減効果が非常に大きなものとなっており、小さな大蔵村の脱炭素社会への挑戦が全国から関心を集めています。さらに、ごみの減量化とリサイクルの推進にも意を配し、景観の保全にも努めてまいります。

安心できる安全な生活空間づくり。

本村は厳しい自然環境下にあります。誰もが安心して暮らし続けることができるようお互に支え合う地域のつながりをつくると同時に、近隣市町村と連携し、地域の防災力を高めてまいります。

全国で自然災害が多発しており、安心・安全な村づくりは村政運営の上でも重要な要素であります。特に本村は豪雪地帯であり、地形的、地質的に災害の発生が多く、豪雨による河川の増水、氾濫、土砂災害など過去に多くの人的被害をもたらした災害を経験し、大自然の脅威とともに自然災害の恐ろしさ、人間の無力さを痛感してきました。

昨年12月中旬には短期間での豪雪による倒木被害が多発し、長期にわたる停電により住民生活に多大な影響を及ぼす結果となりました。生活様式の変化により電気はなくてはならないものとなっています。今後このような大規模な停電が発生することがないよう、東北電力と協議を進めてまいります。

日本有数の豪雪地帯の本村だからこそ、日本で最も雪との付き合いにたけた村づくりを進めなければならないと考えます。度重なる自然災害の経験を生かし、私自身、今後想定される大規模自然災害から村民の生命と財産を守らなければならぬとの思いを持ち続けております。

令和2年7月の豪雨災害を受け、最上川の治水対策について国土交通省に要望活動を展開してまいりました。その結果、すぐに越水した白須賀堤防のかさ上げとともに河道の掘削に着手していただき、昨年8月に県内を襲った豪雨災害時には、本村では最上川の増水被害を免れることになりました。

今後とも自然災害への対応として、国や県に対し河川や土砂災害の危険箇所の改修を要望してまいります。

併せて、消防団員の人員確保や装備の充実とともに、住民一人一人が、自分の命は自分で守る力を持つことを目的として、自主防災組織の充実と、研修や訓練の充実を図ってまいります。

御承知のとおり現役場庁舎は3メートルから5メートルの浸水想定区域に立地しており、令和2年7月の豪雨災害を受け、災害対策拠点としての役場庁舎の在り方が大きな課題となりました。

さらに、老朽化が目立つ上、昭和37年建設部分については耐震補強も実施されておりません。以前実施した耐震診断の結果、支持基盤の強度不足が指摘されておりますので、災害対応拠点としての機能を強化すべく、村民の皆様の御理解をいただきながら、早期に浸水被害を受けない場所への移転を計画しております。その上で、これまで同様、村民の方々からの御要望が多く寄せられている道路網の整備にも意を配してまいります。

現在整備が進められている国道458号本合海バイパス、白須賀地区の整備も順調に進み、今後の予算配分にもよりますが、令和6年度中の開通を目指して工事を進めていただいております。さらに、合海大坪線についても改良工事が間もなく終了し、昨年、首都圏とつながった東北中央自動車道などへの高速交通網へのアクセスが容易となります。

先ほども述べたように、高規格道路の開通により、人の交流や物流が活発化しておりますので、本村においても高速交通網の恩恵を最大限に享受することができるよう、村内における道路網の整備とともに、生活環境の向上につながる道路の整備促進に傾注をしてまいります。

また、本村の上下水道施設の老朽化も顕著であります。上水道は住民生活を支える根幹となっており、安全な水道水の供給のため、ろ過装置や自家発電装置の設置を図り、対応しております。今後は送配水管の耐震化についても検討を行い、安全な水道水の供給を図ってまいります。

公共交通機関の脆弱な本村では、マイカーが交通的主要手段となっております。交通事故の撲滅に向け、交通安全意識の醸成と高齢者の運転免許証の自主返納を促しながら、村営バスなどの移動手段の充実にも意を配してまいります。

地域の特色を生かした魅力ある産業づくり。

コロナ禍による地域経済の影響は大きなものがありました。冷え込む地域経済の復興や産業復興につきましては、国の経済支援や行動制限の緩和、全国旅行支援などにより改善傾向にあ

ったところでございますが、国際情勢の不安定から円安が進み、生産資材や燃油、生活関連物価が高騰するインフレ状態となり、回復傾向にあった地域経済に水を差す結果となっております。

本村においても、こうした状況を見据え、喫緊の課題として地域経済の立て直しが急務となっております。困難なことでございますが、やり遂げなければならない課題でございます。その上で、本村の基幹産業の双璧である農業や観光産業など、本村特有のなりわいとして盛り上げ、未来へつなぎ、人の交流を生むための取組にも意を配する必要がございます。

本村の農業は、基盤整備事業の進捗と歩調を合わせ、法人化や集落営農など大規模生産体制へと変化しております。こうした傾向は、人口減少社会における農業生産体制として好ましい変化として捉えております。これからも、大蔵村農産物のブランド力の向上とともに、基盤整備を機に農業生産法人の設立など生産体制の確立に意を配してまいります。

さらに、新規就農者への確保についても様々な制度を活用しながら、総合支援事業に重点を置いた取組を展開し、その確保に傾注してまいります。

中山間地に目を向けますと、これら地域の人口減少が急速に進み、個々の農家では持続的な農業経営を確立することが困難な状況も見受けられます。今後、棚田での農業体験やオーナー制度などを通じて交流型農業を進め、農業と観光を軸として、新たななりわいとなり得る仕事の創出や担い手の育成を支援してまいりたいと考えております。

一方、肘折温泉を核とした本村の観光産業は、コロナウイルス感染症の影響を特に大きく受けしており、国や県の経済対策を活用しながら村独自の支援を行ってまいりました。これと連動し、地域の若者が中心となり、豪雪を逆手に取った取組など観光振興策として大きな話題となりました。こうした若い方々の新たな発想、アイデアを結集した地域独自の活動が継続されるよう、観光関係者の協力を仰ぎながら、村として支援を継続してまいります。

また、旅行スタイルの変化や外国人旅行客の増加に対応した取組も急務となっております。四ヶ村の棚田や山菜取りなど本村のなりわいと結びついた着地型、体験型旅行商品の拡充とともに、村全体として、もてなし力の向上に努めなければならないと考えます。

本村の商工業は小規模事業者が大半であり、後継者が減少しております。高齢化が進み、健康寿命も伸びる中、豊かな経験を有する高齢者に第2ステージの働き手となってもらえるよう支援するとともに、若手経営者の育成に向け、商工会と連携したITの導入、活用支援や研修の機会をつくってまいります。

暮らしの基盤である就労の場の確保については、これまでに村内に暮らす方が安全に通勤し

やすい環境の整備として道路網の改良に傾注してまいりました。

人口減少社会の挑戦として、新庄中核工業団地の企業と連携し、Uターン、Iターン者が安心して村内に暮らし、そして働くことができるよう支援を拡充してまいります。

地域総がかりの人づくり。

少子化の時代にあって、村の活力を維持し、活性化していくためには、未来を担う子供たちを安心して産み育てる環境づくりはもちろん、大人が生き生きと暮らすことが大事です。生涯を通じた人育てに地域総がかりで取り組むことが重要です。

国においては、出生者数が80万人を割ることに危機感を抱き、少子化対策は喫緊の課題として異次元の少子化対策を実行するとされました。さらに、こども家庭庁を設置し、出産や子育て支援を一元的に行う体制を整備し、少子化に立ち向かう姿勢が示されたところでございます。国の施策については、いまだ全容が見えない状況にありますが、本村にとって大きな課題である少子高齢化、人口減少、地域の活力減少といった負の連鎖に果敢に立ち向かっていかなければなりません。

言うまでもなく、子供は社会の宝です。結婚する若い人、子供を持つ世帯が減少しています。非常にデリケートな課題ですが、社会全体で若い世代の結婚、出産、子育てに対する不安や負担を解消し、希望がかなえられる取組を積極的に展開してまいります。

結婚を望んでいるものの知り合うきっかけが少ないとの意見が多く寄せられております。こうした状況を受け、村では令和4年度から、やまがたハッピーサポートセンターへの会員登録に対し登録料の一部を補助する形で結婚支援を行ってまいりました。この事業は、本人直接検索型の1対1の出会いの場の提供や支援を行っているのですが、何よりも県の事業であることから安心して参加できるメリットがあります。こうした事業の実施で、すぐに結婚する若い方が増え、少子化が解消されるわけではございませんが、いろいろな事業を模索し、できることを着実に実施し、少子化に対応しなければならないと考えております。

また、明日を担う人材を育成するため、確かな学力を身につけることはもちろんのこと、これから時代を生きていくための豊かな心や柔軟な発想、創造性を育んでいく保育や教育が重要となります。

私は、学校入学前の家庭教育、幼児教育がより重要であるとの思いを持っております。その思いから、家庭教育、幼児教育の充実について、教育委員会から検討をしていただいております。その検討の方向性を踏まえ、保育、学校教育をより充実したものにしてまいります。

さらに、子供たちの頑張りを側面から応援するとともに、教育現場と意思疎通を図りながら、

命を大切にし、夢や希望の達成に向け学び続ける人づくりを目指すとともに、子供たちには1人でも多く大蔵村にとどまり、村発展の担い手となっていただけるよう、学校だけでは学べない教育、つまり小学生を対象とした松の実塾や葉山塾、中学生が行っている美しい村プロジェクト学習など、学校、家庭、地域の連携による体験型学習を通じて多様性を理解できるような地域ぐるみの教育を継続し、さらに充実したものにしてまいります。

生涯健やかに暮らせる地域づくり。

本村の65歳以上の高齢者の割合は41.7%と、高齢化社会となっています。高齢者にも、さらに元気に長く活躍してもらえるよう、社会参加や地域活動に対する支援を充実させるとともに、心身共に健やかな生活を送るための取組を推進しなければなりません。

一般的に、高齢化は社会活動の低下につながると言われておりますが、年を重ねることが本来、経験による熟練や人間関係の熟達など豊かな意味があると考えます。さきに述べたように高齢化が進み、健康寿命が延びる中、豊かな経験を有する高齢者に第2ステージの働き手として熟練の技を発揮していただける、こうした支援体制を構築してまいります。

同時に、生涯誰もが健やかに生き抜いていくための支援体制の維持と質の向上を目指していく必要があります。

住み慣れたふるさとで生涯健やかに過ごすためには健康が何より大事です。現在、村内13地区において、ふれあいサロン事業が行われております。この事業は、高齢者の運動習慣づくりなど健康や介護予防に関する意識改革、啓蒙活動とともに、高齢者の仲間づくりなどを目的に実施しているものであります。今後、実施地区の拡大を図りながら、より充実したプログラムにより、一人一人の生きがいや役割づくりの支援に力を入れてまいります。

本村では、習慣として相互扶助の精神の下、お互いに助け合いを大切にして生活が営まれてきました。しかし、コロナ禍により、地域内での助け合い、いわゆる共助や互助といった考えが薄れつつあるのではないかと危惧しております。コロナ禍によるものだけでなく、生活習慣の変化、考え方の変化も一因と考えますが、高齢化に向かう社会にあって、また災害が多発する傾向の中、地域での助け合いの心は大切にしていかなければならないと思います。

村としても、誰もが気軽に助け合いできる社会づくりを進め、高齢者の見守りや生活支援を地域が主体となって担っていただけるよう、地域社会のつながりの維持に努めてまいります。

地域医療については、村診療所を核として、予防医療、地域医療、看取りに対応する体制を整えております。また、各機関と連携し、保健、医療、福祉が一体となった医療体制づくりにも意を配してまいりました。

こうした体制をより強化するために、本年10月に新築移転が完了し、より充実した診療体制が確立される地域の中核病院である県立新庄病院との連携をより強化してまいります。

御承知のとおり、住民福祉の増進を図ることは地方自治の基本でございます。私は、村が行う全ての事業が住民福祉の向上を目指すものであり、村民の方々の協働で初めて達成できるものと考えております。自分らしい生き方の実現、地域で支え合える体制の整備、安心できる生活基盤の整備、そして男女や障害の有無にかかわらず誰もが活躍、社会参加できる支援や事業を村民の方々の御協力をいただきながら積極的に展開をしてまいります。

終わりに。

本村においては、急速に進行する少子高齢化や激甚な自然災害の発生、国際情勢の不安定に伴う物価高騰など、これまでにない様々な課題に直面しております。さらに、私たちの生活を一変させた新型コロナウイルス感染症についても、国では感染法上の扱いを2類相当から、季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げる 것을決定し、本年5月8日から実施すると発表しておりますが、5類になったからといって感染力が弱まるものではなく、村民の皆様方にはこれまで同様、感染予防に意を配した生活をお願いしなければならないと思います。

こうした厳しい時代だからこそ、私たちは先人から受け継いだこの大蔵村を、よりよい村に育て、次の世代へ引き継ぐ努力とともに、大蔵村が大蔵村として持続可能な村をつくり上げるために、村民の英知を結集して取り組まなければなりません。御承知のとおり、村の将来像、目指す村の姿として、多様性を尊重し、多様な人を「おかえり」という気持ちで迎え入れる受容の村であり続けること。自然と結びついた持続可能な仕事をなりわいとして続けていくこと。さらに、輝くように美しく、きよらなる里であり続けるという3つの誓いを込めて標榜してまいります。そして、その実現のために自分たちが主体的に行動し、進めていく決意を確認しております。

私自身、村政をあずかる者として、大蔵村の将来像実現に向け、一年一年、着実な村政運営の下、その責任を果たす決意を新たにしたところでございます。

村政の発展には多様な意見が大切であると考えます。これからも村民の方々から寄せられる御意見や地域の課題に耳を傾け、議会での議論を大切にしながら村政運営に生かしてまいる所存でございます。

以上、私の村政を担う基本的な考え方の一端を述べさせていただきました。これら実現のため、今後とも、村民の皆様、議員の皆様には特段の御理解と御協力を賜りますよう切にお願い申し上げ、令和5年度の施政方針といたします。

○議長（鈴木君徳君） 以上で加藤村長の施政方針を終わります。

日程第5 請願第1号 新庁舎建設候補地に「上竹野・上熊高」地区を加える請願

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、請願第1号 新庁舎建設候補地に「上竹野・上熊高」地区を
加える請願を議題といたします。

内容につきましては、お手元に配付している写しのとおりであります。

この請願については、会議規則第92条の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

ここで休憩いたします。

再開は11時といたします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

日程第6 一般質問

○議長（鈴木君徳君） 日程第6、一般質問に入ります。

議会会議規則第61条の規定により、指定期日まで7名の方の通告がございます。

通告順に発言を許します。

7番佐藤 勝君。

[7番 佐藤 勝君 登壇]

○7番（佐藤 勝君） おはようございます。

今日から3月の定例会ということで、また、いつものとおり7名の方の質問があるということですので、なるだけ分かりやすいように質問、答弁をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

私の任期ももう1か月で、この質問も最後になるかもしれませんので、質問しづらいこともあります。答弁しづらいこともあると思いますが、気合を入れてやりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは質問に入ります。

最近少しづつですが春めいてきて、厳しい寒さも峠を越えたと思いますが、それでも毎日のように屋根からの落雪や倒木による大規模な停電や通行止めの報告があります。これらは雪国

で暮らす我々にとって他人事ではありません。実際に、大蔵村においてもこれらの災害のため長時間の停電による寒さと不安で大変な思いをしたことは記憶に新しいことあります。幸いにも人身事故や病気になった人がいなかつたことが救いでありました。これらのこととは雪国で暮らす人の宿命であると言えばそれまでですが、特に老人や独り暮らしの方には厳しく不安な時間だったと思います。

雪による災害で、身近で最も危険なものが、生活道路に隣接している空き家などからの落雪や杉の木などの倒木災害ですが、これらのこととは危険現場を事前に把握して対応すれば、ある程度は防げるはずであります。

先ほどの所管事務調査でもありましたけれども、あのぐらい危険な場所が大蔵村にはありますから、十分な見回りが必要だと思います。

全国でも有数な豪雪地帯であればこそ、防災無線やA I 音声、これは人工無線というのかもしれません、A I 音声で注意を呼びかけるだけではなく、常に現場の状況を自分の体と目で把握し、防災に対する課題に真剣に取り組まなければなりません。また、万が一これらが原因で事故が起きた場合、根本的な責任は誰になるのか伺いたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

[村長 加藤正美君 登壇]

○村長（加藤正美君） 「屋根からの落雪や、倒木被害の責任の所在は」という佐藤 勝議員の質問にお答えいたします。

佐藤議員からは、大変言いにくいこと、あるいは答えにくいことというふうなこと、ありましたけれども、やはり本音で、こういった場所で話し合う、議論するということが非常に大事なことかと思います。私も飾らないで本音で今まで対応してきたつもりであります。これからもその気持ちでありますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

初めに、報告でも述べさせていただきましたが、本村においても12月19日から同月22日までの間、肘折、四ヶ村地区を中心に倒木による大規模な停電が発生し、村民の皆様に多大な御不便と御負担をおかけしました。特に、多くの家庭で暖房を電力に頼っていることから、厳しい寒さ対策には殊のほか御苦労をおかけすることとなってしまいました。

これを教訓として、地域の公民館等を避難所として、各地域の自主防災組織に備付けの小型発電機による暖房の確保も検討していただきたいと考えております。

このたびの停電の復旧や倒木などの撤去に関しましては、東北電力ネットワークをはじめ、県や村の道路管理を受託している建設業者の献身的な対応をいただき、改めて深く感謝を申し

上げたいと思います。

議員からは、危険箇所の事前把握が重要との御意見をいただきました。私もそうした考えを持っております。村として、定期的なパトロールに加え、災害発生が予想されるような気象状況のときなどについては巡回活動を強化しております。さらに、建設業者の方々の御協力をいただき、危険箇所の把握と事故の未然防止に努めております。その上で、村民の方々に情報提供として防災無線や「くらっち」で周知をしておりますことを御理解いただきたいと思います。

さて、議員からは、屋根からの落雪や倒木被害の責任の所在は誰にあるのかと質問をいただきました。結論を申し上げますと、この事例は民法にも明確に規定されておりますが、その所有者に責任があることになります。つまり、屋根からの落雪により第三者に損害を与えた場合には、その所有者に賠償責任が生じることになります。村からの情報提供の有無にかかわらず、家屋等については自己の責任の下に管理の徹底をお願いしたいと思います。

また、倒木による第三者への損害については、倒木の発生原因などいろいろな要因がございますので、一概に責任の所在ということは申し上げられないことかと思います。

今回は、倒木による停電や道路通行止めの件数が多大であったことや広範囲に発生したことを踏まえ、東北電力ネットワークと今後の対応について協議をしたところでございます。その結果、雪による倒木が想定される道路沿いの支障となる樹木の伐採などを行う予定となっております。村として、こうした次の被害を未然に防ぐ対策を講じていることも御理解いただきたいと存じます。

今後とも、積雪に限らず本村を取り巻く災害対策とその対応に強く取り組んでいく所存でございます。なお一層の議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 答弁ありがとうございました。

これから幾つかに分けて質問します。なお、これから質問申し上げることは、質問というより、むしろ確認という感じになると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず第1点目、屋根からの落雪についてでありますけれども、大蔵村は日本一の除雪体制であると公言していて、その言葉どおり完璧なまでに冬期間の交通網確保に努力をし、その実績もあります。これは大変ありがたいことです。

しかしながら、屋根からの落雪や雪崩などは深夜ではなく、除雪作業を終えて、気温が少し高くなった頃に発生します。ちょうどその頃は通学や通勤時間と重なっております。その時間に雪崩や落雪があった場合ですけれども、通行止めや通行中の車が巻き込まれる危険性が大い

にあります。特に空き家の場合、普通の家屋の何倍もの積雪があり、それが一気に落ちたり、家屋の倒壊など大きな災害になります。

この増える一方の空き家の問題は、議会において何年もの間、多くの質問や提言があったにもかかわらず、個人保護や解体費用の問題があり、ほとんど進捗のないまま年を経過しているとともに、最近は、我々もそうですけれども、この問題を口にすることがなくなりました。この間、もちろん村としても何もしていないわけではなく、落雪防止設備設置補助などを推進しましたけれども、それを設置した場合、高齢化のため屋根には上れない。下ろした雪のやり場がない。道路に雪を出してはいけない。業者委託しても回り切れないなど多くの問題で答えが出ないままになっています。時間の経過を問題の解決にしてはいけません。

また、村外に移転した人たちの何人かは毎週のように来て、屋根の雪を下ろしています。その人たちも大変、日曜日に忙しいのに遠くから来るんですけれども、通うのも大変だろうから、どうせ使っていないので、また使う気もないのであれば、ばらしてはどうか、解体してはどうかと何回も相談しましたが、返事の第一は経費の問題で、少なくとも300万円ぐらいかかると。なかなか「はい」とはできないという返事でした。この300万円というのは便利のいいところであって、少し入った、重機、大型機械が入れないというところはまたかかるという話でした。

移転した人も、それなりに地区に迷惑をかけないように一所懸命努力しているんですけれども、やっぱり自分の生活で精いっぱい、ここまで回らないと。でも、それはあっちの理由であって、残された人は大変なことなんです。

そこでですけれども、私も以前に何回も提案しましたが、本人の同意を得て、村で解体して、その経費を分割で払うというようなことはできないんでしょうか。それを新聞報道などで見れば、やっている自治体もあります。できないことはないんだと思います。これは後で村長、答弁願いますね。

仮にそれを村で執行した場合、前の答弁では、それをやってしまうと移転に拍車をかけることになるので、それはプライバシーもあるけれども、そういう理由でできないということでしたが、今でも同じ考えなのでしょうか。年の経過とともに耐久性はなくなり、危険が増す空き家の問題は、豪雪地帯だからこそ真剣に取り組まなければいけません。

先ほどの所管事務調査のとおり、村内に多くの危険場所があります。事故が起きてから対応も大切なことでありますが、未然に防ぐことは最も大切なことであります。

そこで、先ほどの答弁にありましたが、万が一これらが原因で事故が起き、人身事故や車などが絡んだ場合、その責任や補償は根本的に誰にあるのか、再度確認をしたいと。先ほどは、

民法などで決まっているという答弁でしたけれども、もうちょっと詳しくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 佐藤議員からは、何点かについて質問をいただきました。改めて質問と
いうよりは確認ということでございますので、私も確認の意味で答えさせていただきます。

屋根からの落雪、これは雪国であれば当然考えられることであります。通学路、そういったところは人の迷惑になるということから、落雪防止ということで雪止めをつけて整理していくだくということを村では進めてございます。それについての補助もしてございます。先ほど、その件については議員も触れておりましたけれども、じゃあ空き家の場合どうなのかということでおざいますが、空き家についても所有者はきっちり決まってございます。そういうことから、その本人がやっぱりしなくてはいけません。このことは、よく学校関係者、つまり子供たちの通学路、あるいは普通の通勤の場合、そういうことが、同じになろうかと思いますけれども、全てそれに該当するかと思います。

そういうことで、個人的なことで落ちてきた雪については村では排除しないということをしているんですけども、やはり除雪の時間になんでもそこを空けないわけにはいきませんので、除雪の時間になれば当然除雪をするということ、あるいは日中どうしてもそこを通る必要性が出てきている場合は、緊急の場合、村で今のところ便宜上除雪をしているというものが現状でございます。

その辺を徹底していないから、逆に甘えというものがでているのかもしれませんけれども、そこを甘えと言えるのか、村の責任としてやらなくてはいけないのか、その辺は非常にグレーゾンところだと考えてございます。そういうところがいたちごっこになるようなことではうまくないと私なりに感じておりますから、そういうことのないように担当課にきっちりとした指示をしたいんですけども、やはり今までの絡み、習慣的なもの、そういう中で、実際は除雪をしてあげているというものが現状だと思ってございます。

それから、解体についてでありますけれども、分割で後からということ、これは奇妙では、できないことではないと思います。やっている自治体もあるということを議員から御指摘ありましたけれども、その辺については一番最後の、今日7人目になりますけれども、恐らく矢口議員からもいろんな提案をいただいておりますし、その中でもしっかりと答えていかなければならぬと思っています。ですから今、佐藤議員については、分割で支払いができるのかというふうなことになった場合、できることではないということでお答えしておきます。

ただ、矢口議員のところでも新しい動きというんでしようかね、そういう村の対応についても考えているところでありますので、その辺を聞いていただければと思っているところであります。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 村長、それはちょっとおかしいんですね。同じ質問で後ろの人がいるから、そのときに聞いてくれ、今は答弁できません。これで3回目です、村長から言わされたのは。これは変ではないですか。これは村長が議員になって、やったことがあるので分かるんですけども、この質問は受付順で答弁することになっています。後の人いるから、あなたには答弁できません、後で聞いてくださいというのは、ちょっと私は納得できません。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私は、佐藤議員にお答えできませんなんて言っていません。佐藤議員から聞かれたことを今答えただけです。分割でできないかということ、それについてはできないことではないよときっちりお答えしております。それで駄目なんでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） いや、私はそういうことを言っているのではないです。言っていることは、質問はただこれだけですけれども、その点を含んでいるわけですよ、全て。答弁できないと言うのであれば、それは仕方ないです。後でゆっくり別の議員の質問、答弁を聞きます。いいです。

では、責任はまだ答弁、先ほど言ってもらいましたけれども、責任はどうなんですか。もう一回確認です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） あくまでも所有者に責任があります。

それからまた前のことに触れますけれども、佐藤議員から言わされたことには答えておりますので、私は佐藤議員に答えないなんていうことは言ってございません。ただ、矢口議員については、矢口議員から聞かれていることがありますので、新しい政策がないのかというふうな形で聞かれていますので、それに答えたいと思っています。でないと、やはり同じ質問の中では、こっちは直接空き家解体についてとかそういうことではないので、それに付随したことは深く、聞かれたことにはお答えしますけれども、それ以上のことはお答えすることが適當ではないと私は感じて、そういう発言をさせていただきました。もしそれで、ちょっと違うのではないで

すかというふうなことであれば、あとは佐藤議員から私に対して質問い合わせいただければ、どういうことをお聞きになりたいのか、それをいただければ私は答えますので、どうぞお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 質問だけに答えるということですから、これに関しては質問はやりません。後で聞きます。できないと言うものはできないんですから。

では、次に移ります。倒木とか雪庇の被害について伺います。電線や電話線、それからアンテナ線は大部分が道路沿い、道路のそばとか山林の中に設置されていますけれども、最近、積雪翌日の変化から、一時的な大雪で電線や立木などに雪がつくというか、ともかく雪がいっぱいいくつということがあります。それで、特に杉の木などは、最近杉の木の利用をするものが少なくなって、大体60年から70年で伐採して利用するんですけども、今やっていないので、もう100年も超したもの、いっぱいあります。その中の、もう枯れている杉がいっぱいあるんです。それが雪の重みで駄目で倒れると。そういうことが今あるんです。それが通行止めや電線の切断につながると。

その復旧とか補修というか、電線を張り替えするとか、そういうことは関係会社、東北電力さんだと思いますけれども、それでやってくれることはいいんですが、倒木の撤去とか費用、それから倒木のために車が下にあったとかとなった場合の責任はどこにあるのか。

これは先ほどの答弁では、個人の持ち物は個人でやってくださいという答弁でしたけれども、そういうことになった場合、ちょっとこれは変な例で言いますけれども、昨年、村長も知っていると思いますけれども、みんな知っておりますが、昨年、新庄の清掃会社というか、バキュームカーが沼の台地区で待避所へ入ったとき、村の財産というか、村の設備である待避所だったので、鋼板の蓋が駄目になって、燃料タンクに穴が開いて40万円補償したという例があります。その例があって、じゃあそれはどうなんだと私が質問したときの村長の答弁は、村の施設の不備が原因であれば何人にも補償すると言ったことは覚えてますね。私が聞いたのすから知っているはずです。

その事例と申し合わせてしまった場合、例えばの話です。除雪業者が除雪をしていく。これはずっとあることです。除雪したんだけれども、たまたま、こんなでかい雪の塊が道路に置いてある場合、皆さん走って分かると思うんです。塊を残したために、その塊に車が突っ込んで、車を壊した場合、それは村でやっぱり補償するのか。村の設備、施設ですから。それから、その請負をした業者が補償するのか。これも大変なことであるんです。

それから、これも例えばなんですけれども、その例からいえば、道路に横になって寝ている人がいたとします、たまたま。それを運転手がひいたとなった場合、おめえ道路に寝ているから悪いのかとなる。

私は今の例、2通り取ったんだけれども、それらの例はほとんど、私の経験からいければ、幾ら道路の施設が完璧だということで決まっているにしても、そういうあれはある。これは道路上の障害物と認めざるを得ないんです。

ということは、必ずしも村の責任とか誰だじやなくて、それは運転手が確認を怠ったミスも責任もあると。私は何十年も運転手をしましたから、そういうことだと私は思っています。

ですから、何が何でも村の設備だから、不備があったから皆弁償します、補償しますでは、まずいのではないかなど私は思います。村長、どう思いますか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今も何点かございましたけれども、整理をしながら自分なりにお答えしてまいりたいと思っています。

まず、倒木による電線のことについて、それから倒木の始末、そういったことは村でしたことだから村でというふうなこと、先ほどの私の答えはこんなふうに答えてございます。

雪による倒木が想定される道路沿いの支障となる樹木の伐採などを行う予定となっています。こうしたいろいろなことが多岐多様にあるわけで、必ずしもその人に始末させるとか、そういうようなことではなくて、時と場合によって樹木の場合はちょっと違うのではないかという答弁をしています。

ということは、東北電力なりいろんな電力会社、個人の土地を通る場合は、当然その土地の借用関係をして、対価のお金を支払ってございます。そういうことで、地権者に対してしっかりと了解を求めてやっているわけでございますし、その後の災害的な、そういった倒木、そういうところの後始末、そういうようなことについてはそれぞれケース・バイ・ケースでいろいろ違うのではないかなど私は考えています。それははっきり会社に確認してみないと分からぬですし、これからちょっと担当にも振りますので、その辺を確認していただければと思っています。

それから以前、道路上の事故ということで、村の責任で車が壊れたものですから、それを補償した。村の施設あるいはそういったもので事故が発生した場合には、村が責任を負わないとというふうなこと、それは当然だと私は考えてございます。あのときも決して正常な状況ではなくて、蓋、グレーチングが曲がっていたとか、あるいは車が端のほうに寄るとグレーチング

が上がってくるような形で、もう壊れていたという状況であったと思います。それで持ち上がってきて事故が発生してしまった。ですから、道路管理者の責任であるということで、それは村で対応したと認識しております。

それから、いろんな例を挙げられました。例えば、道路脇に除雪したんですけども、塊が落ちてきて、通行上の車に当たって車が破損した。その場合の責任ですけれども、それはやはり道路管理者である村の場合と個人の場合と、いろいろ違ってくるのかなと思っています。状況によるんですけどもね。その辺もちょっと担当に確かめたいと思います。

実は、どうしてそんなことを言うかというと、私はいつも冬になると気をつけなくてはいけないと思っていることは道路の損傷であります。ですから、自分個人でもいろんなところの道路を巡り歩いています、村道について。そして、大きな穴がある場合、たとえ冬であっても、そこは仮に埋めるようにということを指示しております。

ですから、ほかの町村の中で、県道、国道も含めてですけれども、大きな割と穴が開いていても、冬の時期を越して春先にならないと修繕しないんですけども、大蔵の場合はそれをまめにやってございます。そういうようなことは、私は役場職員に全て、自分の通勤してくる場所について情報を共有して、道路での事故が起きないように、いわゆる起きた被害が最小限に食い止まるような、そんな感じにしてほしいというようなことを常に言ってございます。そういうことが功を奏して、そういうようなところの発見も早くなり、そういう補修が効くんだと思っています。

私はある人から電話をいただきました。冬道、いろんな道路を歩いていますけれども、このぐらい補修されている道路、近頃歩いたことがございませんというふうな話も聞きました。そういうことも、やはり担当課がまめにいろんなところを回ってパトロールしているからこそ、そういうところを見つけ、補修ができるわけであります。そういうことをやっている努力も知っていただきたいということで、あえてここで申し上げました。

そういうことですので、全て村の責任ということではなくて、いろんな諸状況が変わつてくれればケース・バイ・ケースのときもあるんだということ、今回の佐藤議員の言われたグレーチングのところは、完全に村の確認不足、あるいは放置のままであったということ、気がつかなかつた。住民とかそういう方々になかなか教えていただけなかつたんでしょうけれども、そういうことこそ教え合って、危険箇所の撲滅も含めて、そういう情報交換的なものも促進できるような形でやっていきたいなと思っているところです。

以上です。詳しいことはいいですか。（「いい」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 今、村長の言うことは、当然それは分かります。でも、皆さんも警戒、事故が起きてからではまずいですから、多分経験していると思うんです。先ほど村長は、除雪して転がってきたものと言いましたけれども、それは当然道路に来たんだから責任あると思います。それよりもおつかないことは、私は除雪して分かるんですけども、自分でやって自分でぶつかったことがある。こんな雪の塊が道路にたまに、雪質によって飛ばないで残ってある。それが吹雪かなんかで見えないわけです。それでダンと。当然道路は何もないものと思って走っていて。だから、そこに雪の塊があったから、それは村の責任ではないかということは成り立つと思うんですけども、それを私は違うと言いたいんです、実は。

だから、それは絶対、運転手の確認ミスもかなりあると。さっき変なことを言ったけれども、じゃあ人が寝ていたら、ひいたら、そこに寝ているから悪いとなるはずなんです。そうではないんです。やっぱりそれは運転手のミスですよ、絶対。だから、何もかにも村で補償しますと言っても駄目だと思います。その件に関しては、それで。

最後だけれども、これは私個人のことです。私は自分で言って変なんですけれども、冬の雪だけでなく、大雨のときも、災害とか、特に山間地は土砂崩れがあつて通行止めとか、通路がオーバーフローしたと、いっぱいあるわけですよ。そういう場合、しようがないから自分で重機を持っていって、簡単な復旧作業というか、通行できるぐらい、水をさばけるぐらいは自分でやっているんですけども、例えば責任問題となると、土砂とか雪の中に人や車が巻き込まれている可能性があるわけですよ。それも非常に不安な気持ちでやっているんだけれども、責任問題と考えたとき、これは誰に頼まれたことでもないから、それは黙って知らないふりしていたほうが一番無難だなと思います。反面、これは責任問題があったにしても、急を要する事だから、このままにしては駄目だ、何とかしなければならないということで、悩みながらでも私はそういうことをやっています。これは私だけでなく、村内にはそうやってボランティアでやっている人は大勢います。それももう限度なんですね。まして責任問題なんて絡んできたら。

こういう場合の対処の仕方ですね、どんな方法が一番いいものか。すぐ役場に連絡する、いろいろ、業者に連絡するとか、あると思うんですけども、それでは間に合わないときがあるんですよ。例えば、日曜日なんかに災害があったら役場は多分駄目だと思う。すぐ、だって来てもらわないと駄目なんですね。予算組んでからとか、そんな余裕ないんです。

だから、そういう場合、我々は嫌だと言っているのではなくて、道路を空けなければならな

いから、どういう対処が一番いいのかと、最善の方法はどうだろうと聞いていますので、できればそれを教えてください。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私の考え方だけというふうなこともいきませんけれども、まず私の問われたことからお答えしたいと思っております。

本当にいろんな形で、雪だけではなくて土砂においても、佐藤議員が重機を持っているということでやっていたりしているということ、感謝を申し上げたいと思います。やはりそういうボランティア、危険が伴う、特に見えないところですね、土砂、雪の中に車あるいは人とかそういうものが埋まっているかという危惧もあるかと思います。そういうことも含めて大変な状況だと思っております。

やはり土曜、日曜かわらず、そういうときには役場にまず連絡をしていただければということが私は原則だと思います。日曜だから、土曜だからということで、当然庁舎そのものは閉庁していますけれども、職員は生活もしていますし、対応もしています。特に災害ですから、そういったことには休みというものはなく動いていただいている。ですから、担当職員は大変なわけであって、本当に御苦労をかけていると常日頃、私も思っています。

そういうことですので、今私がこの場で言えることとしては、やはり役場に連絡をしていただく。それから、遅くなってしまうかもしれない、まずは役場に連絡をしていただく。それから、佐藤議員さんなり、できる方々が今、現段階でその場所に対応してできることをやっていただく。それしかないのかなと思っています。

私からは以上です。これは危機管理室でちょっとお答えできるところでお願いしたいというふうに。議長、お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 最後の質問の、個人的に災害復旧を行っている場合の作業に関しての質問だと思いますが、村長も申し上げたとおり、土日は閉庁しておりますが、ちゃんとした連絡体制を取っておりますので、通常であれば火災、もちろん想定される災害のときには役場職員が必ず役場に集まって、その後、職員を招集して、現場の確認をする体制は整っていますので、連絡をいただければと思います。どの職員が行くかは、そのときの集まる人にもよるんですけども、取りあえず現場を確認した後に、主たる担当に連絡して、それが県なのか村なのかということも含めてなんですかね、現場を確認した後で、そういう適正な対応をしていきたいと考えておりますので、御遠慮なさらずにいつでも連絡いただければと思います。

私からは以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 変な質問ばっかりになって申し訳なかったんですけども、そういうふうに皆さんのが一生懸命になってやっている人もいるんです。だから、それを皆、自己判断でやっているわけですよ、普通。これをやらなくては駄目なんていう定義なんかないので、ただ急いでやっていますから、それがまた災害になつたら救われる所以。注意するのは十分注意するんですけども、私が言いたいことは、例えば私でも役場の職員でも誰でもいいんですけども、雪だまりがあったといったときに、そういうときは、このやろうと思わないで、連絡して、やっぱり寄せるような、みんながそういう気持ちにならないと、雪による事故なんて減らないんです。私が言いたいことはそれだけだったんです。

そういうことで、下手な質問で、さつきも言ったとおり、何か分からぬ質問だと思うんですけども、これで質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（鈴木君徳君） 2番八鍬信一君。

[2番 八鍬信一君 登壇]

○2番（八鍬信一君） 私からは、国道458号の接続道路新設について、村長に質問いたします。

お手元の資料①を御覧いただきながらお願いしたいと思います。

白須賀地内より現在工事中の国道458号に接続する道路は、まず①興源院の墓地に通じる路線、そして③の二日町方面の2本がありますが、いずれも屈曲した狭い道路で、車の対面通行はできません。非常に危険で不便な道路であります。

昨年11月に翠明荘に通じる道路、②が新設されました。その先の現国道までの道路は現況の狭い道路で、状況は変りません。

白須賀地内中央より、現状、畠地ですが、新国道へ乗り入れする道路を新設し、安全と利便性を確保するとともに、通行する全ての車両、そして村民にバイパス道路の恩恵を供与すべきであると思います。

道路整備による効果については箇条書にしたとおりですけれども、1、通行車両の減少により園児の通園安全向上、2、坂道、あの信号のところの上り下りが緩和され、徒歩そしてシルバーカー等の高齢者負担の軽減と安全確保、3に、信号前坂道は冬期間消雪不良で凍結もあります。大型車両減少によることになれば、これもまた安全向上につながります。4に、水害時の交通障害解消。これは皆さん、前回、令和2年に経験していますね。5番に、今後始まる基

盤整備、災害復旧等、大型車両の安全通行。今の状態では全く狭いです。これらの社会効果があり、村民のみならず通行する全ての人、車の安全、利便性を担保するものであると私は思っております。

以上、村長の考え方をお伺いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

[村長 加藤正美君 登壇]

○村長（加藤正美君） 「「国道458号線」への接続道路新設」という八鍬議員の質問にお答えいたします。

白須賀地区から現在工事中の国道458号に接続する村道の整備については、平成31年3月議会でも質問をいただいており、具体的な場所についても御提案いただいたところでございます。

前回は、担当課の検討の結果、直線距離200メートル、高低差3メートル、部分的に5%勾配の道路となり、2車線道路とした場合、歩道を含めて用地取得面積が相当規模になることや、地形上、大規模な暗渠工事が必要で工事費がかさむこと。さらに、一部筆界未定地が存在し、用地取得が困難なことなどにより村道新設は難しいと答弁をさせていただきました。現在もその状況は変わらないものと考えております。

なお、別ルートが考えられないかとの検討も行いましたが、白須賀地区中央からのアクセスとした場合、用地取得において家屋移転を必要とする箇所がほとんどであり、膨大な事業費が必要となることから、こちらも困難であると言わざるを得ません。

国道458号の白須賀・上竹野間のバイパス道路の開通時期につきましては、今のところ正確な情報は入っておりませんが、令和6年度となるのではないかと予想しております。この開通とともに、白須賀地区における車両の通行台数が変化することが予想されます。

まずはバイパス道路の開通を待って、その後の通行状況や地域住民の方々の安全確保などの事情を見極めながら、より安全に、そして効率的な道路網の整備を検討してまいりますので、御理解くださるようお願ひいたします。

また、東北中央自動車道が首都圏から新庄市泉田地区まで開通したことにより、最上管内の交通事情も大きく変化し、人の交流や物流の増加による経済活動の活性化が期待されております。しかし、東北中央自動車道から大蔵村へアクセスするには、新庄市か舟形町を経由しなければなりません。そういう管内の道路事情の変化に対応し、村内の経済活動の活性化を図るため、これから村内の道路網の構築に際しましては、山形県はもとより近隣自治体との連携を密にしながら検討していく必要があると考えておりますので、議員各位の御理解、御協力を

お願い申し上げまして、答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） ただいま答弁いただきました。前回、31年3月議会においても同じような質問をしました。答弁としては、当時は接続道路を造らないということではないと。そのときの答弁ですね。交通量や安全性などの観点から、必要な場合は村道の新設について検討したいということなので、今回も大体似たような答弁になっています。

それで、この答弁書の中で、大規模暗渠工事が必要だとなっていますけれども、私は現地を見ていますが、お寺のほうに、新墓のほうに上る道路ができたために、あの沢は多少盛られております。だから、半分くらいちょっと埋まっているような感じなので、以前よりはかなり工事的に言えば楽なのかなと。

それともう一点、一部筆界未定の土地、私も図面も見ましたけれども、3者が入った図面、筆界未定なんですよ。当事者の方にちょっとお話を聞いたところ、あの当時は3者のうちの1名の方がちょっとはつきりしなくて、そういう結果になったと。今も登記簿上は氏名は空欄になっています。筆数が何筆か入っていますけれどもね。その内容を確認したところ、今は畠をつくっていまして、境界はお互いに確認していると。お互いに納得して畠をつくっているということなので、これも困難なことではないかなと思っています。

それで私からは、さっきの5項目にちょっとかみ碎いて質問したいと思います。

まず、この路線が実現すればですよ、現在の信号交差点を通過する車両は、あそこを今まで通っていた分がバイパスにも回ると思いますけれども、あくまで予想ですが、8割以上減少するのかなと思っております。よって、農協方面の歩行者、通園園児、さらに園児送迎車両があそこでちょっとてこずっているんですよ。朝はちょっと詰まっている状況にもなっています。その辺の安全性が大きく向上します。また、徒歩や電動シルバーカーが通っています。農協にも行っていますし、清水方面、多分郵便局に行くのではないかなと思いますけれども、見かけます。

道路状況、現状ですけれども、あの勾配ですよ。あるいは、ちょっと歩く。さらに、シルバーカーを押して歩く。大変高齢者にとっては楽でないし危険です。坂道については、冬期間、消雪不良で滑ることもあると聞いています。大型車両が減少すれば、これも安全が確保されます。接続道路が新設となれば、徒歩でも容易に多分歩道がつくということなので、そういう場合は容易に郵便局や清水方面に出かけることが可能かなと思います。

これらについて、もう一度村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 八鍬議員からは、まず1つ目、暗渠の必要性はちょっと変わってきていいのではないかなどというお話もございました。それから、筆界未定も解決済みだという、この大きな2つの問題点が解決されたのではないかなという観点から、それぞれの項目についてどう考えるというふうなことがございました。

まず、この2つについては、専門的見地からというようなことで担当課から答えていただきます。

それから、八鍬議員は、接続道路ができれば8割以上の車が減少するのではないかなどというふうなことですね。違いますか、そうですよね。そういうことだと思っているんですけれども、私が最初の答弁でお答えしましたとおり、まず458のバイパスが開通すれば、白須賀の今の現国道を通る車は確実に減ると思うんですよ。その流れがきっちり、ある程度整備ができる分かつてきますので、その後の整備でも、私は一番合うような形で整備ができるのではないかと考えているところです。まして、議員御存じのとおり、今村の財政、庁舎建設も始まる、あるいはいろんな道路について、喫緊の本当に危険箇所を整備するということも事前に上げてございます。そういうことの中で、限りある財源の中で、どれに優先順位をつけてやるのかということも課内でしっかり検討しながら、これには対応してきております。

そういうことで、この案件については新しいバイパスが完成した後、しっかりとした車の流れをつかんでから、より効果的な、しかも安全な道路を整備したらいかがでしょうかというふうな、逆的に提案を申し上げているところであります。

それでは、先ほどに戻りまして、まずは暗渠の件と筆界未定の件、その点について担当から答えさせます。議長、お願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 若槻地域整備課長。

○地域整備課長（若槻 寛君） 筆界未定の件につきましては、当課で調査したところ、所有者が5名いらっしゃるようでございます。うち1筆は共有名義となっておりました。状況的に、こちらのほう、それぞれの所有者の方に今後の状況を御説明している経緯というものはありませんので、ちょっとその辺については何とも言えないというところでございます。

暗渠工事につきましては、盛土の土量が多少減るのかなということではありますけれども、暗渠工事そのものは実施しなければ、この辺の上流の水の処理というものはできないと思いますので。正確に測量等もまだ行っていない状況で、何とも言えないというところでありますけれども、経費的にはさほど変わってこないのでないかなとは考えております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君）　八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君）　先ほど8割以上と言ったのは、バイパスを経由する車が、多分直線に走る車が多くなるかなということで、残った2割、あくまで私の予想ですから、ちょっとあそこに立って見た感じなので、これは季節とかなんとかでまた違ってくると思います。

ただし、これから増えるんですよ、大型車両、トレーラー、それから台車、分かりますよね、白須賀の基盤整備です。これは頻繁なく通ります。というのは、資材も搬送します。U字溝とかカゴとか、あとは塩ビ管。赤松の状態を私は見ていますから、これはかなりの量で、前にも私は話したことがあるんですけども、あそこの交差点の話しましたよね。交差点で私は2台目で信号待ちしていたんです。そのときに、大型、平ボディーの長い車ですね、トラックが来たときに、いきなり前の車がバックしたんですよ。私はクラクションを鳴らして、止まつてもらいましたけれども、やっぱり高齢者の方だったかな。向かってきましたので、大型だと遠回りしますよね、とっさにバックしてしまったんですよ、前によければいいんですけども。そういう危険なことがいかにしてあるということを私は感じました。

あの交差点、大型が通るにはやっぱり狭いです。ばか正直に停止線で止まると、大型と交換できません。真面目な人は停止線でやっぱりきちっと止まります。1台ぐらい離れないと回れないですね。そんなことで、まず交差点としては、あそこはかなり危険だということを感じています。

そんなことで今後、白須賀は今年から基盤整備、工事に入りますけれども、赤松通りで大体65ヘクタール、基盤整備をやって9年かかりました。これは残工事も入りましたけれども。多分にして白須賀、これからやる分が83ヘクタールですね、二日町を除いて。それで、完成予定が令和12年になっていますが、順調に進んでも8年、予算関係や不具合で残工事が発生すると多分プラス2年ぐらい、赤松の例ですけれども、そうなると10年ぐらいはこういう危険状態が続くということなんですよ。この辺、村長、どう思いますか。お願いします。

○議長（鈴木君徳君）　加藤村長。

○村長（加藤正美君）　今の、年度の予測は大体合っているんだと思っていますけれども、順調に農林予算がつけば、そういうような形でいく。もっと伸びるかもしれないということは実はありますけれども、今の状況の中では、まずこの状況でいけるかなと思って、今、一生懸命に県土地連あるいは最上土地連ということの中で、国会議員の先生方、そういった方々のお力を借りしながら予算獲得に頑張っているところであります。

そういうことで、先ほどから何回も申し上げているとおり、令和6年度から恐らく白須賀のバイパス458は完成になるのではないかということでございますので、その後についても道路状況をしっかり見定める期間はあるかと思います。

そういうようなことで、先ほども申し上げましたけれども、大蔵村として懸案の事業をたくさん抱えてございます。もちろん道路は整理すればよくなるということは分かります。安全・安心なものをやはり提供していかなければならない。これは生活の糧を得る上でも、私はライフラインのトップに道路網の整備ということを挙げております。まして大蔵村では、農業以外に収入を得るということは、他の市町村に出かけなければできないという中で、道路網の整備を強調してまいりました。

そういうことでございますので、よその市町村よりは道路整備については特段の配慮をしながらやってきたという自負もございますし、積極的にそういったことを考えているんだということを御理解いただきたいと思います。

併せて、基盤整備事業もしっかりと進めていく上で、業者も決まってまいります。そうしたときに、こういった交通安全に関する指導、業者に対するそういった指導も徹底になるような形の中で、村として強力に要請活動、そういったことを展開してまいりたいと思っております。御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） 新458バイパスがやっぱりできなければ状況が見えてこないということは私も感じていますが、あそこは国道なので、そういう予定ではないですけれども、仮にここに接続したらどうなるかなという話は、国道を造る際に言っておかなければならないのかどうか、その辺ちょっと分かりませんけれども、それをまず一つ確認したいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） お答えいたします。

以前の翠明荘の裏口から入る、そのことについてはまず申し上げました。それから、その上の道路についても申し上げてきました。今回のことについては、まだ申し上げていなかったわけでありまして、今後そういうふうな、できる、できないはまた別にしても、申請をしなくてはいけないのかどうかということを検討してまいります。

なお、その辺については担当課からちょっと参考までに答弁をしていただければと思っております。議長、取り計らいをお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 若槻地域整備課長。

○地域整備課長（若槻 寛君） 国道への接続については、事前通告等は特に必要ありません。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） それでは資料2、裏面をちょっと見ていただければと思います。

一番の問題はこれかなと思っています。今回、水害になって、全然考えも予想もしないことが起きてしまったわけですけれども、現況を見るとおり、全く458バイパスが完成してもこのとおりですから、白須賀の地区民は特に入るところが、先ほどの1、2、3しかないわけですよ。それで、車両がやっぱり近くを通りたいために、その辺を通るかと思います、その3か所。そうしたら、末端がもう1台しか通りませんよ、車。渋滞になるのではないかですか。こんなことで、ちょっとまた災害がないとは言えないで心配します。

白須賀の地区民の方だけではなくて、やっぱりこちらから、清水方面から舟形方面に抜けるには、今までずっとここを通っていたわけですね。それでもって、熊高を回ればいいということもあるんでしょうけれども、途中、通りとか、我々は赤松もあるんですけれども、やっぱり近道、このせっかくできた道路をつなげばスムーズに通れるし、大型車両もスムーズに通れるのかなと思っています。

先ほど、バイパスが早くて今年、遅くとも来年という話は前から聞いていました。ただ、あのような水害が発生したら、やっぱりあれば便利、安全ですし、ここは安心に通れます。

これについては、今回堤防をかさ上げしました。60センチぐらいと聞いていますけれども、そのかさ上げした部分というのは、今回越流した部分です。あそこは、ブロックを置いてあるところはやっていませんけれども、サス崎の排水樋門、そして、その下流の下原樋門までかさ上げしました。かさ上げしたらどうなるかというと、多分皆さん分かると思いますけれども、それは時間差で満タンになるのは稼げますけれども、それ以上の水が出たら、今度は上流から浸水します。というのは、あそこのブロック置いてありますよね、今、河川敷に。あそこも前回上がったんですよ。そこまで傾向がなっていません。多分にして、あそこの銅山川と最上川の合流点、あそこが浸水すれば全く同じ状態になってしまうと思います。近年の異常気象によれば、再度の洪水もなきにしもあらずかなと思います。それで、私は何度もこの道路は絶対必要だろうということで話してきました。

村長、先ほど、458が完成した際に検討するというお話をしたけれども、水害についてはどのように今考えていますか。お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君）　この件については、以前から私は申し上げておりますけれども、令和2年の最上川の大洪水の後、国交省で最上川緊急プロジェクトというものが立ち上げられまして、河道掘削、それから築堤、いろんな形において工事がなされてございます。

幸いにも大蔵村は一番早くから着手をしていただき、河道掘削、御存じのとおり今、毎日のようにダンプカーを連ねて土砂を運んでいただいている。そのおかげで、このたびの令和4年の同じような洪水、山形方面あるいは河北、あちらのほうはありましたけれども、堤防越水、その他災害が、非常に激しい洪水ということで被災されたわけですけれども、大蔵村は令和2年のときよりも各段水位が下がったという経緯がございます。これについては、そういったいろいろな対策工事が功を奏しているものと思ってございます。支障木の伐採、そのほかいろいろなことをやっていただきました。

そういうことで、50年に1度あるいは100年に1度の水害には耐えられるという見解もいただいております。ただ、これはあくまで人が想定する100年に、50年に1度の水害ということです。想定外という言葉がありまして、やはり人間の考えること、あるいは想定することには限りがあります。そういうことですので、この地域がやはりいつ災害、洪水が起こらないとは限らない。その上での対応だと考えてございます。

ですから、ここ何年かの間はいろんな教訓を踏まえて全ての対応をしていただいたと思っていますので。ならないとは言えませんけれども、この前と同じような中では、こういった災害は起きないと私自身は捉えてございます。

そういうことで、皆さんも共々、中央要望なりいろんなことをやっていただき、その結果が出ていると感じておりますので。今後も大蔵村は大河、最上川を控えて、そういう中で村民が生活しているんだということをしっかりと中央に伝えていく。そのことが大事なことかと思っています。よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君）　八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君）　本当に堤防のかさ上げについては早急にやってもらって、ありがたいなと思っています。それと河道掘削、支障木、ありますけれども、要はあの規模の、それ以上の水というものは考えられるわけなので、あそこの河道を広げたわけなんですが、かさ上げもしたわけなんですが、下流の流れる量は同じなんです。そして、あそこは橋を通って、どんとぶつかっていますね。それで、その先にも中州があります。そういうことで、一部の方に聞いたんですけども、これは建設関係の方です。あれがあるから、かさ上げ、河道掘削を

やったにもかかわらず、今後また洪水になるおそれはあるのではないかということなんですね。だから、そのときの万が一の備えとして必要かなということで何回も言っています。

村長が指針方針で今回も出しました。安心・安全な村づくり、これを上げています、いつでもね。これは、いろんな面で安心・安全な村づくりをやっていることも分かりますけれども、せっかくできたあの道路の恩恵をみんなに分け与えてもらいたいなど。私は一番はそこなんです。

そんなわけで、本件については実現を期待して、質問を終わりたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は13時10分といたします。

午後0時14分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

5番 加藤忠己君。

〔5番 加藤忠己君 登壇〕

○5番（加藤忠己君） 私は村長に対して、次の2つの事項について質問いたします。1つ目は雪情報の周知について、2つ目は議会のペーパーレス化の検討についてであります。

質問の要旨としまして、1番目、ハザードマップとは、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものであり、被害の想定区域、避難経路や避難場所が図示されており、災害発生時、住民を迅速、的確に避難させると同時に、第2次災害を防ぐ目的があります。

現在、洪水・土砂災害ハザードマップ等8種類のマップがあるとのことです、雪の災害に対してのハザードマップはありません。雪による災害も発生しますし、事故も発生します。積雪量日本一と報道される村です。雪に対してもっと敏感にならなければいけないのではないでしょうか。

役場危機管理室でも「くらっち」を利用し、雪に対する情報を発信していますが、この集落は現在積雪量幾ら、この道路は冬期間閉鎖、ここは道幅狭い、ここから先は上り坂でカーブが多い、ここは雪崩に注意など、村内住民や村を訪れる観光客等に雪に対する注意喚起を周知させるハザードマップ的なマップ情報の作成や、「くらっち」を利用した村内道路環境情報等を発信する方法を検討すべきと思うが、村長の意見を伺います。

2番目の議会のペーパーレス化の検討についてですが、議会において配付される資料は毎回

数十ページから数百ページになり、予算書や決算書に至っては300ページ前後になります。資料は各議員や村長はじめ執行部にも配付されますので、その量は膨大なものとなります。用紙、コピー代、毎年多額の費用と資源が使われています。議員全員にタブレット端末を配付し、配付資料の大幅削減ができた事例も報道されています。SDGsにもつながっていくのではないかでしょうか。ペーパーレス化の推進について、障害となるものがあれば何か。また、検討課題は何であると思いますか。村長の意見をお聞かせください。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「雪情報の周知について」と「議会のペーパーレス化の検討について」という加藤議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、「雪情報の周知について」お答えいたします。

議員からは、豪雪についても自然災害との認識の上で、雪による被害軽減に向けた取組について御意見をいただきました。私も豪雪は災害との認識を持っており、先日の雪対策の要望会でも国に対してしっかりと雪国の現状とともに意見を述べてまいりました。

さて、議員質問の、豪雪を想定したハザードマップについては本村では作成しておりません。全国的にも数か所程度の自治体で道路などの雪崩危険箇所マップを作成しているにとどまっているようあります。これは、河川の氾濫に伴うハザードマップについては降水量を想定し、それに伴う河川の増水を計算して氾濫予想を導き出しますが、雪質によって重量も異なります。また、雪の状況によっては雪崩の発生の仕方も異なりますので、一概に想定することが困難であり、どのような基準で被害を想定するのか明確にできないからではないかと考えています。

議員御発言のように、日本一の豪雪地帯に暮らす私たちです。だからこそハザードマップなどに頼ることなく、私たちは日本で最も雪との付き合いにたけた暮らしをしていかなければならぬものと思います。

なお、道路における雪崩の危険箇所については、雪庇除去による対応と併せ、雪崩危険箇所マップの作成を検討してまいります。

また、冬期間の閉鎖道路や雪害による通行制限などの道路状況の周知については、これまでも「くらっち」や防災行政無線を活用し周知しておりますが、村外から観光で訪れる方々には伝わらないのが現状です。村のホームページで情報を発信したこともあります、観光に訪れる方々がリアルタイムで雪に関する道路情報を得るために、道路標識による情報伝達が有効

だと考えます。現在は、主に国道や県道に多くの看板が設置されておりますが、今後、村道についても看板等の設置箇所を増やしてまいります。

先ほども申しましたように、豪雪は災害との考え方の下、それぞれの事象に機敏に対応してまいりますので、御理解と御協力をお願ひいたします。

次に、「議会のペーパーレス化の検討について」の質問にお答えいたします。

議員からは、議会の際に配付される資料等の削減を目的に、タブレット導入によるペーパーレス化の提案をいただきました。

現在、政府主導による行政機関の手続や自治体のデジタル化が推進されており、令和3年9月に新設されたデジタル庁が政府の肝煎りでマイナンバーカードの取得促進や公文書のデジタル化など、デジタル社会の形成に向けて様々な施策が実施されております。

村では他自治体に先駆けてコロナ感染症対策として、非接触による行政情報伝達を基本とした情報タブレットを全戸に配布しております。災害時の活用はもちろんですが、日中に留守であっても回覧や配布物をタブレットやスマートフォンで確認できる環境を整えたところです。現在、試験的に役場から伝達される回覧文書やチラシ等の一部をタブレット配信し、地区代表や隣組長など配布される方々の負担軽減とともにペーパーレス化の実証を3月までの期間限定で行っております。その結果を住民の皆様や地区代表の皆様の御意見をいただきながら、今後に生かしてまいりたいと思います。

また、各業務におけるデジタル化についても、国における情報に注視しながら、住民サービスの向上の観点からも計画的に進めてまいりたいと思います。

さて、議会におけるペーパーレス化については、デジタル化の流れが進む中につけて検討すべき課題の一つになろうかと認識をしております。議員御意見のように、予算書、決算書、議案書などの紙資源の節約の取組について否定するものではありませんが、議会としてどのように考え、行動に移していくのか、議員皆様方でよく議論されることが肝要かと思います。

また、ペーパーレス化の推進については、何よりも住民の方々の理解が大切な課題になろうかと思います。若い世代の方については、パソコンやタブレットの扱いに慣れておりますが、不慣れな高齢者の方々に対する取扱いの説明などの的確に行わなければならないものと思います。さらに、タブレットなどの調達費用やランニングコスト、環境整備を含めた費用対効果など十分な検討の下、丁寧な説明が必要だと思います。

以上、私の考えを述べさせていただきましたが、議員皆様の今後の活発な御協議を御期待申し上げまして、答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） 今、村長から御答弁いただきましたけれども、3月に入り、晴れの日、この天気で、積雪量も解けて少なくなっています。時期を得ない質問となりますが、冬は必ず来ますし、雪が降れば雪道の問題も必ず出てきます。自分が住んでいる地区的道路状況はある程度把握は皆さんしていると思いますが、ちょっと離れた地区的道路状況はほとんど分かっていないという人が多いと思います。まして雪道ともなりますと不安もあるし、危ないところ、注意すべきところは知らせておくことが絶対的な条件なのであります。

私はハザードマップを作れとは最初から言っていません。この答弁の中にありました雪崩危険箇所マップ作成、そういうものをハザードマップ代わりに、ここでの雪崩危険箇所マップと、答弁にはなっていますが、この「検討してまいります」。これは検討ではなくて、すぐ次の冬までには作成していただきたいです。

それと、今回の答弁は雪崩中心になっていますけれども、道路、例えば国道、県道、村道。県道、国道はそんなないですけれども、村道については、まず通行量の多いところ、紙でもいいのではないか、地図化しまして、道路を書いて、この場所はちょっと曲がりが多いし滑る、危険だから注意してくださいみたいな、これだったらホームページにでも載せられるし、「くらっち」でも配信できるのではないかと思います。

とにかく雪が多い豪雪地帯ですから、もっと雪に敏感になっていただきまして、ちょっとした道路でも、例えばあそこへ行くにはどうやったら行ける、雪大丈夫だべか。例えば、俺は自須賀なんですけれども、自須賀から四ヶ村へ行って、あそこのトンネル大丈夫だべかとか、村内どうなったなんていうのは全然分からないわけですよ。そういう情報を、ですから今、大丈夫ですよ、女人1人でも行けますよみたいな、そういうまず情報が欲しいわけですよ。どこから雪崩が落ちてくるなんていうのは分からぬですからね。地域整備課は毎日回っていますから、雪崩が起きるところなんて大概決まっていますから、地図化できるのではないかなど私はそのように思っています。

それと、これも答弁の中にあったんですけれども、村の外から観光等で訪れる人は、ホームページとか、村内に来て、もちろん看板、そういうもののほうが重要だと聞きましたけれども、前にホームページで何か発信したことがあるみたいなことが書いていますが、現在もこれは発信しているんでしょうか。消してしまったのかどうか分からぬですけれども、道路標識とともに、こういう「くらっち」とかホームページを利用して発信を続けていっていただきたいと思っております。

それと、村の豪雪対策本部を立ち上げました。新聞にも出てきます。今日も、さっき村長がその状況報告をしましたけれども、村の人、何も分からぬんだよね。どうしたら立ち上げて、何すんだべ。豪雪というから、雪いっぱい降ったから、いろんな事故とかなんかになるといけないから、そういうことに対して敏感になって、いろいろやるんだべなというふうな感じで。例えば、基準も分からぬし、じゃあ、うちのところの役場でもいいし、どのぐらい雪が降つたらそういうのを立ち上げてあれすんのやとか、そういう立ち上げの内容、基準といいますか、そういうものが分からぬですよね。だから、もっと住民に知らせていただければなと思っております。

あと、もう一つですけれども、やはり豪雪地帯ですので、肘折も大丈夫だべかとか、そういうのが出てくる人がいると思います。だから、日本一豪雪地帯であっても、道路の除雪は完璧に行ってますよ、だから安心しておいでくださいとか、安心して通りくださいみたいな、そういうPRというか、告知も必要なではないかなと思っていますけれども、以上、村長の考え方をお聞きいたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、加藤議員からは、豪雪地であるからこそというふうなことを踏まえて、私がちょっと控えたところでは、6点ぐらいの項目で再質問いただいたと思っています。足りないことがあったら指摘をしていただきたいと思います。

それでは、順序よく答えてまいります。

加藤議員からは冬の問題として、他のところの雪道というものは非常に不安であるということから、いろんな注意喚起、そういうことをする必要があるというようなことで、まず1つは、「検討」という言葉から「実施する」に改めてほしいと、こういう強い姿勢で臨んでほしいという形で、確認の意味でいただいたと思っています。そういった全てのものを含めて検討ということでございますので、検討という形で何もしないということはありませんので、御理解いただきたいと思います。

2つ目、注意喚起ということで、危険箇所については先ほどの答弁で答えておりますけれども、看板が一番だろうと。なかなか観光客、そういった方々はそういうことにたけているかもしれませんけれども、ふだんの状況の中で村においでになる方はそんな形で、なかなかそれが見ることができないであろうと思います。そういったことで、情報提供はしっかりとしていくということ。

先ほど私が、日本一の積雪の村だからこそ、やはり住民に関してはある程度それを認識して

いただいているし、通常の範囲の中で、それは捉えていただいているから、それに対応できていると思ってございます。なお、確認の意味で、いろんなことは今までやってきております。決してそれで手抜きをしているということではございませんので、御理解いただきたいと思います。そういうことで情報提供を今まで以上にしてまいります。

それから、雪崩の地図化については先ほど答弁をしたとおり、実施をしていきたいと考えてございます。

それから、雪崩についてでありますけれども、大蔵村では県道、村道、国道に限らず雪崩の起きそうなところは事前に除去してございます、ほとんど。それぐらい点検をしっかりしている。そして、担当課がそれに対して真剣に取り組んでいただいているということであります。そういったことで、以前のように458が2日、3日不通になったというようなことは議員も記憶にないと思います。あっても一、二時間ということですぐ対応ができている。そのことは、国道458に付随するダブルルートがまだ完成できていないということから、県、国に対してもそういうようなところをしっかり申し上げておって、そのことに努めていただいております。ですから、458については肘折温泉というものを見据えて、そういった除雪については万全の体制で臨んでいただいているところであります。

それから、情報発信しているのかということでありますけれども、先ほど申し上げているとおり、これについては確認だと思いますので、担当課に答えさせたいと思います。後からよろしくお願ひします。私が終わった時点で。

それから、豪雪対策本部の内容を村民は全然分かっていないというふうなことでございますけれども、かなりの方が関心を持っていただいて、役場には連絡をいただいている。その主なことが、除雪の補助金、いわゆる豪雪対策本部を設けたんだから補助金がないのかという問合せがほとんどであります。それぐらい村民の方々は豪雪対策本部のことをよく知っております。全ての人がというわけではございませんけれども、今回その改正に当たっても、広く村民に周知をしております。何種類かの方法で周知してございます。これも後から担当課に説明をさせます。

それから、日本一の豪雪地、それでも安心なんだよと、これぐらいきれいに除雪をしている村はないというようなことが評判でございます。それについては議員もよく御存じかと思いますけれども、大蔵村に来ると除雪の状況が非常にきれいだということは、どの方々からも言つてもらえます。そういったことで、大蔵村は除雪完備日本一の村を標榜しているところでもあります。そういうことで、村においてしっかりと今後もこの現状を続けてまいりたいと思って

います。

それでは、先ほど申し上げましたとおり、情報を発信しているのかと、それから豪雪対策本部の内容についてはどういった方法で村民に周知しているかと。この2点について担当課にお話をさせます。議長、取り計らいをよろしくお願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） それでは、このたび、この冬に、書いてあるんですけれども、役場から発信した冬期間の閉鎖情報とか、いわゆる道路情報なんですけれども、その件数をお知らせします。

冬季閉鎖や雪害による通行制限、今回、倒木等によってございましたが、その告知が約36件でございます。あとは、道路情報とはちょっと異なるんですけれども、水道凍結などの注意勧告情報を30件流しております。それと当然、道路情報でなく、その事前として気象情報を住民に知らせるということが最初の情報の伝達となりますので、その気象情報に係るものは、この冬で24件の気象情報を住民に流しております。あとは、それら降雪による除雪等を個人なりいろいろな人、業者が行うわけなんですけれども、そういうときの雪害防止をするための雪害防止予防の発信が11件ございます。あとは最後に、冬期間ですので、暖を取るためのストーブ等、そういう不始末による火災が発生する可能性もございますので、暖房器具等による火災予防に関するものが15件、あとは、このたび12月に起きました、広域的に発生しました停電がございました。その停電に関するものが28件ということで、抜けることなく広く通知、情報発信していると私は思っておるところです。

続きまして、対策本部の設置の基準ということでよろしいんですね。災害対策本部は、さきの報告によりまして、1月に立ち上げておりますが、その立ち上げたときの報告に関しても、「くらっち」等の防災無線を使いまして、1回その情報を流しております。また今回は、通常の年ですと、対策本部が立ち上がる、イコール除排雪の補助金が有効になるというようなことでございましたが、今年はそれをリンクしないように今回から設定しておりましたので、その旨、雪害対策の補助金が有効になった場合にはまた改めて連絡するということの情報伝達もしております。

私からは以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） 大体分かりましたけれども、今日みたいな天気のいい日には、冬の関係のホワイトアウトとか、車が氷で滑ったようなことを忘れます。でも、やっぱり毎年冬は来ま

すので、雪道の道路の安心・安全、ぜひ村民の安全を守るために一応よろしくお願ひいたします。

続いて、議会のペーパーレス化のほうに移りますけれども、ペーパーレス化について議会として話し合いを行ったり検討したりしたことはありませんので、議会としてはコンセンサスが得られていません。議会としてコンセンサスを得ることが先ではと言われることがあります、まずこの導入に当たっては初期費用や操作研修の時間等もかかります。まず今回は一議員として、私の個人的な質問として質問いたしました。

いろいろ答弁にあったんですけども、ちょっと導入事例というんですか、私の設問が、障害となるものと検討することについてですけれども、検討事項はやっぱり費用の件、あとは操作やその研修、あと情報の漏えい等、タブレットを使うにはやっぱりデメリットがそれあります。

現在、山形県内の議会でペーパーレス化をやっている町の状況なんですけれども、舟形町、庄内町、朝日町、飯豊町、高畠町、川西町、4つの町でやっていると聞きました。これに市を加えると、もうちょっと多い自治体でやっているのではないかなと思います。

やはり各自治体のペーパーレス化が報道されていますので、導入についての検討や何らかのアクションを起こしている自治体が多いのではないかと思っております。私は、できることからやったらしいのではないかなとは思っています。

それと、さっき答弁の中でちょっと気になったことがありますけれども、今回は議会のペーパーレス化についての質問であったんですが、下から7行目からの「何よりも住民の方々の理解が大切な課題になろうかと思います」から、ずっと4行目までですか、ここまでずっと来たらんですけれども、住民の理解というものは何だろうと思って、ちょっと考えてみたんです。議会報告書便りみたいなものを「くらっち」とかなんかで送信するのかなとか、あと費用のことなどのかなとか考えたんですけども、あとは調達費用とかランニングとか環境というのは大体分かるんですが、ここだけちょっとどう理解していいのかなという感じであります。後から回答をお願いいたします。

大体考え方は分かりましたけれども、最後に村長に聞きたいんですが、この件について村長は時期尚早と考えていますか、それとも何らかのアクションとして少しでも早く検討といいますか、実施に向けて動かなければなとかというふうに、どう感じているでしょうか。ちょっとこの2つについてお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 加藤議員からいろいろあったんですけれども、最後の2つについてということでしたので、それに限定してお答えしたいと思います。

まず、1つでありますけれども、いわゆる答弁書の7行目からですか、書いていますけれども、これはペーパーレス化の大まかな考え方について、大蔵村全体としてのことでもありますけれども、何にしても、例えば議会のペーパーレス化にしても、村民がどういう考え方でいるのかなという観点もありますし、いろんなことを踏まえての答弁であります。そういうことで、議会に対してだけということでもございません。

2つ目の、問題点となるところは調達費用あるいはランニングコストと、ここに書いてございます。あるいは環境整備を含めた費用対効果、これが出てくるわけですね。今、大蔵村役場庁舎建設を控えていて、今のこの調査にかける、必要最低限の経費はかけなくてはいけないんですけども、取壊し、そういったことを考えた場合、過度な設備投資、そういったことは避けていくべきかなと思っています。これは誰しも当たり前のことだと思いますけれども、ただ絶対必要なものもございます。それについてはいろんな考え方の下、経費を抑えるような形でやっていかなくてはならないと考えています。そのことは御理解いただけるかと思います。

それから、時期尚早というふうな形なのか、あるいは積極的にこれに取り組んでいくのかということでございます。実は、大蔵村の1つの団体の中でタブレットを導入してやっている組織がございます。農業委員会です。そのことも踏まえて、いろんなことも聞けると思いますので、その辺も執行部としてまとめておきたいなと思っています。まずは農業委員の方々は、それが必要だというふうなことが役場当局にあったと思います。その中で、そういうふうなこと、これは全国的なことかもしれません、農業会議の中でですね。そういうことであったのかなと思っています。そういうようなことであればぜひ取り組んでいかなければならないと思っています。

先ほど加藤議員が申し上げた内容については、令和5年2月19日の山形新聞で、全国の地方議会ということで捉えてございます。これについては主に委員会のことでございます。委員会をオンラインやっている、全国で9%だそうです。しかも小規模町村になればなるほど、その導入が進んでない。いろんな問題があります。先ほど私が言ったように、デジタル化の財源、あるいはそのノウハウが不足している小規模町村ということでございます。

それから、本会議でどうだというふうなことを聞きましたら、町村は不要というのが約半分、必要というのが約2割というふうなことであります、本会議ですよ。それから、本県は先ほど言ったとおり、市を入れて5つでございます。先ほど言った、長井、尾花沢市が入ります。そ

ういったことで、委員会はそんなことでやっているということ。

今コロナとかそういうことで、これが必要だということは分かりますけれども、議員さんが実際活動している中で、果たして皆さんのが会わないで話をして、その空気あるいは緊迫感、そういういったものが、果たしてそれが伝わっていくのかというようなこと、あるいは話題そのもの、議題そのものが過熱といいましょうか、真剣に議論ができるのかと。操作や別のことだけそれを集中してしまって、慣れるまでですけれども、そういうようなことを考えた場合、やはりもっと下準備が必要なのかなということを思います。

ですから、私はどちらも今すぐ必要だというようなことでもなくて、機が熟したら、いわゆるある程度条件がそろえば、これはやっていく価値があるかと思います。

そういうことで、いろんな条件を整えるように、まずは議会の皆様方がしっかりとそれに向けて、どうだろうというふうなことの話をさせていただいて、執行部との話し合いに臨んでいただければと思っております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） 村長の言ったことも一理あると思うんですけども、やはり時代、世の中の流れといいますか、そういうものになって、先進的なことへも挑戦してもいいのではないかと思います。

先ほど村長の施政方針でも、挑戦するとはっきり言いましたので、議会としてもいろいろ、議長に言って、一応調査研究したいと思いますけれども、村長、執行部でもまずひとつ、ペーパーレス化に向けていろんな意見を出し合って、一応検討していただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（鈴木君徳君） 1番斎藤光雄君。

〔1番 斎藤光雄君 登壇〕

○1番（斎藤光雄君） 私は、村政について村長に問うということで、10件ほど通告させていただきたいと思います。

初めに、医療体制について。

医師の定年を65歳に改め、定年まで2年ほど、常勤の後任医師の配置について、どのような活動を行っているか村長に問う。

住民の暮らしについて。

1、高齢者（所得制限）世帯への灯油補助制度はありますが、村内でもオール電化の住宅も

数多くあり、電気料金への補助を検討できないか村長に問う。

2、災害が常態化する現在、電源の確保が重要となり、地域共助連携の一助として、今後主流となるハイブリッド車、電気自動車からの電源確保がプラグの設置により可能で、停電時の避難所運営も容易であると考えます。住宅施設、地域コミュニティーの新築、改築時に補助の検討ができないか村長に問います。

3番、村民の学びについて。

村として、より一層のデジタル化を推進する。令和4年6月定例議会での答弁でした。より推進するために、村民の方々に、舟形町、真室川町においてスマホ、パソコン等の学びの学習施設があります。本村においても設置できないか。人生100年時代に向けて、政府広報で言っている、何歳からでも人は変わることができる。ぜひ学習施設の設置を村長に問います。

4、高齢者施設の整備を。

村道合海大坪線も4月に開通し、以前とは違う景色となり、住民の方々より、雪、水害の心配がなく、また畑作業ができる環境、萱野地域に高齢者住宅があればといった意見をよく聞きます。住民の中には借地で居住している方もおり、村の人口も数年の間に2,000人を切る状況です。大蔵村で暮らすと、こんな老後生活ができるといった、よき環境を整え、子供政策、高齢者対策と平行しながら高齢者施設の整備を進め、人口減少対策に臨むべきでは。村長に問います。

5番、合海地区消雪管について。

現在は新しい消雪管に更新され、住民の方々も大変喜んでおります。しかしながら、水の出具合が悪く、現在では消雪がなされず、道路上に雪が残る状態箇所が多く見られます。根本的な対策をお願いしたい。

6番、烏川1号線の狭隘道路について。

村内の認定路線の中で、烏川中ノ道線より乗り入れする烏川1号線は、村内路線の中で狭隘と急勾配の状態で、認定路線の中で最も危険な道路であります。冬期間においても、狭隘の度合いが増し、この周辺の住人からも、道路整備が検討されれば危険と隣り合わせの生活が解消されるとの意見でした。村長に問います。

農業政策についてですけれども、飼料用米に対して交付されていた産地交付金が今年度よりなくなります。減反対策として十数年来作付された飼料用米は多様性があり、飼料用米1トン当たり40%のエタノールが取れ、ハウス等の燃料に混合し使用ができ、多様性があります。岩手県の農業法人で実施されている例があります。

また、鮎川村では養鶏業者の利用環境が整い、需要があり、村独自での補助を行っており、当村においても将来において有望と考え、農家に補助の検討を。村長に問います。

災害対策について。清水・合海地区の内水についてです。

清水堰より流入が内水の原因とも考えられるとの意見がありますが、管内においての基盤整備事業時に取水施設の移動が可能となれば、堰の閉塞といった措置が可能となることも考えられる。白須賀の二日町地区の基盤整備での、国への要望が実現となれば、内水対策になり得るのでは。

また、合海地区のあやめ公園付近において、国へ要望されている排水ポンプ場の建設がなされれば一層の内水対策となり得るが、村長に問います。

最後に、役場庁舎整備について。

庁舎整備について、各地区よりの整備委員で決定された、清水地区の整備予定地の購入変更により、新たに議会全員協議会で示された合海地区の整備予定地について、令和元年6月定期議会において、庁舎建設は村の重要事業と将来を見据え、地域活性化につながるよう十分検討するとの答弁でした。萱野、季の里からの雨水も流れ込み、内水も想定される地域である。萱野の村道も4月に開通し、高速道路から中核工業団地を抜け、村へのアクセスが便利となり、地域が生まれ変わる地となり得ると思われます。整備地選定の際に亜炭採掘された地域ではありますが、土壤処理、建築工法により可能であると考えます。

その他の地域についての検討があるか。また、一度白紙として、小中学校を小中一貫校とし、1校を庁舎の考え方の整備計画はあり得るのか。村の将来像をどう考えているか、村長に問います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「村政について村長に問う」という斎藤議員の質問にお答えいたします。斎藤議員からは11項目の多岐にわたる質問をいただいたために、簡略な答弁となってしまつておりますこと、まず御了解いただきたいと思います。

それでは、医療体制について。

議員からは、本村の医療体制を維持していくため、間近に迫った常勤内科医の定年退職後の医師の確保について質問をいただきました。

診療所は村民の身近な医療機関として、何でも相談できる総合的な医療を基本として、保健及び介護と連携して、予防医療や在宅医療に重点を置いて運営しております。さらに、地域医

療連携として、2次医療圏である県立新庄病院などの医療機関と連絡調整を図り、専門的な検査や治療ができるよう後方支援体制も整えております。

村では、これまでの医療体制を維持するためには、常勤医師1名に加え、派遣医師1名の2名の医師体制とすることは欠かせないものと考えております。

現在、村の常勤医師の定年退職は65歳としております。現在の常勤医師については、令和8年3月末で定年を迎えることから、先生には再三にわたりさらなる定年の延長について相談をさせていただいております。しかし、先生の意志が固く、今のところ定年の延長は難しいものと考えております。

私も、これまでの医療体制を維持していくことは、大蔵村で安心して暮らすために重要なことであると認識しておりますので、後任の医師確保については最重要課題として捉え、議員皆様方や診療所の先生方と相談して、村として医療体制の方向性を定め、県や医師会、関係機関等へ要望活動を進めていきたいと考えておりますので、御協力いただきますようお願いいたします。

今後も本村の医療体制を維持して、安心して暮らしていくように、皆様の御理解と御協力ををお願い申し上げ、答弁といたします。

次に、「住民の暮らしについて」の質問にお答えいたします。

1、電気料金に対する補助制度の検討について質問をいただきました。村では、電気料金やガス代の急騰による村民生活への影響を考慮し、今年度において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、全世帯へ2万円の電気、ガス、燃油等の高騰対策商品券として配布をいたしました。併せて、住民税非課税世帯に対して5万円の給付、18歳以下の子供1人当たり1万円の子育て支援など対応してまいったところでございます。

しかし、世界的な燃料価格高騰や円安の影響によりエネルギー価格の高騰が続き、電気、ガスといった光熱費の値上がりは家計や企業の業績を圧迫し、国民生活、事業活動に大きな影響を及ぼしております。

国においては、回復傾向のある我が国の経済に及ぼす悪影響を考慮し、電気、ガス価格激変緩和対策事業を行うとされました。専門家などからは、その効果は限定的なものになるだろうとの指摘が相次いでおります。

私は、このような国民生活に大きな影響があるような事態に対しては、国が責任を持って対応を強化すべきものとの考えを持っています。しかし、村民生活への影響が大きいことを目の当たりにし、令和5年度当初予算に升玉小水力発電を活用した地域還元事業を盛り込んだところ

でございます。その事業が電気代高騰の一助になれば幸いと考えております。

また、村が主体となって対応できることは限定されますので、国に対してエネルギー価格高騰への対応をしっかりと要望してまいります。

2、災害時のハイブリッド車や電気自動車からの電源確保という視点での補助についての御意見をいただいたことについて回答いたします。

まず、指定避難所運営の際の対応については、村と各事業所の災害協定により、自動車販売会社とのプラグインハイブリッド車による避難所等での電源供給の支援を受けることとなっております。また、避難所へ多くの避難者が想定される場合には、村内事業所から大型発電機による電源の供給を受ける体制も整っております。

指定避難所のほかにも、地域コミュニティーの場所でもあります指定緊急避難所における災害時の電源確保については、自主防災組織や消防団に備え付けた小型の発電機を活用することで対応いただきたいと考えております。

なお、電気自動車に対する充電設備の設置については、電気自動車等の普及状況を見ながら、村としても検討してまいります。

いずれにしても、住民ニーズや村内で想定できる災害の種類、そして国の災害に対する動向を注視しながら、村民の方々の安全確保について広く検討してまいりたいと思います。

3 「村民の学びについて」お答えいたします。

村では、住民サービスの向上や行政手続の簡素化の観点からデジタル化の推進を図っております。現在は各家庭に配布させていただいたタブレットを活用し、村民の方々への情報提供と併せ、配布物のペーパレス化について試行しております。

今後、国においてもさらなるデジタル化を進める方向にあり、村民の方々がスマホやパソコン等になじむことが必要になるものと考えます。こうした状況を考えた場合、議員御意見のデジタル化に触れる学習の機会が必要と考えます。

今のところ住民から、スマホやパソコンに関する教室をやってほしいという要望はいたしませんが、今後村民の方々がどのようなことを学びたいのかニーズを把握しながら、ライフステージに応じて、生き生きと学ぶ方々を支援する生涯学習を推進してまいります。その一環として、スマホやパソコンに関する教室の開催を検討してまいりたいと思います。

なお、議員からは学習施設の設置をとの御意見をいただきましたが、中央公民館や松ぼっくり、地区公民館など既存の施設を活用し開催できるものと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

4 「高齢者施設の整備を」という質問にお答えいたします。

萱野地域に高齢者施設を整備してはどうかとの御意見をいただきました。議員の御意見のとおり、確かに萱野地区は水害の心配がないことは理解できます。しかしながら、高齢者が住むところとしては、人の往来といったことを考えると、今のところはまだ適さないのではないかと考えております。隣同士、御近所でのつながりといった地域での交流が困難になるのではといったことも懸念されます。地域で温かく見守るといったことが地域共生社会では必要であると認識しております。また、簡易水道や下水道施設などのインフラの整備に多額の費用が必要であることからも、現状では困難であると考えます。

以前から申し上げてますが、基本的には自助、共助だけでは補えない部分について公助でという考えが大切であり、現在の諸制度を活用しながら、村民の方々の健康寿命を延ばし、誰もが生涯健やかに幸せに暮らせる地域を目指し、心配など気兼ねなく相談できる体制を整え、実効性のある支援体制を構築してまいりますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げまして、答弁といたします。

5 「合海地区消雪管について」お答えいたします。

村道清水合海線の散水消雪施設は平成28年度より更新事業を開始し、管路については100メートルほど延長し、全長1,267メートルとして令和3年度に完成しております。令和4年度には清水地区の2か所の井戸のケーシングパイプの更新を実施し、来年度は合海地区の井戸の浚渫工事を予定しております。

この消雪施設の管路は3ブロックに分けて運用しており、均等に散水するためには、それぞれの水圧をブロックごとに調節する必要があります。しかし、管路が延長されたことにより水圧の調整に苦慮しており、合海地区の一部で水の出が悪く、近隣の皆様方に御不便をおかけする結果となっております。

現在その解決策を検討しておりますが、まずは来年度に予定しております井戸の浚渫工事を実施し、揚水効率を向上させ、管路の水圧を上げることや、水圧バランスの均一化を図るため、ブロックごとの延長の割り振りを変更するなどの対応を行ってまいります。

しかし、揚水量はポンプの稼働状態はもとより、地下水そのものの量にも左右され、常に一定ではないため、調整作業は非常に難しくなっております。当面は状況の把握に努め、対処してまいります。その上で、いち早く状況を改善させるよう検討してまいりますので、御理解くださるようお願いいたします。

6 「烏川1号線の狭隘道路について」お答えいたします。

御意見いただきました村道については、供用されている延長が32メートルで、現状行き止まりの道路となっており、現在沿線に2軒の家屋がございます。入り口部分の両側をコンクリート構造物で挟まれ、幅員が2メートル程度と非常に狭くなっています。勾配もきつくなっています。

現場の状況から、拡幅のための用地の確保が非常に困難であるとともに、急勾配対策を実施するためには、埋設されている水道管の入替えなども考慮する必要があり、多大な経費を要することが予想されます。

ここ数年、烏川地区から当該路線の改修についての要望はいただいておりませんが、他の道路事業との兼ね合いや優先順位等を考慮しながら、地域の方々と十分な協議を行い、地域の抱える課題解決について検討してまいりたいと思いますので、御理解くださるようお願いいたします。

「農業政策について」という質問にお答えいたします。

飼料用米に対する産地交付金が今年度よりなくなるということはありません。県設定枠、村再生協議会設定枠に関しては、ほぼ例年どおり交付されております。ただし、令和5年度から国が設定した複数年契約に係る配分はなくなる見通しです。

バイオエタノールの生産については、再生可能エネルギーとしての施策であると考えます。飼料、農業、環境、エネルギー面において画期的な地球規模のプロジェクトであり、今日的な燃油価格の高騰が続ければ、なおさら期待される取組であると考えます。しかしながら、国でも10年ほど前から実証事業を行ってはいるものの、事業化に向けた課題は多く、そもそもそれに対応した社会システムが確立されていないように思います。

水稻（主食用米、加工用米、備蓄米）作付以外の水田、いわゆる転作田における飼料用米の作付比率は10%弱であります。飼料用米は、戦略作物助成の10アール当たり最大10万5,000円の交付に加え、水田機能を変えずに既存の機械で取り組める、現状最も有効な生産調整の手段、取組であると認識をしているところです。

「災害対策（清水・合海地区の内水について）」お答えいたします。

清水・合海地区の内水被害については、議員御発言のように、増水した最上川の水が清水堰を通って流入することが原因の一つと考えられます。

議員御存じのとおり、昨年11月に清水合海地区内水対策検討会議を開催し、関係者の方々より御意見をいただいたところでございます。その席上、村から旧清水堰の烏川地区トンネルの坑口の閉鎖等を提案させていただきましたが、協議の結果、当面は現状を維持するとの結論に

至っております。

清水堰は大蔵村土地改良区の財産であり、清水堰維持管理組合が管理していると認識しておりますが、村としては、災害対策として所有者、管理者に対する支援を行うという立場で、引き続き関係者として対応していく方針でございます。

また、あやめ公園付近への排水機場整備の件に関しては、基本的に内水対策については当該自治体が整備することとなっているところです。しかし、莫大な事業費を要することが予想され、村が単独で事業主体になることは困難な状況ですので、関係者の皆様と歩調を合わせ、引き続き国などの関係機関への要望活動を積極的に行ってまいります。

「役場庁舎整備について」という質問にお答えいたします。

庁舎建設予定地につきましては、委員14名による役場庁舎建設用地選定のための検討会議において、清水二の台地区内を選定していただき、土地所有者と交渉した結果、合意に至りませんでした。これらを受けて、次の候補地として合海明土地内を建設予定地としたい旨を、1月に開催した臨時議会終了後に議員全員の皆様方にこれら一連の経過を説明したところであります。

なお、2月13日に開催した役場庁舎建設推進委員会においても、建設予定地として問題なしという決定をいただいております。

さて、「その他地域についての検討があるのか」という質問ですが、御説明したとおり、現在は合海地内の土地を1か所に絞って、土地所有者との交渉に入っていきたいと考えております。

次に、「小中学校を小中一貫校として1校を庁舎の考え方での整備計画はあるのか」ということですが、一方の校舎に小学生及び中学生が在籍することは、体格差や教室の規模等が異なるため、現校舎を利用することは困難なことあります。中学校については、現在、長寿命化計画にのつとり改修が継続中であることから、庁舎建設と切り離す必要があると考えます。

最後の質問の「村の将来像をどう考える」ということですが、今後、議員はじめ村民の方々から庁舎を生かした活性化ができないか、いろいろな御意見を伺ってまいりたいと考えているところです。

役場庁舎建設は、大蔵村にとって一大事業と位置づけ、議員の皆様はじめ村民の方々の御協力なしでは成し遂げられないと考えておりますので、引き続き御協力をお願いしまして、答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 斎藤光雄君。

○1番（斎藤光雄君） 村長、答弁御苦労さまです。

医療体制について、ちょっと再質問させていただきたいと思います。

以前、答弁で、医療の礎は維持するとの答弁でした。前回の質問のときもさせていただきましたが、やはり平成の初めに無医村という形であったわけです。前は八鍬さんとか、いろいろ担当者の課長さんたちも、子供たちの先生を健診のときに探すのが大変だったと。それと、翠明荘の施設設置に関しても、医師の確保というのが重要なものとなっているところは私も確認しておりました。だから、平成の初めのような無医村だと、私も埼玉から帰ってきたときは確かに無医村でした。やはりそれだけは絶対に避けていただきたいなど。確かに費用対効果からいえば、今後2,000人を切るような状況ですけれども、今皆さん方、前回も申し上げましたけれども、やはり今、荒川先生がいて伊藤先生がいる。やはり皆頭の中では当たり前のような感じになっております。

だから、ぜひ私も村長に、平成の初めのような無医村の状態だけは絶対避けていただきたいなど。確かに費用もかかりますけれども、そういうことをお願いしたいなと思います。村長にちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、斎藤議員からも重ねてその思いをいただいたわけでありますけれども、私はやはり医療というものは福祉の最先端にいるものだと考えてございます。そういうことから、人口は少ないんですけれども、それ以上に村民を安心・安全という形でしっかりと支えていく。その基本になるものが医療体制だと考えてございます。決して無医村というようなことではなくて、しかも荒川先生、個人の名前を言ってしまいました。医師の皆様方からは、診療所と各家庭をつなぐというのは廊下だというふうなことで、診療所の中の医療行為であるという考え方の下で往診もしていただいております。そういった先生は県内や全国でも数少ないと私は考えてございます。

そういうことで、すばらしい先生ですので、できれば定年延長も含めて再三お話をしながら、実施に向けて頑張っていきたいと思っていますけれども、それがならない場合はという形で、ここに答弁させていただきました。

そういうことで、2人体制は何とか堅持をしていきたいと。その上で、往診あるいは来診ということの中で、しっかりと村民を守っていく。昨日、おとといの健康の集いでも、そういった形の中で先生方から力強く御挨拶もいただいておりますし、今後、大蔵村として一番大事なことかと考えますので、鋭意努力をしてまいります。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 斎藤光雄君。

○1番（斎藤光雄君） ぜひよろしくお願ひいたします。

それでは次に、村民の学びについて再質問させていただきます。

今後デジタル化を推進する上で、現在の高齢者、65歳以上の方が大体マスターできれば、今後若い人たちは、今、子供たちもスマホやタブレットというのは皆できるような形で当たり前のようにになっているんですけども、ちょうど私たち65歳以上から70過ぎの方は、全然そういう形の機械に触れるような機会がなかったのではないかなど。私も会社時代に勤めていたときに、私たち上の人間はほとんど触ろうとしなかったですから。だから、いざそういうデジタル化のものに触ろうとしてもなかなか面倒くさいから、やりたがらなかつたんですよ、やっぱり部下のものに全部やらせるとか、そういう傾向が強かつたものですから。

やはりそういう年代の人たちのことを、大体ちょうど特化できて、今それをクリアできれば、今後はこういう学びのこともだんだん出てくるのではないかなど私は思っておりました。だから、ぜひそういう方々のためにも特化した形で、私はこの学習施設ということでお願いしている次第でございます。

確かに、危機管理室長がよく言っていますけれども、パソコンが何台あればいいとか、そういう問題もありますけれども、やっぱりそういう年代特有のこともありますので。私ども、人生100年時代に向けてということで質問しました。やっぱりそういうふうに機会を捉えてやっていただきたいなと思うものですから、私は必須であるなと思っていますので、ぜひ再度検討していただきたい、施設のような形のものをつくっていただきたいなど。そして、補助金をいろいろ活用しながら、一時期ではありますが、そういう形で維持していただきたいと思います。これは答弁はいいです。

次に、高齢者施設の整備ということで、確かに買物等、それからインフラ整備、交通環境というものは、例えば通うのに、設けた場合ですけれども、確かに今現在は大変なことは分かります。翠明荘の縁においても、実際入った方から聞きますと、歩いていったり、ラクーターで行ったりとかということがはできるが、歩いていくという方もおられます、確かに。

やはり、例えばこの負の連鎖に果敢に、村長の所信でもあったように、立ち向かうということで、将来的な投資と考え、実質的な対策を検討できないかということを私は申し上げています。やはり、この後の高速道路から工業団地抜けて、大坪抜けて、やはり一番、安全・安心な地域もあります、大坪辺りは。そして、萱野に入って、そこに入ってくれば雪の心配しなく

ていいよ、水害の心配もないよと、そういう安心があって、例えば他の地域に働きかけて、人口減少対策の問題も、今できなくても将来に向けてそういうビジョンを持って、やはりそういうふうな総合計画の中に入れてもらえばと思っております。すぐしろとは言いませんけれども、やはり今これが全部申し上げていることが、これが全て人口減少対策とか、そういうものに全部関連づけて捉えると思っていますので。

ぜひ今住んでいる方々を逃がさないような形で。そして、確かに住民の中で、合海のある一部には借地で住んでいるという方が4人ほどおりました。それと、渡船場線の今住宅が空いたところも全部借地でした。やはりそういうこともありますので、肘折地区なども借地で借りているからこそ、あれだけ肘折の、衰退はしていないですけれども、やはりあれほど住宅が建っていたものが皆借地であったということもあるのですから。

だから、そういうことの対策の意味でも、やはり大蔵村には住みたくても、そういう建物がないという現状で、新庄に出ていったり酒田に行ったりということでしたので、ぜひひとつ検討していただきたいなと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 斎藤議員からは御覧のとおりたくさんの質問をいただいた中で、特に高齢者施設ということの整備の中で、今話を聞いていますと、今ということではなくて、将来的なものを見据えてという形、そして村の人口減少対策ということで、老いも若きもそこに安心・安全に住めるような、そういう地域にあそこの一団地をしてはどうかということの提案をいただきました。

令和5年4月に新庄工業団地に通ずる道路、合海大坪線となるんですかね、その道路、見事な道路であります。私も、雪の降りがけに見学をさせていただいたんですけども、国道といつてもいいくらいすばらしい道路ができてございます。そういう地形だからこそ真っすぐに整備をすることができたということなのでしょうけれども、これからの大蔵村の最重要幹線道路になることは間違ひございません。その両脇に、そういう構想ということが図られれば、いわゆる本当に将来的に希望の持てる地域になれるかと思います。

そういうことを見据えて、計画的にしっかりと考え方を持ちながら、団地構想、そういうことをやっていかなければならないということは私も考えてございます。そういうことの中で、一概にできるというふうなことではなくて、着々と段階を踏まえてできるように、これから村としてもしっかりと基本計画なり、そういうことに盛り込めるように検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 齋藤光雄君。

○1番（斎藤光雄君） どうもありがとうございます。

続きまして、合海地区の消雪管についてですけれども、先ほど井戸の浚渫ということで一つは載っておりました。今現在、私のところは特にそうですけれども、今砂しか出ておりません。やっぱり真冬にそういう状況だったものですから、よく、どうなっているんだと何回も来られたり、ちょっと来いやとか、そういう形で見てきたりしております。だから、井戸の改修、浚渫ということもあったものですから、またポンプ等の問題もあると思いますので、その辺を加味して、ぜひ快適な来シーズンになるようにお願いしたいと思います。

最後にですけれども、庁舎の整備についてですが、やはり前回は2021年6月定例会での、小中学校の一貫、小学校を利用する場合、一応村長から早坂議員への答弁では、使用しないという断言でしたけれども、今回はそういう文言はありませんが、やはりよく、今現在、小中学校も耐震は認定されています。それと今、小中学校の教室が大変空いているだろうということはよく聞かれます。だから、何ぼ空いてんだやと。その辺をちょっと教室の空き数についてお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 鳴海教育課長。

○教育課長（鳴海由紀子君） それでは私から、教室の空き数ということではございますが、学校の施設は今、小学校が通常学級6クラスに特別支援ということで2クラスございます。それぞれ教室を利用させてもらっております。学習室等もございますので、今のところは空き教室ということで使っていない教室はないと把握しております。

中学校につきましても、今、通常学級3クラス、特別支援が2クラスございますので、そちらの教室を使っておりますので、ただ空いているという教室はないと思っております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 齋藤光雄君。

○1番（斎藤光雄君） よくそういう話も聞かれるものですから、住民に聞かれた場合には、そういうふうに申し上げたいと思います。

それと、これもそうですけれども、一応内水がよく発生する場所でもあります。そして、今は大蔵村の土地になっているかもしれないですけれども、以前は大蔵省の土地で、当時はため池になっておりました。それで、やはり建てる地域住民として近くなつて、役場が来ることはものすごく助かるておりますけれども、やっぱり環境アセスメントをやっていただかないと

と、水上がりが起こるということは大体予想されていますので。小関さんの裏の辺りとか、早坂さんのあの辺で、実際、以前もずっと上まで水が上がっていますので。だから、排水対策をきちっとやっていただかないと、今まで上がらなかった、これからニコットもくる、大体決まりのような感じですし、そしてスタンドとかきのこ屋さんとかそういうところ、あの辺まで影響があるのではないかということもありますから。やはりその辺の環境アセスメントをきちんとやりながら、やっていただきたいなと思います。

これがやはり、最後の村にとって将来を見据えた場所ですから、そういうことを期待して、質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は2時40分といたします。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

3番佐藤雅之君。

[3番 佐藤雅之君 登壇]

○3番（佐藤雅之君） 執行部の皆さん、どうもお疲れさまです。

私からはシンプルな質問です。「学校給食無償化」、機は熟したのではないかということで、今回は村長と教育長にもこのたび質問したいと思います。

今、国会も中継していますけれども、政府は今国会で異次元の少子化対策を掲げています。

私からも、看板倒れに終わらず、今度こそは有意義な少子化克服になることを強く望むものであります。

そうした中で、本村も18歳、年度末までの子供の医療費無料化、私も何度か質問いたしましたが、中学校卒業から高校卒業までの医療費の無料化制度が実現しております。様々な子育て政策を充実させていることは私も十分承知しています。

こうした中ではありますが、令和元年、皆さん御記憶だと思うんですが、12月議会では、隣にいます八鍬信一議員から、この当時は学校給食の減免をやつたらどうかということで、一般質問で求められました。そうした中で、当時村長は「給食費減免に必要な財源確保など総合的に検討する」。こう答弁しており、教育長が「当面は減免については考えていない」としながら

らも、「日々の教育環境の変化や他の自治体の動向も見ながら、子供たちの健やかな成長のため必要な支援の検討をする」。こう答弁したと記憶しておりますが、そのとおりではないでしょうか。

令和4年12月現在、全国では254の自治体で小中学校の給食費が無料になっています。県内でも、来年度から無料になるところもあるんですが、今既に無料になっているところが御承知のように鮎川村、また市でいうと寒河江市、また町でいうと西川町が無償となっています。また、これも御承知のとおり、さきの戸沢村の村長選で、この方が当選したわけですが、学校給食の無償化、こういったものを政策、公約に掲げて、結果的には当選したということになっております。

折からの物価高騰もあり、鶴岡市などでは3月、年度末まで限定ではありますが、学校給食費無償化を実施しています。これは期間限定なんですが、物価対策ということでやっています。

本村でも、国の異次元の少子化対策に遅れることなく、財政支援等を国に要望しつつ、恒久的な学校給食無償化に踏み出すべきではないでしょうか。村長と教育長の考えを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「「学校給食費無償化」、機は熟したのではないか」という佐藤議員の質問にお答えいたします。

学校給食については、以前も御説明申し上げているとおり、学校給食法において、小中学校の給食の提供にかかる経費の負担について定めがございます。それによると、給食の実施に必要な施設、設備、運営に要する費用は学校設置者の負担とし、これ以外の学校給食に要する経費、いわゆる食材等については、学校給食を受ける児童または生徒の保護者負担とすると規定されております。

本村においては、法律の規定に基づき、受益者負担の観点から、学校給食費として保護者から御負担をいただいているところでございます。

議員御意見のとおり、管内でも自治体独自の子育て支援、少子化対策の一環として、給食費の無償化や一部補助を実施していることは私も把握しております。

本村では、安心・安全な大蔵産米を学校給食の主食として全量無償提供し、食育並びに地産地消、保護者の負担軽減、さらに子供たちの郷土愛を育むという観点で支援を実施しているこ

とは皆様御承知のことと思います。

また、様々な家庭の事情等、個別の案件については、一定の要件はあるものの、就学援助制度により学校給食費をはじめ就学に必要な各種費用について支援をしているところでございます。

さらに本村では、他市町村に先駆けて子育て支援として誕生日祝い金の支給や保育料の無償化、高校卒業年齢までの医療費の無償化、子宮頸がんの予防接種補助、公営塾である未来塾の実施、子育て支援住宅建設など多くの施策を実施し、子育て世代の支援の拡充も図ってきたと自負しております。

国において異次元の少子化対策として、その施策について議論が行われておりますが、今のところ全容が示されていない状況です。私としましても、学校給食費無償化に係る恒久的な財源確保について、町村会を通じて国に要望しております。これからも機会を捉え、実現に向け要望活動を継続してまいりたいと思いますが、現時点において、学校給食費の無償化については、以前に答弁申し上げましたとおり、財源の確保など、今後、総合的に検討してまいりたいと思いますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、教育長に答弁を代わります。

○議長（鈴木君徳君） 有馬教育長。

○教育長（有馬眞裕君） それでは、私から答弁をさせていただきます。

私も以前、給食費の保護者負担に関する質問に答弁申し上げましたように、給食費負担については、基本的には食材費等は保護者負担をお願いしたいと考えております。これは加藤村長の答弁内容のとおり、負担をお願いできる法的根拠、そして様々な事情により支払い困難な世帯には支援制度があることにより、無償化ということについては、現段階では考えておりません。

本村においては、村当局の深い御理解を賜り、国や県の補助対象とならない学校教育施設の老朽化に伴う修繕費やＩＣＴ教育整備費など、毎年多額の予算を配慮いただいております。さらには、厳しい財政状況の中でも、皆様方の御理解を賜り、特に教員免許のある学習指導員の配置や、公営学習塾「未来塾」を継続できたことは、児童生徒の学力向上、自己肯定感の向上につながり、全国学力テストでもいい成績を発揮できたと思っております。

このことは、「子供たちへの教育・学習支援の公平性」の理念に基づくものであり、私が教育目標としております「学力向上はもとより、学習意欲の向上」に向けた取組の一環になります。プライオリティー、つまり今何を整備していくべきかの優先順位の下に事業を展開してい

るものであります。

こうした教育・学習環境整備の推進に積極的に努めている中でありますので、皆様方の御理解を賜りたいと存じます。

また、保護者との話合いの中でも、子供たちの安全・安心な通学や日々の学習に関する関心が高く、今のところ給食費無償化についての御意見は特段いただきておりません。

しかしながら、日々教育をめぐる環境も変化しておりますので、給食費の無償化、軽減化については様々な考え方があると存じますことから、今後、将来を見据えた十分なる話しによる検討をしていかなければならないものと考えます。

今後とも、議員皆様方の御理解と御協力を願い申し上げ、私からの答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 村長と教育長から答弁いただいたわけですが、ニュアンスとしては、村長は財源確保というところが焦点で、教育長は教育環境の変化を見てということで、村長よりもちょっと、私からすれば後ろ向きかなというか、村長のほうが財源とストレートに言っているなと思うんですが、併せて、これは先ほども紹介しましたように、以前も答弁しましたがという村長、教育長の決まり文句みたいなことがあるんですが、私も承知しています。議会に出でていましたので、それは3年前なわけです。令和元年12月議会で八鍬議員が質問したことは、減免ではありますけれども、その中で財源の問題や教育環境の変化について今後推移を見守っていくと、検討するというまで言ったわけなんですが、じゃあ仮にその3年以上たっているわけですが、この間どういった検討をされたでしょうか。まず村長からお聞かせください。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） これも私、以前から申し上げているとおり、大蔵村は他の町村に先駆けて、お米の全額補助をしてございます。これは減免に値するものだと思ってございます。金額にしまして120万円という大変、金額的にはそれぐらいですかというふうなことだと思うんですけども、私が一応聞いたところ、もし大蔵村として全額給食費を補助しようとすれば、約1,200万円ということになろうかと思います、中学校、小学校ですね。そのことで、全然していないというようなことではなくて、減免、しかも大蔵産の米をということで全食提供している。これは立派な保護者負担の軽減につながってもおりますし、いろんな形で考えてござります。

そして、次に何ができるかということ、例えば、今までお米だったんですが、プラス何か考えられないかということも検討はしているはずでございます。

そういうことの中で、いきなり、私の考えとしては全面無償化という道に進むのか、あるいは段階的にいくのかということもやっぱり検討しなくてはいけないと思っています。というのは、私の考え方は古いのでしょうか。これは、いずれも何でもただが一番いいと思いますけれども、私はいつも申し上げるとおり、財源がなくては何もできないんですよね。ですから、その辺の財源の捻出といいましょうか、確保といいましょうか、そのことを第一に考えていかないと、私は持続可能なというふうなことの中では、できなくなってしまう。

例えば、今回のコロナに端を発して、このコロナの中だけそういう減免措置をしましょう、あるいは無償化をしましょうといつても、なかなか保護者なり関係者は、その期間が終わったとしても、それになじめなくなってしまうんですね。その場合どうするのか。例えば、よく言われていることが、他の町村ではふるさと納税、こういったものを財源にするということをございます。しかしながら、これも危険な賭けだと私は考えてございます。ふるさと納税、いつまで存続するのか。あるいは、そういった形で本当に支援していただけるのか。その辺も不確定でございます。そういうことを考えた場合、ある程度村として恒久財源を見つけなければならぬと思います。

山形県でいち早く保育料の完全無償化、早朝あるいは延長も全て無償化しているというのは、副村長から非常に頑張っていただいた、私は発電事業の利ざやといいましょうか、そういったものを活用してやっているつもりです。

そういうことで、特に子育て支援については、そういった特別の事業を充てて財源確保、そういったことにつなげていきたいと思っている関係上、もっとこの財源確保、例えばこの発電がもっと順調になれば、そういうようなことができるかもしれませんし、そういうある程度の恒久財源を見つけていきたいなと思っているところです。

ただ、教育長の答弁にもございました。教育でも何でも日々進化、進歩してございます。そういう中で、その波に乗らなければならない時期も来ようかと思います。そのときの判断は大変難しいものがあろうかと思いますけれども、先ほど加藤議員からも言われました挑戦というふうな、いろんなことの考え方をございます。そういうことで、果敢にいろんなことに挑戦はしていかなければならぬと思っています。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 有馬教育長。

○教育長（有馬眞裕君） 私から。村長より答弁、ちょっとうちの広報、正直これは誤解しないでいただきたい。やっぱり教育委員会も限られた財源で、しっかりそこは村長の答えたように、

恒久的財源の裏づけがあれば本当に取ります。ただ、これも誤解ないようにお願いします。教育費、大蔵村は他市町村より本当に予算の1割強の予算をいただいております。これは先ほどの答弁で、正直、給食の無償化というより、学習意欲の向上、全員協議会でも言いました。お預かりしたとき、ショックだったんです。自己肯定感が5割、6割。「自分にいいところがありますか」「ない」「ほとんどない」。これをまず、それには学年で、それを認めてくれ、褒めてくれ。先生、教員、必要です。そのため、何とか村当局に、1学年もう一人、単独の学習指導、それも教員免許経験のある。ようやく9名、小学校6名、中学校3名。おかげさまで、ようやくです、1、2年前ですね。今それが正直、私は実ってきたと思っています。全国学生調査、回答お預かりしたときに5割いました。前々から、今ゼロです。

その意気込み、それは、そういった指導員の、認めてくれる、合っている、合っていない、やってみよう、君ならできる。そういった授業の整備を重点的にして、未来塾、これも今書いております。数学、算数に特化した、そういったまずは環境、教育、学習意欲の向上。私は年数的に、直ちに間違いないですよ、小学校6年、中学校3年、9年、それに義務教育ではないですが、高校3年、保育所3年いて、15年、16年が一番の成果だと思っています。

そこまで何とか、まだそのつくる最中ですので、今の財源内訳、今ここに投資をしている。御理解を賜りたいと思います。

ただし、やはり無償化、軽減化の国、県、当然、村当局の御理解があれば、これは十分前向きに考えます。ただ、これも誤解ないようにお願いします。常に保護者の集まりの中では、無償化、話にしています。ただ、やっぱり様々な意見があります。それは保護者、頑張る。だから別の部分、頑張ってくれ。やっぱり無償化いや、すごいね、これ、その話し合いのまとまり、相違はまだ、文章化、全体まで、私は熟していない。ただ、否定はしていないです。その辺御理解ください。すみません。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 子育てだと教育について十分頑張っている。このことは承知しています。財政の関係で、どこを優先するかという議論だと思うんですが、私は給食の無償化を今日聞いているのであって、そのほかやっていることは分かるんですが、あれをやっている、これをやっていると言われても、だから、やらないとは言っていませんけれども、行政の場合は財政の問題がありますから、優先順位というものがあるんでしょうけれども、給食費の無償化について聞いています。

そこで、先ほど村長も、本当であれば教育長のほうに確かめようと思ったんですが、2人に

質問があります。私の考えは古いんでしょうかと言いながら、食事についてはやっぱり家庭の責任ということを主張したと思うんですが、そこがそもそも私と村長や教育長との違いだと思うんですね。釈迦に説法になりますけれども、教育長は憲法26条の第2項、義務教育はこれを無償とするとあります。釈迦に説法で申し訳ないですが、この「無償とする」というものが、一体何をもって無償とするのか。ここについてどういった見解をお持ちか、まず聞きたいと思います。村長、お願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 例えれば、学校で個人的にばかり使用するものではなくて、いわゆる教材とかそういうものについて、しっかりとその設置者である自治体の長なり、そういう方がそれを整理しなくてはならないと捉えてございます。当然環境、そういうものの全てであります。

私は、今、議員から指摘あったとおり、親として、あるいはどこに住んでいても、いつでもやっぱり1日3食は普通食べるのが日本人としてのならわしでございます。これについては、学校だから、あるいは別の施設だからという区別はないわけですので。古いという考え方を認識しながら、あえてそこは申し上げていたところであります。別にそれに固執をしているわけでもございません。

ただ、先ほども私が最後に申し上げました時代の流れ、その他いろんな中で、例えいろいろな教育のほかにも、個人の財産についても、いろんな補助なりそういうものができるような時代になってまいりました。それが時代の流れかと思ってございます。ただし、それをする場合には、ある程度の公平性というものをしっかりと考えていかないと、一部にのみ供与を与えるということになる。そのことのおそれが、かえって大変かなと思っています。その辺の説明あるいは認識をどのように広げていくかということも併せて考えていかなければならぬのかなと思ってございます。

そういうことで、教育は何にましても大事でございます。ただ詰め込み式の教育だけでなく、経験をする、そういうものにお金をかける、そういうことも大事だろうし、私は義務教育の在り方というものはそういうふうに、偏差値とかそういうことがあるんでしょうけれども、難しいことを言えばですね。それよりも人間として生き方とかそういうことをしっかりと学んでほしいなと。学力を持つてほしいというのは、将来的に自分が自分の職業なり方向性を選択するときに悔やむことがないように基礎学力を持つてほしいというものが、私の示す学力でございます。そのところを私なりにけじめをつけながら、子供たちに話すときにはやっているつ

もりですので御理解いただければと。

村としてやっていかなければならないこと、きっちりしてまいりたいと思います。ただし、給食に関しては、先ほど申し上げましたとおり、財源の確保のある程度めどが立つ、そのところ、あるいは、例えば、こんな言い方は変ですけれども、よその市町村で皆しているのに、なぜ大蔵村だけができないんだということになれば、これも一つの問題かと思います。ほかの町村で、じゃあ全て財源ができているのかということになろうかと思います。そういうことも勘案しながら、いろんなことから多方面的に考えていかなければならないことかなと。

思いつくことを言ってしまいましたけれども、私の考えとしては以上です。

○議長（鈴木君徳君） 有馬教育長。

○教育長（有馬眞裕君） 佐藤議員より、憲法26条、この憲法解釈に関しては正直、専門家ではありませんので、その解釈は控えさせていただきます。この義務教育の無償化、ただ、たしか相当前の昭和39年だったと思います。最高裁では、これについて、一切の無償化は全てでは。教科書、そういったものはそうであるが、全てをいった解釈ではないといった判例もたしか学んだときにはあったとは。

また一方では、逆に最近の文科省では、じゃあ出すことは違反なのかというと、それも決して、自治体の。ただ私は、憲法26条、確かに無償化、されど給食法の第11条第2項の、その食材費等に関しては保護者が負担する。その規定がある。解釈なので、多くの市町村は従来、今も一部の負担をお願いしている。そこに精神論、当然出てきます。なぜそうなのか。それは、加藤村長、また保護者の方々、その部分は難儀だけれども、大変だけれども負担をしますという御了解を少しほいだいでいるということで、現段階ではです。

ただ今後、やはりそういった財源の内訳、社会の風潮、そういったことがあれば当然いいように、悪いように、いいほうにです。前向きに検討します。よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） そうですね。最高裁の裁判所の判決ですと、これは裁判の法規ではないですけれども、授業料だとか、それプラス教科書と最近なって、その後あったと思うんですが、そういうものについては無償になっているということですが、先ほど教育長が言われたように、必ずしもそれを超えて無償にしたからといって憲法違反には当然ならないということです。

それで、私もちよつと調べたんですが、これは古い国会質問なんですが、1951年、昭和26年に国会で学校給食のことを取り上げた際に、政府委員の答弁は、それも可能であれば無償にしたいけれども、戦後すぐの昭和26年の話ですから、やはり当時も財源が確保できないということです。

とで、将来の課題だと言ってきて、もう何年たったかということにもなるわけですよね。

ですので、理念と現実のはざまということはあるわけですけれども、今、情勢が変わってくれば、そういうことも可能なんだという状況を、ぜひ前向きにしていただきたいと思います。

それと、今日の施政方針演説で村長の言った発言に非常に感動しましたけれども、その一節が、「今までこうだったからこれからもこうだといった固定観念にとらわれることなく、柔軟な考えの下、しっかりと時代の流れを読み、日常にあるいろいろな課題に果敢に挑戦し、地域発展のため全力で村政運営に当たる」と。先ほど村長が読み上げたわけですが、まさにこの分野も今までの固定観念を突破しなければいけないと思うんです。確かに財政の問題はありますし、町村会を含めて国に言ってきていると思うんですが、やはりこれは運動も起こしながらやっていくべき問題だと思うんですが、この施政方針演説と併せて、今回4月で我々は選挙ですけれども、今後どういうふうに、この突破していくべきものを考えているか。村長の所見をお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、施政方針の中の文章の一節を捉えていただいて、御質問いただきました。私は、これとこれというふうなことではなくて、あくまでも施政方針ですので、今までもこれからもそういう気持ちで邁進するということあります。

その中で、何でもそうなんですけれども、やっぱり優先順位というものはあると思うんですね。例えば、教育の中で、じゃあ一番何が大事かということを考えたわけですね。その財源内訳を見ても、これだけは絶対やらなくてはいけないよというものがあります。何でもそうだと思うんですね、どの分野でも。それを私どもがちゅうちょすることなく、しかしながら、やっぱりきっちとと考えに考えを練って、そしてある程度の住民に理解してもらえるような、そういう説明をしていかなくてはいけないと思うんですね。そして、納得をしていただけるということ。

そういう中で、私は必ずしもそれを全部ではなくて、やはり、例えば人事においてもそうです。あるいは、いろんな施策においてもそうですけれども、必ずしも前例を問うということを私は今までの中でやってまいりませんでした。批判も起きました、実際ですね。けれども、やってよかったというほうが私は多いです、今までの中で。これが慣例だからというふうなことを随分言われたことがございます。今までの村長はこうだったというふうなことも言われました。それはあくまでその個人の考え方であって、そして、それを村民に問うて、そして村民がよしとする、あるいは、ある程度いいという判断をしていただければ、私はそれでいいと思

うんですね。

ただ、自分の村長としてのわがままを通すのではなくて、住民理解を得た形の中での施策でございます。あくまでもそこを大事にしてやっていきたいということです。ただし、そこにはいろんな障害がございます。一番最初に来るものはやっぱり財源でしょうね、何でも。けれども、それをいろんな面で繰り合わせをしながら新しいことに挑戦、序列を覆す、そういうことがあってしかるべきかなと思っています。

そういう気概を持っている人と持っていない人、1年は365日、日々積み重なる。格差は大きくなってくると思います。そういう気持ちで臨むということを申し上げたところであります。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 村長の熱意も伝わりました。次の期はどうなるかというのは、まだ選挙を控えていますけれども、やはり今言ったような形で様々な分野、優先順位だとかそういったものはあって、私もそれは財政をあずかる者としては大変悩ましいところはあるとは思うんですが、こういった分野で、国も、中身はないと私も批判していますが、異次元の子育て、少子化対策というところに踏み込んだわけですから。その中身については、今後私も精査しなくてはいけないと思うんですが、地方も異次元の改革、それがいいか悪いかは見なくてはいけませんが、そういったものをやっていく必要があると思います。

そうした中の一つとして、学校給食費の無料化を実現できればと思います。そのことを述べまして、私の一般質問とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○議長（鈴木君徳君） 8番早坂民奈君。

[8番 早坂民奈君 登壇]

○8番（早坂民奈君） 「交通弱者の今後の対応は」について、村長にお伺いいたします。

議員になり8年を迎えます。当初より少子高齢化問題を第一に活動してきました。その中でも、高齢者が住み続けるために、何がネックになっているのか。同じことの繰り返しではありますが、重要な課題ではないかと思い、改めて質問いたします。

今年は思いのほか雪が少なく、高齢者にとっては助かっております。高齢者の見守りや除雪に対する面では対応が見ておりますが、買い物や通院のための足の確保についてはなかなか形として見えてはきておりません。

昨年6月に交通弱者について質問し、デマンドタクシーの運行の難しさから、村営バス方式

の運行継続の答弁がありました。「それなら仕方がない。我慢するか」で済む問題ではないのです。現実的に困っている方がたくさんいらっしゃいます。免許を返納し、商品券やバス券をもらっても一時しのぎです。今は運転できても、あと数年の後、免許を返納するかもしれない方も多いいらっしゃいます。しかし、今のままでは足がなくなつて動きが取れなくなると困っているのではないかでしょうか。

それでは、バスの利便性はどうでしょう。バス時刻についても、午前中の予定が終わって、いざ帰ろうとすると、2時近くまで待たなければなりません。せめて1時頃の時間にあればとの声も聞かれます。ちなみに、お昼近くは11時25分が新庄駅発です。これでは早過ぎます。

バス利用推進委員会には声が届いているのでしょうか。新幹線の時間に合わせるのではなく、地元住民の利便性に合わせていただきたいです。

以上2点の今後の対応についてお尋ねいたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

[村長 加藤正美君 登壇]

○村長（加藤正美君） 「交通弱者の今後の対応は」という早坂議員の質問にお答えいたします。

高齢化が進む本村において、高齢者をはじめとする交通弱者の交通手段の確保は大変重要な政策課題の一つであることは以前から認識をしております。

議員からはデマンドタクシーに対する一般質問を過去に何度かいただきましたが、さきの6月定例会でもお答えしたとおり、スクールバスを活用した現在の村営バス方式での運行を当面続けるという考えに変わりはありません。

他市町村で行っているデマンドタクシーの多くは路線バス廃止の代替として、地元タクシー事業者の協力を得て導入しています。そのほとんどが運行経費の赤字部分を自治体が補填する方式であり、自治体が置かれた厳しい財政状況を考えると、自治体補填型の方式は将来支え切れなくなる事態も想定されます。

また、その運行形態も利用者の事前登録制で、利用する場合も、前日までの事前予約、乗り合いが原則の定時定路線での運行となっています。さらに、目的地についても、個々の自治体内の医療機関、公共施設、金融機関などに限定されているものが実情で、タクシーのように、いつでも、どこへでも自由といったものではありません。

現在、大蔵村では、ほぼ全ての地区でフリー乗降方式での路線バスを運行しています。自治体のほぼ全域で公営の路線バスを運行しているところはそれほど多くありません。これは、学校統合により導入した村内全域でのスクールバス運行を利用し、混乗としたことで実現してい

るものです。運行費用等の経済性とその効果を考慮すると、今は現在の形が一番いいと考えており、この路線バスを廃止し、村外事業者によるデマンドタクシーを導入することは、今のところ考えておりません。

また、2点目のバス時刻に関しては、利用する立場によって要望が違い、一人一人全ての方のニーズにお応えすることは大変難しいものがあります。肘折温泉新庄線は2台のバスを往復しながら運行していますので、1つのバス時刻を変更すると、同じ車両が運行するほかのダイヤも変更しなければならなくなります。そういった制限の中、通学、通勤、通院、観光等のバランスを取った形が現在のダイヤとなっています。

議員からは、「新幹線の時間に合わせるのではなく、地元住民の利便性に合わせて」とのことでしたが、ある程度新幹線や観光客を考慮し、多くの観光客を運んでいることは、観光地である肘折地区の住民の生活を守ることでもありますので、御理解をお願いします。

なお、10月1日に開院する県立新庄病院への乗り入れに伴い、ルート変更やダイヤ変更が必要となりますので、それに併せ、再度バスダイヤについて皆さんからの御意見をいただきながら、バス利用推進委員会や地域公共交通会議を開催し、検討してまいります。

今後も経済性や費用対効果を考慮しつつ、利用者が利用しやすく、安心・安全な公共交通となるよう努めてまいりますので、議員皆様の御理解、御協力をお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 私は今回で7回目の質問になります。ということは、8年の間に1年に1回必ずこの問題を質問させていただきました。

4年前に、全然何もしていないのではないかということを申し上げましたら、していますよというふうなお話だったんですけども、今回、8年前と4年前と、今まで8年後になりますけれども、いろんな質問をしました。答えがほとんど同じです。ということは、デマンドタクシーが難しいということは分かります。

何で難しいんだろうな、メリットがあるのにな、でもデメリットも多いんだなということで、ちょっと挙げてみたんですけども、メリット的にはやっぱり自宅まで送迎してもらえるということ。それから、日時の予定が自分に合わせられる。それと、乗り合いタクシーですので、普通のタクシーよりは金銭的に安い。

では、デメリットはというと、村長の今までの答弁の中で、対応する会社が村内にはないのでちょっと難しいのではないか。それから、受付もどうするのだろうということだったと思い

ます。それと運営費、やっぱり1,200万円くらい、それを運営していくにはかかるということです、6月にはいただいておりますが、1、2、対応する会社、それから受付ということには、前回もお話ししましたけれども、商工会が受付をしてもいいよ、あと興味を示している会社もある。そこではデメリットの1、2は何とかクリアするのではないかでしょうか。

それでは運営費なんですけれども、運営費もそうなんですが、その前に村の循環バスの利用者数をちょっと教えていただきたいなと思うんです。なぜかというと、私は見ておりますと、バスの路線の中を見たときに、乗客が誰もいないなというのをちょっと度々見ていたものですから、その乗客数。清水作の巻線、それから清水大坪線、清水鳥川線、土合滝の沢線と、あと循環バスということで土合滝の沢線、こういうふうな路線のちょっと利用状況をお尋ねしたいのですが、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私としては、今その資料を準備してございません。事務局にあるかと思いますけれども、それを通して早坂議員は何を言いたいわけですか。それからをまず、結果ですね、質問をお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） と申しますのは、デマンドタクシーは小型のバスですよね。まず、大きいスクールバスでは利用していないと思います。そうなったときに、循環線の土合滝の沢線、あのバスあたりが私としては適当ではないのかなと。そうなったとき、金銭面なんですが、土合滝の沢線を含めての路線の契約をなさっていらっしゃると思うんですけども、運行会社と今。それを、このバスを利用してそのまま、本当に素人なものですから、こう考えたんですけども、そのバスを利用して、また運行会社にもその分を含めて利用できたらなと思ったものです。

というのは、巡回バスの場合は無料でほとんど乗降していますけれども、もしデマンドタクシーとして利用する場合は、ある程度の金額、500円くらいということで、1,200万円の支出が出るよということだったんですけども、何とかそういうことで少しは安く利用できないかなと思いまして。果たして、そのほかの巡回のバスの利用客、そういうところも踏まえた場合に、幾らかでもこちらのほうに利用の移動ができないかと思いまして、利用人数が、どのくらいの方が利用しているかということをお尋ねしたいと思ったわけです。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） よく分かりました。

実は、この利用の人数についても、以前に私がお答えしているんです、資料に基づいて。それを今どうのこうのと言うわけではないんですけども、この1回目の答弁でも申し上げているとおり、大蔵村は学校の統廃合によってスクールバスと兼用して一般者の乗降ができるようにしている、そういった非常に画期的な方法を考えた村営スクールバス、そういったことでございました。

そういったことですから、よその定期路線バス、あるいは巡回バス、よその市町村のそういったバスから比べれば格段に利用数がございます。そういうことで、この方法が一番なのかなと思っているところです。

それから、それに付随して、このように最上圏内を通ってみても、最上管内は特にそうなんですけれども、こんなふうにして全ての地域をバスで巡回して人を集めているところはございます。それについても、まずは丁寧な公共交通の在り方だと私は認識してございます。

ただ、先ほどもここで申し上げておりますけれども、全ての皆様の要望を満たすことはなかなかできません。それはお分かりいただけるかと思いますけれども、そういったことで、あちらを立てればこちらが立たずのように、早坂議員は村民の要望に応えてと言いますけれども、特に肘折新庄線においては村民だけではなくて、観光客もきっちりと使っているということ、そういう多方面の目的を果たしているんだということも御理解いただきたいと思います。

無制限にダイヤは増やせればいいんですけども、それもバスの兼ね合い、そういったことから時刻が重複してしまうようなことでは駄目ですし、いろんな制限がある中で、ある程度の皆様方の要望を取り入れた形で、こういったダイヤの編成をしております。

そういうことですので、これで我慢しろではなくて、理解をいただきたいということ、そして、さらに少しずつ変えています。例えば、フリー乗降も変えました。あれについては非常にありがたいというふうな形でなっています。

そういうことも考えますと、決して皆様方の御意見を聞かなかつたり、無視をしているものではなくて、その時々によって事務局がいろんな会議に諮りながら、あるいは利用者の御意見を聞きながら、そういうふうに改善しているんだということも御理解いただきたいと思います。決して進歩をしていないのではなくて、取り入れて着々と進んでいるということを御理解ください。

ある程度形の決まつたいいことは、そんなにころころ変わりませんよ、世の中でも。そのことを御理解いただければと思ってございます。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 村長のおっしゃることはごもっともです。私も突然、あれを変えろ、これを変えろという問題ではないんですけども、今スクールバスとの混乗なんですが、スクールバスで塩柳渕の3便と肘折金山線3便、これは児童生徒の利用がないときは運休という形になっております。そうなると、住んでいる方が少ないといえば少ないんですけども、その方たちは、村長がいつもおっしゃる自助、公助、共助という形で、どなたか家族の方なり、それとも御近所の方に送ってもらってという話になると思うんですけども、周りの方たちもお年を召してきて、連れてこれないわとなったとき、これはもう大蔵村に住んでいられないねというふうに、やっぱり人口が減少する理由にもなってくるのではないかなと思います。

もう隅々まで、本当に柳渕の端っこまで除雪して、きれいにしているのを、先ほど皆さんが言っているように、すばらしいことだと思います、道路の除雪体制とか。それならば、なおのことデマンドタクシーなり何らかの形で通行できれば、まだまだこの村には住んでいられるねとなると思います。

それと前回、有償ボランティアということでもお話しさせていただいたんです。ただ、まだ1年もたっておりませんので、その形がどういう話合いができるか、それは分かりませんけれども、それも考えなければいけないねというふうなお答えをいただいたと思っております。その点については、今どの辺まで進んでいらっしゃるか。ちょっとお尋ねいたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 有償ボランティアの件でありますけれども、まだ本格的な、内部以外を含めてというふうなことは話していないとお伺いしておりますけれども、この辺も少し担当に聞きたいと思います。

それから、デマンドタクシーの考え方なんですけれども、早坂議員が考えていることと私も考えていることには相違があるような気がするんですね。ですから、普通ですとタクシーのように全てお宅からお宅まで、あるいは自分の家から目的地ですか、そこまで簡単に行けるような感じですけれども、普通の町村でやっているものはそういうものではございませんので。その辺は、私よりも副村長がよく御存じですので、その辺ちょっとお聞きしてみたいと思います。

それから、先ほど言った点については、担当の総務課に答えさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 安彦副村長。

○副村長（安彦加一君） 私から、デマンドの仕組みについて御説明させていただきたいと思

ます。

先ほど早坂議員さんから、自宅まで送迎していただける、いわゆるドア・ツー・ドアでやつていただける、あと日時も全部合わせていただけるということのお話ございましたけれども、それはできません。ということは、多くの自治体でやっているものは、今福祉タクシーみたいな例ですと、ドア・ツー・ドアでやっているところもございますけれども、先ほど村長から答弁があったように、定時定路線での運行制でございます。つまり、今やっている大蔵村の路線バスと同じようなものを、ただ予約があったときに運行しているという話でございます。

それで、行き先もどこまでも行けるというものではなくて、村内の医療機関とか金融機関とか、そういったことで限られておりますので。そうしますと、大蔵村の場合だと、診療所とか、役場とか、農協とか、郵便局、その辺に限られて運行しているというものが、ほかの町村でもやっているデマンドタクシーでございます。つまり、そんな台数も確保できないものですから、一人一人に合わせた運行なんていうことは町村ではできないということでございます。

それと、デマンドでも路線バスでも民間の営業を圧迫してはならない。これが原則でございまして、そういったことをする場合は地域公共交通会議で、そういったタクシーや路線バスの経営者とか、あと労働組合とか、そういったもの全部含めて許可をいただかなければならぬことになってございますので。あまりそういった、市町村で自由裁量ができるというものではございませんので、その辺を御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 私からお答えする部分としましては、今、事務局で行っている事務の状況ということでお答えしたいと思いますが、有償ボランティアについては、今のところ検討まで行ってございません。公表できる段階ではございませんけれども、翠明荘とのちょっと話し合いを持ったという程度でございます。肘折新庄線の安全な走行ということで、今そこに傾注しております、バスの更新事業、また来年度に向けたサービスの向上ということで、ロケーションシステムの導入と、県にある交通体系について、より利便性を上げるようなところに力を傾注させていただいているというものが現状でございます。

以上、お答えしました。

○議長（鈴木君徳君） 安彦副村長。

○副村長（安彦加一君） ちょっとすみません。今、有償ボランティアのことありますけれども、これも先ほど言いましたように、民営を圧迫しないということが原則でございますので、

利用できる方というものは限られています。福祉ボランティアと同じような形で。そういったことで、なかなかこれといって決め手がないなと、私も今いろいろ調べているんですけども、やっぱり今、肘折から新庄に行っている路線バスについても、国と県の補助金が一応800万円程度入ってございます。それと、スクールバスを活用しているところについては、1台当たり600万円弱の交付税が入ってございます。

そういうことで、財源を確保しながら運行しなければなりませんので、これをデマンドでした場合、そういう補助金関係がほとんどなくなりますので、そういうことも一応考慮しながら考えていかなければならぬのかなと、今いろんなところで検討してございます。

ちょっと、やっぱり移動するのに不自由な方がいることも理解してございますので、今は翠明荘に、そういうことで福祉タクシーとか有償ボランティアの運送について、翠明荘として事業主体になってできないかという打診はしてもございますけれども、それについてもいろんな許認可関係で難しいことがございますので。すぐに、じゃあ、あしたからできますみたいな形ではないんですけども、そういうことで検討いただいているという現状でございます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） デマンドタクシーに対しての考え方なんですけれども、私も新庄まで行けとか、あちこち行けということではなくて、村内で、副村長おっしゃいましたけれども、やっぱり清水地内に主要な公的機関もありますし、あと合海のほうに何か商業施設ができるという話も聞こえてきます。そうなってくると、村で買物するとき、どうしても農協までだったらと、でも農協では物足りないなと思っていた人たちは、新しい商業施設ができるということは物すごくうれしいことだと思います。

そうなってくると、そこはちょうど路線バスが通っていますよね。近くにあるんでしたら、その路線バスに間に合うように、まずちょっと作の巻とかそちらの人たちが路線バスに乗るときは、普通のあれは清水までは来ますよね、役場までの。けれども、合海まで行こうかなとなつたとき、歩いてくるしかないのか、もしくは路線バスの時刻に合わせて、その待合室で待つてくると。そういう形になるので、できれば、もう行く場所を決めていただいていいんですけども、診療所、郵便局、あとは買物をする、そういうところに事前に申し込んでおけば、そこまで連れていってもらえる。それだけでも私はすごい一步だと思うんです。

デマンドタクシーを、個人的に好きなところに行ってくれというのではなくて、やはり高齢者の場合、歩くことが本当に大変なんです。こういう雪道のとき、合海まで歩けと言われても、

幾ら消雪道路がなっているよと言われても、やはり100メートル、200メートルがきついと思います。私も絶対高齢になりますので、そのとき歩けと言われたら、歩くのはどうかなと考えてしまつて、家の中に閉じこもつてしまうのではないかなど。そうなつたとき、やはり外に出ていただきたいということで、村長、ふれあいサロンとかをやつて、健康でいてくださいというふうな施政方針をおっしゃいましたけれども、私もこの中で、小さな村だからこそできる住民福祉の向上、心を寄せ合つた協働の村づくり、親切丁寧、分かりやすい行政運営、対話の中から明るく優しく元気な村づくり、これは本当に一番大切なことだと思います。

そうなると、小さな村だからできること、それを考えたときに、ほかの町村ではこうだけれども、うちの村だったら、まず村内だけでもそういうふうに移動手段をもう少し前向きに考えていただければ、もっと住みやすくなるのではないかなどという思いを込めましてお話しさせていただいております。

私たちも、先ほど来からいろんな議員さんおっしゃっていますけれども、4月に改選になります。これは本当に1年以内だったら同じ質問はと思って考えたんですけども、私もどうなるか分かりません。では、いつ言うのかとなつたら、今回言わないと、つながつていかないのではないかなどという思いがあつたので、しつこいかとは思いましたけれども、この質問をさせていただいております。

それで、先ほどちょっと路線バスの話になりますけれども、全部が全部路線バスの時刻を変えてほしいというのではなくて、新庄にある方が眼医者に行きました。終わるのが11時半です。そして、バスが出るのが1時40分。私、それまでつらいのよと。それと、これから県立病院も出ます。県立病院の近くには今度いろんな施設ができますので、暇潰しではないんすけけれども、買物とかそういうことができるから、県立に行ったついでに買物もしてくるから、そんなに時間は気にしなくていいのよと言う方もいらっしゃるかもしれません、病院に行くと疲れるんですよね。大したことないんだけれども、待つてゐる時間が疲れるんです。早く家に帰りたい。そうなつた場合に、県立病院発が11時20分、これに間に合わないと1時40分だけれども、この時間帯を少し、その1本を、1本ということは発着になるから、往復になるんですけども、その時間をもうちょっと考慮していただければ少しは軽減されるのではないかなど思います。

それから、新幹線利用ということで観光客とおっしゃっていますが、ほとんどの観光客の方は旅館の送迎で、あんまり新庄駅に到着してからバスを利用するという方は少ないと思います。それなら、もう少し時間帯を考慮することも可能ではないかなと思います。

いろんな推進委員会、そういう中で話は出ているかもしれませんけれども、弱い方たちの声なんですよ、本当に。男性ではないんですよね。こういう話、お願ひ、バスがねと言う方たちは女性の方なんですよ。そういう人たちの声というか、あと利用者、きっと村営バス、新庄線もそうですけれども、利用しているものは女性の方が多いと思います。だからこそ、なかなか声が届かないのかなと思って、私はここでお話しさせていただいているんですが、本当にしつこいかもしれません。でも、本当に困っているんです。困っている方たちの、小さな村だからこそできる。それをぜひとも村長にお願いしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 早坂議員が今声を強くして、弱い方々の代弁だということで、何回も熱く語っていただきました。そのことは十分に受け止めております。

先ほどから何回も申し上げていますけれども、全ての皆様方になかなか納得のいくことができないというものが現状であります。その折衷案として、いろんな形でこういう時刻表も組んでいるんですけども、さらにそこにいろんな要望、現状を捉えて、少しづつ改善をしているという努力も事務局は必死にやっていると。それもまた限られた中でございますので、やっているんだというようなことを御理解ください。

そして、何回も申し上げますけれども、デマンドよりはむしろ使いやすいと思ってございます。時間が決まっていますので、予約必要なし。そこで、この前私、早坂議員に言ったんですけども、その間を何か取り持つようなことができないかと。本当にという言い方、大変失礼になりますけれども、足腰の弱い方々が何とかそういったものを使えることができないかということですね。この現バス路線を繞行しながら、そういったものも実際内部では考えているんですよ、頑張って。ただなかなか、先ほど副村長が専門的なことを申し上げましたけれども、いろんな業者との兼ね合いの中で、例えば公共交通の中でそういったものをやってはいけないと言われれば、できないんです。そういう今の法律の中で、非常に限られたものであるということも御理解いただきたいと思います。

それで、有償ボランティアでできないのか、あるいは無償ボランティアでできないのか。本当に福祉タクシーのような、そういうものでできないのかなと考えたり、いろんなことを模索していることは間違いございません。

ただ、やはりタクシーのように自分の思いそのまで行動していただける、運転をしていただける、そういうものはなかなか今のところは該当するものが見当たらないということ、法律の関係もあります。いろんなことがあります。そういうことも御理解いただきたいと思いま

す。

ですから、何も皆さんの中を聞かないのでなくて、聞いているんだけれどもできない部分があるということも御理解いただきたいと思います。

ただ、何回も言いますけれども、これほど小さな村でこれだけのバス路線をしっかりと組んでやっているところはどこにもございません。それが新しい混乗方式でやることができたということが一番の功績だったのかなと思っています。ただ、早坂議員からおっしゃっていただきました、いわゆるスクールバスとしての目的の場合と村営バスのことがあります。利用がなければ村営バスは運行しませんから、必ずしも子供さんがいなければ、そのバスを運行しないというわけではありません。村営バスとして、住民として利用する人があれば運行するはずです。その辺も間違えないようにしてください。

例えば、柳渕とあっちのほうは利用する人がいないということで、恐らく今のところは取りやめというか、運行しないようになっているんだと思っています。以前はガソリン高のときに、村営バスとスクールバスが並んで2台歩いている。これは何だということで村民からお叱りを受けて、こういうバス改革に取り組んだという経緯がございます。

そういうことで、こういったすばらしい混乗方式を全国に先駆けてやって、しかもそれを裏づける財源として、スクールバス、村営バス1台当たり約600万円がしの交付税を頂ける。その交付税だけでバスの運営がなされているというのは画期的なことでございます。そこも、やはり国あるいは県、そういったものをうまく利用してやって長続きしているんだということを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 今までの村長の答弁の中で、本当にデマンドタクシーが難しいというお話を出ておりますけれども、村長も分かっていらっしゃるんですよ。本当に分かっていて、これは大変なことだなということも理解していらっしゃると思います。

私たち、ここに住んでいて何が一番不便かといったとき、やはり田舎と言っては失礼なんですが、買物をするにも新庄まで行かなければいけない。ちょっと大きな病院に行かないと治療ができないといつても、それも新庄。大蔵村の診療所でできることは、軽いというか、常に持病を持っている、私もそうなんですが、そこで住んでいる人たちは診療所でいいんですけども、それ以外にもっと大きな病気や専門の病院に行くとなると、全て新庄になるわけですね。

路線バスは運行しているのはすごいとおっしゃいますけれども、路線バスのバス停に行くま

ですが、我が家は本当にバス停の真ん前なので、不便は全然ありません。反対にタクシーを使うより300円で新庄から来れるから、こんないいことはないんですけども、そういう方たちはあんまりいませんよね、本当に特例です。ほとんどの方たちは、歩いて5分なり10分なり、季の里のほうから下りてくる場合は坂道があります。帰るときも坂道があります。

そういうことを考えたとき、何かしら、一生懸命頑張っていらっしゃることは分かるんですけども、そこを私ではなくて行政で、私もいろいろ考えますけども、考えていただいて、できるだけ高齢者でも、この村に住んでてよかったと思えるような村にしていただけたらなと思います。

庁舎建設、大きな課題かもしれませんけども、日々過ごしていくために何が必要か。今後も住みよい村にしていくために考えていただいて、質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は4時5分といたします。

午後3時53分 休憩

午後4時05分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

4番矢口 智君。

〔4番 矢口 智君 登壇〕

○4番（矢口 智君） 大変皆さんお疲れのところ、よろしくお願ひいたします。早くやめろという何か無言のプレッシャーがありますけども、与えられた時間を有効に使っていきたいと思っています。

村長、確認したら。今日が52回目の一般質問ということになります。

今日は、空き家について的一般質問になりますけども、少し前にも2回質問しておりますので、簡単に整理をさせていただきたいと思います。

平成24年に、空き地、空き家再生振興の会社を設立してはどうだという提案をさせていただきました。土地を提供していただいて、整理をして後活用を図るという内容ですけども、今考えても、それはそれでいい案ではないかと思っているんですけども、そのとき村長に、奇抜な提案という評価をいただきまして、私は少し恥じましたけども、改めて昨日、「奇抜」ということを辞書で見ますと、まずは悪い表現というわけでもなく、1つは、極めて風変

りで人の意表をつくこと、そのさま。もう一つは、ひときわ優れていること、そのさまということでありましたので、まんざら的外れな駄目な提案ではなかったのではなかろうかと。

ただし、大きな問題がありまして、財源が、今日の給食の話ではないですけれども、財源どうするのという話になると、社会保障とか教育、そういうものを考えますと、なかなか難しかったのかなということを思っています。

そして2回目に、ちょうど2年前になりますけれども、空き家対策に公費投入の考えはあるかと質問させていただきました。その段階では、今回も多分変わらないと思いますけれども、公費購入の考え方なしという答弁でした。

そしてまた、そこから2年たちまして、各自治体も様々な施策を実施している例があって、たまに新聞なんかに出てきて、さて悩ましいものだなど、いつも思っておりまして、しかし、やはり村内を見ますと、村内だけでなく村内外どこに行っても空き家が目立つようになって、何かないものかなということで、今回質問をさせていただきます。

今回は、空き家対策に妙案はあるかと。ないかと思いますけれども、希望的に、妙案はあるかということで、村長に質問させていただきます。

空き家対策の有効な手立てを見いだせないまま時が過ぎていると感じております。最小限の対策を立てていることは承知していますが、現状はどうでしょうか。空き家は増える一方で、特に冬になると、はっきり分かるといいますか、玄関の除雪をしているか、していないかで明らかになりますと、寂しさが一層増すというような感じを持っております。

国は2014年に空き家等対策の法整備、議員立法と聞いていますけれども、立てまして、そして2020年に新土地基本法、30年ぶりの改正と。30年前はバブルの時期で、それを何とかしようということで、そのときに土地基本法を改正したと。それ以来30年ぶり。これは不明土地や空き地、空き家への対応に力を入れ始めようとしているということだと思います。

そして今、国会でも空き家等対策の改正法案を整備していると報道がありました。しかし私は、根本的な解決にはほど遠いのではないか。そういう状況、内容と見ていています。

空き家、空き地の対策については、国頼みではどうしようもないところまで来ていることが明らかで、だから自治体の中で独自に対策を行ってきているところも増えているのが今の状況と言えます。それでも増え続ける空き家に太刀打ちできていないものが現状ではないでしょうか。

掛け声倒れかなと思っていますけれども、今、地方分権とか地方創生と声高に言われておりますけれども、村独自の政策を立ち上げて挑戦するべきと思います。地方の知恵と工夫を凝ら

した対策。対策というものは妙案というふうになりますけれども、立てて実践をして、そして、それを国に示していくことが重要ではないかと考えます。地方から変えていく気概を示すべきではないかと思います。国の政策の追従のまま手遅れになる前に、村独自の施策を期待したいのですが、村長の考えを聞きたいと思います。

今、村長、大河ドラマは家康さんが、毎週「どうする」と来ますと。私はそれを見ながら、「どうする村長」というふうにテレビから聞こえてくるような気がしております。さて、どうするというふうになりますけれども、村長の答弁を聞きたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「空き家対策に妙案はあるか」という矢口議員の質問にお答えいたします。

先ほど矢口議員から、今回でというふうなことで、質問の回数をお知らせいただきました。質問の内容も、今までることを振り返って、私とのやり取りの中で、思い出という形でお話をしていただいたと思ってございます。

「奇抜」。私は決して駄目だということでは、なるほど、そういう考え方もあるのかという気持ちで聞いてきたところであります。ところが、やはりこの立場に立ちますと、先ほど指摘いただいたように財源の問題、そいつたいろいろ壁の中で、なかなかすぐに実行できること、そのほうが多かったのかなと思ってございます。

ただ、やはりこういった組織の上に立つ者、いつもそういう気概を持って臨んでいかなければ何も変えることができない。そのことを矢口議員が言ったのかなと今思ってございます。

また、今日の答弁についても、推測をいただきましたけれども、何ら変わっていない。そのとおりでございますけれども、若干だけ、提案をいただいて、なるほどというふうなこと、これはどうなんだろうと思うことがありますので、まずは1回目の答弁をしながら、その後のやり取りの中で議論をできればと思っております。

空き家については、本村に限らず日本全体の課題となっております。平成30年に総務省が実施した住宅・土地統計調査によれば、空き家数がこの20年で576万戸から846万戸と約1.5倍に増加し、さらに空き家率も13.6%と、約7軒に1軒が空き家といった深刻な状況となっており、大きな社会問題となっております。

空き家対策については、以前も質問をいただき、何度か答弁をしてきましたが、その考えに

変わりはありません。空き家を含め建物の管理は、本来その持ち主が行うべきことです。そうした意識を強く持っていただきたいと願うものであります。仮に村が公費を使い、空き家の解体、撤去を行うことは、今後離村される方が、家屋の解体はいずれ村で行ってくれるものと拡大解釈され、家屋を放置したまま転出する方が増えるという悪影響を与えかねません。

そういうことから、今回の質問にあります村独自の政策や妙案については、現在のところ考えておりません。

しかしながら、老朽化が進み、そのまま放置すれば、倒壊等により近隣住民等に危険が及ぶおそれや、衛生上有害な状態、または著しく景観を損なっている状態の空き家については、やはり何らかの手立てが必要になってきている時期にあると考えております。

こういった危険空き家の解体の補助については、一定の条件があるものの、国の助成措置が講じられるようになりました。これを受け、郡内他市町村でも国の要件を参考として取り組み始めておりますが、実際に取壊しを実施したところは少ないようでございます。

今後、村としても他市町村の取組を参考にして、国の社会资本整備総合交付金を活用した事業の実施について検討してまいりたいと思います。

また、コロナ禍を契機として近年、地方回帰の意識が高まったためか、空き家バンクへの問合せが増えています。この制度については、現在本村の登録が1件のみとなっていますが、より利用しやすい制度となるよう見直しも行いましたので、PRをさらに強化して、ただ単に取壊しを待つのではなくて、登録件数の増加と利活用の推進を図ってまいりたいと思います。

さらに、空き家を増やさないためには暮らしやすい村づくりを進め、離村する人を減らすことが最も重要なことだと考えていますので、今後も議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 矢口 智君。

○4番（矢口 智君） 1枚、参考資料として。その前なんですが、国は当てにならないぞという話をしましたけれども、例えば調べてみると、新土地基本法なんていうものがありますけれども、不明土地や空き地、空き家への対応ということなんですけれども、内実、実際どうなのかといいますと、調べた人によると、年間三、四十件ぐらい、国全体です、この調べた人いわく、格好を見せる程度ではないかというものが実態。この法案に先立って、空き家等の対策の推進に関する特別措置法というものがありますけれども、これが年に三、四十件程度で、不明土地法というものは、所有者不明の土地の利用を公が公共事業なんかに使えると。あるいは、地域住民が地域福祉増進のために使えるというような法案なんですけれども、これも現状

を言いますと、出した役人いわく、10年で100件もあればというふうなことを言っていたと。これを、この調べた人から言わせますと、実に暗たんたるものだというのがその内実ではないかと。

国はまた新法、改正法案を出して、何かしようとしていますけれども、どう見ても解決できるとは思えないということで、当てにならないということを申し上げたわけです。

それで、私もずっと、それこそ頭から離れない問題で、最近ですと、どの町を車で通っても、まず空き家、空き家みたいな、もう空き家探しの旅みたいな気がして、自分で笑ってしまうんですけれども、そのようなことで、何かないものか、いろいろ考えてはいたんですけども、村長、大変失礼なんですけれども、私も妙案がないというのが正直なところです。でも、やっぱり考えていかなければと思っておりますけれども、厳しいなということがあります。

参考資料としてお見せしたものは、順序立てて考えてみましょうということで、空き家となれば、転居するのか、あるいは消滅してしまうのかという2つがあって、私は地元で、熊高地区自治会で保有財産の適正な管理に関する協定書というものを結びました。これは地区住民から、実印を押せと言って、実印を押させてもらいまして、約束だと。

これについてはどういうことかといいますと、所有者は責任を持って後活用、後処理を進めることと、まず第1です。自治会は後活用について積極的に関わり、協力を惜しまないこと。もう一つは、所有者、自治会ともに誠意を尽くして円満な解決に導くこと。

なぜこれを考えたかといいますと、個人の権利ですから立ち入れないというところがあるわけです。例えば、親しい人で、友達で、あるいは親戚でと言わなければ、おまえどうするんだと、それ以上は立ち入れないということがあるのではないか。そのうち考えるからとか言われれば終わりなわけです。

この協定を結んで、例えば離村をするということになれば、これは自治会がきちんと話を聞き取って、後の処理を明確にすると。要するに、縛りをかけるといいますかね、そういうことにつながるのではないかと。私はそこまで地元には説明しませんでしたけれども、あくまでも円満に進むようにということで理解を得たわけですが、そのような、ちょうど1年前に協定を結んで、これから皆さんで考えていきましょう、協力していきましょうということでだったんですけども、そして、その参考資料によれば、後活用を図りましょうと。解体をするんであれば解体して、ちゃんと更地にして後活用できるように道筋を立てようということになりました。

ところで村長、おとといですか、私の地区から村外に離村する人が出てきました。よくない

話だけれどもと来たので、よくない話は聞きたくないと言ったんですけども、今年のうちに離村するということがはっきりしました。私は黙って聞いていたんですけども、家はきちんと解体するということをやはり名言されています。協定が生かされるという何とも寂しい話ですけれども、そういうことがありました。とてもつらいのですけれども、厳しいかなと思いつつも、一つのこれから道、考え方でないのだろうかと。まさかそれが最初にすぐに生かされると、非常に苦しいんですけども、なるとは思ってもいませんでした。私は別のほうに協定書を役立てようということで考えていたんですけども、今日、一般質問をするときになんて思ったんですけども、終わってから言ってもらいたかったみたいなことを思っているんですが、そういう、なかなか身近でも厳しいところがあるということを感じております。

空き家バンク等で後活用を図ればいいんですけども、なかなか古い家ですとそういうわけにもいかず、やはり解体して更地にするしかないのかなということになっております。

さて、解体、撤去をしますと、その作業、跡地の利活用、所有権の移転とか様々な手続があるものと思いますけれども、例えばこの中で想定されることは、村長はしないと言っていますけれども、助成はあり得るものかということを考えています。こうした一連の事業、自治会が指導して実施することは可能かと、嫌なことを一つ思いました。そして、自治会主体となれば公費助成の後押しを得られるかでなく、得られなければ不可能ではないかということを考えました。

そして例えば、これからの話ですけれども、所有権というものを自治会、認可団体が受けることは可能なのかなと。こうしたところを副村長にでも詳しく調べてもらいたいなと思いますけれども、自治会は、認可団体は利益を生まないということで課税免除をされて、永久に免除されているはずなんんですけども、こうしたところが土地を持つということが可能なのかと。例えば、借りたままで後活用なんていうことも考えられるかもしれませんけれども、それでは次の世代が何かあったときに困るわけですから、やはり土地の所有権というものはきれいにすることが最も後活用につながるのではないかと。これが10年前の、株式会社をつくって、そつくり所有権をもらってというふうなことになるわけなんですけれども、そんなことを今の段階では考えております。

ただし、ここまで考えたんですけども、たとえこれを村長がいいなと言われても、私は本心で言いますと、いろいろ考えますと難し過ぎて、どうも気が重いと思いますし、私が気が重いとなれば、村の集落全体で考えてみても多分不可能に近いのではないかと。よほど強力な村の企画といいますか、後押しでもなければ難しいのではないかと。

ただし私は、本当に危険だと、これは大変になるぞというふうなものに限っての話ですよ。小ぎれいな家をどうこうなんていうつもりはないんですけれども、本当にもし村長が首を縊に振ったとしても、逃げたいなというのが私の心境ですけれども、私の今の段階では、幾ら考えても、これ以上考えは進まないというようなことも理解してもらいたいし、これに対して村長はどう思うかということをちょっと聞きたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 村としての妙案はあるのかというようなことに対して、ないというふうに素直に答えました。それに対して矢口議員は、自分では妙案というものが無いと言ながら、ここまで自分1人の思いだけでなくて、熊高の集落において、こういった協定書を作り上げたということは、大変な努力、そして地域住民を説得させる、それだけの熱意を持って説明をしたものだと思っています。そのことについては大変感謝といいますか、敬意を申し上げます。

議員おっしゃっていますように、やっぱり個人の財産ですので、こういったものについてはなかなか他人が入れないというものが現状だと思います。そういったことから、かなり腹を割って本音でぶつかり合ったのではないかなと、私はちょっと想像しております。御苦労さまでした。それでも協定書を結んだということ、すばらしいことです。

これが全て大蔵村に通ずるかというと、議員御指摘のとおり、なかなか難しいものだと思っています。ただ、議員から提案といいましょうか、質問といいましょうか、そういったことで確認をいただいた、いわゆるこういった一連の事業を自治会が主導し実施することは可能かというようなこと、これは法的に可能だと思ってございます。詳しいことを私のほかに、後から副村長からでも、その辺についてお話をいただきたいと思っていますけれども。

それから、所有権を自治会、認可団体が受けすることは可能なのか。これは売買なので可能だと私は思っています。この問題は、財源、補助の割合ですよね。補助が必要になってくるということで、村がどこまで関われるのかということが問題なわけです。

私としては、最初の答弁で答えたように、本来これは個人の財産ですので、やっぱり村から出ていく方、あるいは老朽化して、そこに利用、住まなくなれば、そこをきれいにしなくてはいけないというのが、その人の義務だと思っています。やっぱりこの大前提是変わらないと思いますけれども、そこ出てくるのが、危険とか、環境的に思わしくない。先ほども言いましたけれども、そういういろいろな諸条件が出てきて、例えば一番問題になることは、子供たちが通る通学路、そういう場所にこういった建物がある場合、果たして村として放置できるのかということもございます。そういうことを考えた場合、ただ素直にそれだけというふうなこ

ともできなくなるというのは、最初に質問していただいた佐藤 勝議員のときも申し上げたところでありました。

矢口議員からこういった具体的な申入れといいましょうか、提案がありましたので、それについてやはり検討してみる価値はあろうかと思います。

よその自治体でやっていれば、大蔵村が一番数少ないほうに、補助をしていないほうの少ないほうに入ってきておりますけれども、やはり利用するとすれば当然国の財源を利用しなければ駄目だと思っています。ただし、そこに成立条件、その補助をいただく条件として2分の1をお互いに補填し合うではないですけれども、そういうものが必要になってくるということです。

例えば50万円の解体費、そういったものを使うとすれば、50万円だとすれば、村が半分、2分の1、25万円、国が25万円というふうな上限を決めて、50万円までとすれば25万円、25万円という形でお互いに補助をするということになっているそうです。ちょっと私もはつきり、聞いたといいますか、調べた話ですけれども、そういうことの中で使っていく。

それから、所有権の移転に対しても村の助成が欲しいということあります。所有権の移転は登記でしょうから、結局1筆幾らということになろうかと思います。これが、ものの金額によりますけれども、大体2万円から5万円ぐらいで1筆できるのではないかなということ。これを解体の作業実施に入れることができるのかどうか。そういうことも調べる必要があるのかなと思ってございます。

そういうことですので、もし補助、助成金を使うとすればこういったもの、私は集落といいましょうか、自治会でというふうな非常に前向きなものに対しては、ぜひ大蔵村として取り組んでいけるものであれば考えてみてはどうかなという思いがございます。

ただ、矢口議員自らが、これは本当に難しいだろうと。例えば、熊高だからこそできたかもしれませんけれども、よその集落では、それは駄目ですよということが果たして多いかもしれません。ただし、これが地区自治会でなくて、個人についてはどうなのかと。個人と地区自治会の差というか、そういうものを設けるか設けないか、その辺についても検討しなくてはいけないかなと思っています。

一番いいものは、やはり矢口議員がおっしゃったように、今回熊高地区から出でていく方がちゃんと自費できれいにしていきますよと言ってくれた。それを導き出すことが一番肝要かと思いますけれども、そういう形で私は両面から進めていかなければならないのかなと、ちょっと説明といいましょうか、質問の要旨を聞いて、考えておったところでした。

以上、私の思うところです。

○議長（鈴木君徳君） 矢口 智君。

○4番（矢口 智君） あくまでも補助金頼みという考えは全く持っていません。やはり集落ですと、その家、その家の事情がよく分かるわけですね。税の係の方がもっと分かるのかもしれませんけれども、この家無理だなというところにあれば、やはり何らかのと。できるところは、自力でやるところは自力でやってもらうと。これは当然のことかなと思います。その辺はぜひ検討してもらいたいものだなと思います。

今のところは私は、昨日今日の話なので、なかなかそれ以上のことは考えも及ばないと。ただ、村として検討、やはり国頼みではどうしようもない場合があるのではないかと。そのときのために、やはりきちんと整理をして確立していかなければということを強く思っています。

それから、こんなことを思いながら、私のところは認可団体を取得したわけですけれども、共有林の関係で後で困るだろうということで、これは地区の了承を得てやったわけですけれども、手続は難しくないし、しかしこからの集落の自治と考えますと、配布物を軽くする話はいいんですけども、やはりいろいろな悩みに対してきちんとした組織、改めて考えていただくということは大事なのではないかということを一つ提案させてもらいます。

最後に、私はこれを考えて悩んだことがありますて、全く話が変わるようなことなんですけれども、土地は誰のものかという思想的な考えになるわけですが、ずっといろいろ考えてみると、税金を取るために土地の権利を与えたわけですね。見てみると、明治6年とか7年に地権というものを発行して所有者に与え、その代わり、お金下さいと、税金払えということの始まりのようでした。それ以前なんかは大名さんが偉くて、侍も偉い時代でしたから、個人の所有なんかなかったわけです。ちょうど明治7年といいますと、数えたら150年、今ですね、たった150年しか歴史がないということ。明治15年か16年か、米の大暴落というものがあったそうなんです。税金を払えない、自作農で権利を持っていた人が土地を大分離したらしくて、そこで大地主が誕生して小作人が増えたということのようでした。

簡単な話ですけれども、日本は敗戦後に農地改革をやりまして、農家の方には平等に、農地の話ばかりになりますけれども、なって、今現在あるわけですけれども、一つの150年の歴史があって、今、全国的に今度、全国の隅々に住む人がいなくなるような、これもまた歴史なのではないだろうかと。

ですから、今の税の制度といいますか、土地所有権の制度そのものを改めて考え方直すべきではないかと言う人もおります。例えば、個人所有、共有ですとか、合有ですとか、総有なんて

いうものもありますて、地域全体の土地は地域全体で生かす方策を見つけるべきではないかと
いうようなこともあります。

切りのない話になってしまいますけれども、空き家対策について狭い部分で考えるばかりで
なく、これから村づくり、村長もこれからまた4年頑張るとおっしゃる。そうした中で、先
を見て、果たしてこの小さな村で、山村で、集落の皆さん元気に楽しく暮らしていきたいと、
これは村長も強く願っているわけですけれども、こうした中で土地というものは果たして今
今までいいのかということは、国が考えろと言えばそれまでになってしまふんですけれども、
我々のような本当の身近なところで考えていかなくてはならないのではないかということを、
今少し本を読んだりして勉強しているんですけども、ぜひ土地の所有という足して、権利が
あるからそれは個人のものだという考え方をもう一度見直して、その先を見ていってもらいたい
ものだなというようなことを思いました。

それについて見解がございましたら、急な話で申し訳ないですけれども、何かございました
ら聞きたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 大変参考になるお話をさせていただきました。空き家のことについて触れ
ながら、今、矢口議員のお伺いに関連していきたいと思っています。

今まで大蔵村では、空き家対策を何もやってこなかったということではございません。当然、
進歩はあまり見られませんでした。ただ私は、今の矢口議員と通ずるところは、土地は一体誰
のものなのかという考え方から、自分の住んでいる地域というものは自分たちの共同のものだ
という考え方を私は基本だと考えてございます。そういうことから、自分たちがやっぱり住ん
でいるところはよりよい環境でなければならないという、やっぱり欲を持つということが大事だ
と思うんですね。

その中で、一つやったことがあります。例えば、建設業界を動かして、共同で、湯の台に
ある、いわゆる草の集荷場といいましょうか、保管庫を解体した。あれは非常に風光明媚なと
ころにあったもので、潰れて無残な姿だったんですけども、これはこのままにしておけない
よねと。いわゆる名湯の肘折温泉に行く、あの場でその光景はないだろうというようなことで
呼びかけをしましたら、酪農関係者も含めて、そういう方がお集まりいただいて、全てボ
ランティアで解決をしていただきました。

それから、白須賀でもそういうふうなことがございました。建設業界として、金額について
はさておきますけれども、そういうことで補助といいましょうかね、お金を頂きました、それ

を役立ててくれということで、空き家を解体しました。そういうことで、やはり村民が同じ思いの中でそういう行動を起こせれば一番いいわけあります。

ですから私は、今回の利用価値のある、例えば古民家だったりそういったものは、そういう形で活用したり、それから跡地が非常に価値観がある場所であれば、村が中に入って、その売買を取り持つというわけではないんですけれども、いろんな紹介をすること、そういうことも私はいいと思うんですね。それを合海で1件やりました。

そういうことで、できることからやっぱりやっていくということが大事なことだと思うんです。それを、ただ仕方がないんだと手をこまねいていては全然進まない。そういうことをやっぱり手がけていかなければならないと思っています。

その一つが、今回、矢口議員が地域協定を結んでいただいた、そのことがいいきっかけになればなと思っています。このことが、ぜひ各集落に何か浸透していただければありがたいんですけども、なかなか難しいと思いますから、まずできれば熊高地区からそういう形でやっていただければ、それに対しては個人よりもむしろ私は支援がしやすくなりますし、村民の皆様方に理解をよりしていただけるものと思ってございます。ですから、公金の使い道は非常に難しいもので、納得をしていただければ、そういう形で使えるものだと理解しています。

そういうことで、我々執行部はもちろんありますけれども、議員の皆様方がそういう創意工夫でもって、村にだけ、どうするではなくて、やはり自分たちがこういったしっかりとした調査の下に、こういう形を実行している。これに対してはどうなんですかというふうなことで提案をいただければ非常にありがたいものだと思っています。今後の活躍も御期待申し上げます。

終わります。

○議長（鈴木君徳君） 矢口 智君。

○4番（矢口 智君） いただいた時間も使い切るところですけれども、非常に難しい課題ではあると思いますが、ぜひ前向きに考えていくいただきたいということを最後にお願いしてはまずいですけれども、伝えて、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（鈴木君徳君） 以上で一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、3月8日午前10時より開会いたしますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時48分 散会

令和 5 年 3 月 8 日（水曜日）

第 1 回大蔵村議会定例会会議録
(第 2 日目)

令和5年 第1回大蔵村議会定例会会議録第2号

令和5年3月8日（水曜日）

出席議員（10名）

1番	齊藤光雄君	2番	八鍬信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	矢口真二郎君
産業振興課長	越後亨君
住民税務課長	中島輝美君
健康福祉課長	田部井英俊君
地域整備課長	若槻寛君
危機管理室長	佐藤克也君
教育課長	鳴海由紀子君
会計管理者	長南正寿君
診療所事務長	小野秀司君
教育課長補佐	羽賀明美君
地域整備課長補佐	早坂健司君
住民税務課課長補佐	佐藤信一君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長

東谷英真君

議事日程 第2号

令和5年3月8日（水曜日）午前10時00分 開議

- 第 1 議第 6 号 大蔵村個人情報保護法施行条例の設定について
第 2 議第 7 号 大蔵村情報公開・個人情報保護審査会条例の設定について
第 3 議第 8 号 大蔵村教育委員会教育職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の設定について
第 4 議第 9 号 大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
第 5 議第 10 号 大蔵村消防団条例の一部を改正する条例の制定について
第 6 議第 11 号 大蔵村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
第 7 議第 12 号 大蔵村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大蔵村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
第 8 議第 13 号 大蔵村議會議員及び大蔵村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 9 議第 14 号 村道路線の認定及び廃止について
第 10 議第 15 号 権利の放棄について
第 11 議第 16 号 村営バス購入契約の一部変更について
第 12 議第 17 号 監査委員の選任に同意を求めるについて
第 13 議第 18 号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについて
第 14 議第 19 号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについて
第 15 議第 20 号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任に同意を求めるについて
第 16 議第 21 号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任に同意を求めるについて
第 17 議第 22 号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任に同意を求めるについて
第 18 議第 23 号 令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）
第 19 議第 24 号 令和4年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

- 第20 議第25号 令和4年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 第21 議第26号 令和4年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第4号）
- 第22 議第27号 令和4年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 第23 議第28号 令和5年度大蔵村一般会計予算
- 第24 議第29号 令和5年度大蔵村国民健康保険特別会計予算
- 第25 議第30号 令和5年度大蔵村簡易水道事業特別会計予算
- 第26 議第31号 令和5年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 第27 議第32号 令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計予算
- 第28 議第33号 令和5年度大蔵村介護保険特別会計予算
- 第29 議第34号 令和5年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計予算
- 第30 議第35号 令和5年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

昨日は、一般質問並びに議案審議、誠に御苦労さまでした。

また、御多忙中にもかかわらず、本会議を傍聴いただきます皆様に対し、議会を代表し敬意と感謝を申し上げます。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 議第6号 大蔵村個人情報保護法施行条例の設定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、議第6号大蔵村個人情報保護法施行条例の設定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 改めまして、おはようございます。

今議長が申し上げましたけれども、昨日は本会議、一般質問、本当に御苦労さまでございました。また、本日の議会傍聴いただく皆様方、本当に御苦労さまでございます。よろしくお願ひを申し上げます。

本日は本会議議案審議ということでございますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、提案理由を申し上げます。

議第6号大蔵村個人情報保護法施行条例の設定について。

この議案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、大蔵村個人情報保護法施行条例を設定するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第6号大蔵村個人情報保護法施行条例の設定について。

大蔵村個人情報保護法施行条例を、次のように制定する。

大蔵村個人情報保護法施行条例。

こちらにつきましての詳細につきましては、過日、議員全員協議会で説明いたしましたので、

割愛させていただきます。

次ページをお開きください。

真ん中辺の附則からでございます。

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に係る規定の施行の日から施行する。

(大蔵村個人情報保護条例の廃止)

第2条 大蔵村個人情報保護条例は廃止する。

以下、割愛させていただきます。

最後のページになります。

令和5年3月7日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議第7号 大蔵村情報公開・個人情報保護審査会条例の設定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、議第7号大蔵村情報公開・個人情報保護審査会条例の設定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第7号大蔵村情報公開・個人情報保護審査会条例の設定について。

この議案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、大蔵村情報公開・個人情報保護審査会条例を設定するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第7号大蔵村情報公開・個人情報保護審査会条例の設定について。

大蔵村情報公開・個人情報保護審査会条例を、次のように制定する。

大蔵村情報公開・個人情報保護審査会条例。

こちらの詳細につきましても、過日、議員全員協議会で説明をさせていただきましたので、割愛させていただきます。

次のページの下のところの附則になります。

附則。

（施行期日）

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日から施行する。

以下につきましても割愛させていただきます。

最後のページになります。

令和5年3月7日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第8号 大蔵村教育委員会教育職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の設定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、議第8号大蔵村教育委員会教育職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第8号大蔵村教育委員会教育職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の設定について。

この議案は、教育委員会事務局に、指導主幹を配置するに当たり、給与、勤務時間、その他の勤務条件等を定める必要があるため、提案するものであります。

詳しい内容につきましては、教育課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 鳴海教育課長より議案の詳細説明を求めます。鳴海教育課長。

○教育課長（鳴海由紀子君） 議第8号大蔵村教育委員会教育職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の設定について。

大蔵村教育委員会教育職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例を、次のように制定する。

大蔵村教育委員会教育職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例。

制定内容につきましては、過日、議員全員協議会で御説明させていただきましたので、内容説明を割愛させていただきます。

附則。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月7日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第9号 大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、議第9号大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第9号大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、大蔵村国民健康保険条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 議第9号大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例。

大蔵村国民健康保険条例（昭和34年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条中、40万8,000円を48万8,000円に改め、条中ただし書中、「3万円を上限として」を「1万2,000円を」に改める。

附則。

（施行期日）

1 この条例は令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の出産に係る大蔵村国民健康保険条例の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

令和5年3月7日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第10号 大蔵村消防団条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、議第10号大蔵村消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第10号大蔵村消防団条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、消防団員の定数の見直しのため、大蔵村消防団条例の一部を改正するものです。
詳しい内容につきましては、危機管理室長に説明をさせますので、よろしく御審議ください
ますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長より議案の詳細説明を求めます。佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 議第10号大蔵村消防団条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村消防団条例の一部を改正する条例。

大蔵村消防団条例（平成3年条例第3号）の一部を、次のように改正する。

第3条中、280人を250人に改める。

附則。この条例は令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月7日提出

大蔵村長 加藤 正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がない
いようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第11号 大蔵村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特
定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君）　日程第6、議第11号大蔵村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君）　議第11号大蔵村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君）　田部井健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。田部井健康福祉課長。

○健康福祉課長（田部井英俊君）　議第11号大蔵村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

大蔵村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

詳細につきましては、過日、議員全員協議会において御説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

次のページをお開きください。

中頃の附則でございます。この条例は公布の日から施行する。

令和5年3月7日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君）　説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第12号 大蔵村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大蔵村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第7、議第12号大蔵村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大蔵村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第12号大蔵村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大蔵村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 田部井健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。田部井健康福祉課長。

○健康福祉課長（田部井英俊君） 議第12号大蔵村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大蔵村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大蔵村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

大蔵村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大蔵村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

詳細につきましては、過日、議員全員協議会において御説明させていただきましたので、割

愛させていただきます。

次に、次のページをお開きください。

ページの下のほうの附則でございます。

(施行期日)

この条例は令和5年4月1日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正の大蔵村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の運用については、家庭的保育事業者等に応じて、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合にあって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項においてブザー等という）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

(安全計画の策定等に係る計画措置)

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の大蔵村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中、「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中、「実施しなければ」とあるのは、「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中、「周知しなければ」とあるのは、「周知するよう努めなければ」とする。

令和5年3月7日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。4番矢口智君。

○4番（矢口智君） 確認ということになるかと思いますけれども、乳幼児の見落としということもあって、この改定というふうになったと思いますけれども、村で適用になることは現在あるか。

○議長（鈴木君徳君） 田部井健康福祉課長。

○健康福祉課長（田部井英俊君） 現在、村で所有している適用するものはございません。ですが、その対策の代わりとして、例えば保育所で送迎バス等に乗せる場合、それでもちょっと保

育士のほうで確認して、もし欠席、乗ってこない等がありましたら、即座に欠席の連絡がない場合について、連絡を取って確認しているというような現状でございます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 4番矢口 智君。

○4番（矢口 智君） よもや村ではそういう保育児への対応はおろそかになっているところはないかと思いますけれども、やはり非常に痛ましい事故があった後ですから、なおこの保育所、保育関係の方に周知徹底といいますか、今以上の、今までしたこと再度点検し、確認しということはやはり必要ではないかというふうなことを感じますので、担当課長としてこれからも配慮をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（鈴木君徳君） 田部井健康福祉課長。

○健康福祉課長（田部井英俊君） 一応事故が発生して、報道をお聞きして、いろいろされたわけですけれども、そのときについても、やはり保育所のほうと連携を取りまして、保護者の方にそういう注意喚起ということで御案内をしております。なお、また、今後ともそういうふうなことで、なるべく注意喚起のほうを行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 8番早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 関連してなんですけれども、今保育所に送迎するときにスクールバス利用しているのと、あと路線バス利用していますよね。そのとき保育士さんは停留所まで送つていて、親御さんも停留所で待っているということの状態なんですが、運行中にもし事故があった場合に、その対応というのは運転手さんが担うのでしょうか。その辺ちょっとお尋ねします。というのは、自分たちあれじゃないんだけれども、前の車が事故っていて、長期間そこで待っていなきゃいけないという場合もあったとき、その対応とか、まず一応は保育所に連絡をして迎えに来るとか、そういう対応というのはしているのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 田部井健康福祉課長。

○健康福祉課長（田部井英俊君） 何かあったときには、運転手のほうから保育所のほうに連絡が入るようになっております。それについて、あとは保育所のほうから保護者の方に連絡が行くような体制でおります。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 8番早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） もう一つ心配なのが、路線バスに3歳児からまず乗ることになるんです

けれども、それを路線バスの運転手さんに任せていいのかなって常々ちょっと感じていたものですから、まず路線バス利用しないで、心配な方は自分で送迎という形にはなっていると思うんですけども、村として保育所の送迎、ちょっと人任せの部分があるのではないかなどいうのがあって、できれば先生も一緒に同乗して、そして送迎できたらば安全が増すのではないかと思うんですが、いかがでしょう。そういう考えないでしょうかと思いまして。

○議長（鈴木君徳君） 田部井健康福祉課長。

○健康福祉課長（田部井英俊君） まずもって、保育所については、保護者の送迎がまず前提にあります。その上で、過去、山交バスなりで皆さん通われた方もいらっしゃいますので、まずその辺の対応としては、最初、まず保護者がついて一緒に、お子さんと一緒に4月、5月と慣れるまでということでやっております。その後については、やはりそこからは家庭と、やっぱりそのような形で取り組んでいってもらいたいと。今のところ保育士のバスへの同乗は考えておりません。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 2番八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） 先ほどですね、課長のほうから園児の確認とありましたけれども、まずもって降りた状態でいる・いないを確認するということなんでしょうか、お伺いします。

○議長（鈴木君徳君） 田部井健康福祉課長。

○健康福祉課長（田部井英俊君） まずもって、最初に人数は大体分かっております。把握していますので、あと欠席がない方、欠席の連絡のない方については、乗ってこないこともありますので、そのときは保育所に戻って、即御家庭のほうに欠席かどうかを確認しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 2番八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） というのはですね、時間のずれがあるわけです、バスは出てしまうと。仮にですよ、同乗者も子供乗っているのを確認できない場合ってありますよね。さらにドライバーは一々確認しませんよね。というと、子供がもしね、バスの中でちょっと具合悪くなつて脇さ寄って寝ていたとか、下にね、横になっていたとなつたときに、そういう緊急の判断ができないわけです。もし乗ってこないとしたら、それとさらに欠席が確認できないという場合もあり得るわけですよね。そういうときの確認を、お迎えの保育士さんがちょっと様子を見るという、そういうことはできないのかどうかお伺いします。

○議長（鈴木君徳君） 田部井健康福祉課長。

○健康福祉課長（田部井英俊君） 今の御質問とすれば、まず保育士のほうがバスの中を確認するというような趣旨でよろしかったでしょうか。（「はい」の声あり）それについては、まず終点まで行った後ということ。（「即座に」の声あり）即座、まず遅れて来れば、人数把握できますよね。それでもって、もし来ない場合は、そこでの確認、例えば携帯電話なりでもできるわけなので、そのほうで、もし必要であればしたりとかというふうに指導していきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 最後のページですけれども、確認です。このブザー、このブザーを備えること及びこれを用いることについて困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、ブザーなどを備えないことができる、それからブザーなどの設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在を確認を取らなければならない、これちょっと分かるんですけども、ちょっと具体的に、例えば用いることができない事情、それからブザー設置に代わる措置を講じる、どんな措置を講じるんですか。

○議長（鈴木君徳君） 田部井健康福祉課長。

○健康福祉課長（田部井英俊君） ブザー等に代わる措置としましては、例えば名簿等による確認ということが考えられると思います。

もう1点が、（「すぐ上、上」の声あり）困難な事情。（「うん」の声あり）ブザーの備付け、自動車の構造上難しいとかいった例が考えられると思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） ですから、困難な事情というのは車の性能か車種か、それとも何か困難な事情というのが聞きたいんです、困難な事情。

○議長（鈴木君徳君） 田部井健康福祉課長。

○健康福祉課長（田部井英俊君） まず家庭的な保育事業といいますと、まず小規模な事業所ということになります。場合によっては、個人経営の三、四人でもできるようなところを家庭的保育事業ですので、それでその事業者の方が車、例えば普通の乗用車、三、四人乗り、それくらいの車を使用できることになりますので、そちらのほうにつけるのは、ちょっと必要かどうかというのはなかなか難しいところかと、もし事業者が判断すれば、そういうようなものも考

えられると考えております。

以上です。（「はい、いいです」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第13号 大蔵村議会議員及び大蔵村長の選挙における選挙運動の公営
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第8、議第13号大蔵村議会議員及び大蔵村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第13号大蔵村議会議員及び大蔵村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動に関する公営に関する経費に係る限度額を引き上げるため、大蔵村議会議員及び大蔵村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第13号大蔵村議会議員及び大蔵村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村議会議員及び大蔵村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

大蔵村議会議員及び大蔵村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例。

詳細につきましては、過日、議員全員協議会で説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

附則。

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の大蔵村議会議員及び大蔵村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和5年3月7日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。4番矢口智君。

○4番（矢口智君） 確認しますけれども、この件については、二十何日か、説明会等で候補予定者に説明することになりますか。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） その席で質問等があれば、またさせていただきたいと思います。そういったことも含めながらの説明会になるかと。（「日」の声あり） 当日に予定はしてございます。深掘りといいますか、そういった部分についてもお答えできるようにしておきます。

○議長（鈴木君徳君） 4番矢口智君。

○4番（矢口智君） 我々といいますか、現職はこの条例についてはよく理解をしているわけですね、今回改正ですから、かなり内容は理解したというふうに感じておりますけれども、新人の方でしたら、いきなりの話なわけですよ。私は、配慮としては、具体例を示すなりして、新人でも現職でも差のないような分かりやすい説明を心がけていただきたいと強く願うものです。そこら辺のところを総務課長によく配慮していただいて、当日の説明に臨んでいただきたいというふうに感じております。そこら辺よろしくお願ひしたいんですけども。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 趣旨、分かりました。そのように努力させていただきたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第14号 村道路線の認定及び廃止について

○議長（鈴木君徳君） 日程第9、議第14号村道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第14号村道路線の認定及び廃止について。

この議案は、村道合海大坪線の道路改良工事及び上竹野地区における国道458号改築事業により接続する村道の路線を認定及び廃止するものであります。

詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 若槻地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。若槻地域整備課長。

○地域整備課長（若槻 寛君） 議第14号村道路線の認定及び廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、別紙のとおり、村道の路線を認定及び廃止する。

別紙を御覧ください。

認定する路線が3路線、廃止する路線が4路線となっております。

詳細につきましては、過日、議員全員協議会の折に御説明させていただいておりますので、割愛させていただきます。

前のページにお戻りください。

令和5年3月7日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入れます。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第15号 権利の放棄について

○議長（鈴木君徳君） 日程第10、議第15号権利の放棄についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第15号権利の放棄について。

この議案は、最上広域ふるさと市町村圏基金に対する出資金に係る権利の一部の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第15号権利の放棄について。

次のとおり、最上広域ふるさと市町村圏基金に対する出資金に係る権利の一部を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 権利の放棄の内容。

最上広域ふるさと市町村圏基金に対する出資金7,065万8,000円のうち、5,495万7,000円を放棄する。

2 権利放棄に係る相手方。

新庄市城南町5番11号 最上広域市町村圏事務組合 理事長山尾順紀

3 放棄する理由

最上広域市町村圏事務組合が実施する新消防庁舎建設関連事業の財源に充当するため。

令和5年3月7日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤勝君。

○7番（佐藤勝君） ここで放棄する権利ですけれども、これ8市町村だと思いますけれども、これ均等割か人口割か出資割か、何ですか。均等割ではないと思いますので。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 繰越額市町村、最上管内で7億ほどございまして、出資割合に応じた金額で割ってございます。

以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 広域に係る出資金の割合でございます。（「はい、分かりました」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑が……4番矢口 智君。

○4番（矢口 智君） すみません。出資金を取り崩してでなければ、なかなか大変なのかなということかと思いますけれども、この庁舎の、まずはその建設というのは、具体的な金額というのは、工程といいますか、そういうのは、総務課長、分かっていらっしゃるというふうに思いますけれども。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 建設費用、30億を限度としての計画というふうになってございます。

○議長（鈴木君徳君） 4番矢口 智君。

○4番（矢口 智君） 費用だけでなく、具体的な工程聞いてないの。そこだけ、分かる範囲でですけれども。来年するとか今年するとか今するとか。そんなところもなく出資金は頂きますよ、それだけの我々の説明では不十分なんじゃないかというふうに感じますけれども。村長か、分かんの。じゃあ村長にお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 矢口議員の言われること、もっともというふうなことで、今、端で聞いておったところでございました。

それでですね、詳細については一覧表ありますので、今この場に、手元にございません。必要とあれば、後から皆様方に配付いたします。それでよろしいでしょうか。（「はい。ぜひお願いします」の声あり）はい。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） そういったことのためにですね、一応広域議員として、そういうふうなこともきちっと議員の皆様方に示してございます。そういったことで、議会の中でそういうことを、議員の皆様方に周知をしていただきたいということも兼ねて、広域議員という形で選出

して、広域の内容について詳しくですね、理解していただくようにしています。その辺、議員間の中で調整をしていただければありがたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 4番矢口 智君。

○4番（矢口 智君） 村長、大変失礼しました。後で時間をいただいて、広域議員さんのはうから説明いただくようにしますので、大変すみませんでした。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第16号 村営バス購入契約の一部変更について

○議長（鈴木君徳君） 日程第11、議第16号村営バス購入契約の一部変更についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第16号村営バス購入契約の一部変更について。

この議案は、村営バスの購入契約を一部変更したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第3号）第3条の規定により提案するものであります。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第16号村営バス購入契約の一部変更について。

令和4年5月18日に物件購入契約をした村営バスの購入について、下記のとおり変更契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 契約の目的 村営バス2台の購入

2 契約の方法	指名競争入札
3 契約金額	変更前3,234万3,979円
	変更後3,253万8,433円
4 契約の相手方	山形県最上郡大蔵村大字清水4022番地の2 有限会社大蔵自動車代表取締役後藤健介

こちらにつきましては、議員全員協議会で説明したとおり、バスのラッピングの施工に関して、調達費用等の高騰があり、それに対応するための契約変更でございました。

令和5年3月7日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 値上げの理由はラッピングということですが、3月31日納入になるということなんすけれども、これ可決すれば、いつ、年度内に当然入るわけですよね、納入は大丈夫ですか。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） こちらにつきましては、議員全員協議会でもお話ししたとおり、まだ納入時期とかが不確実なために、債務負担行為をさせていただき、「繰越し」の声あり)すみません、繰越明許をさせていただきまして、不測の事態に備えたいということで設定させていただきました。補正予算のほうにも提案させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 4番矢口智君。

○4番（矢口智君） バスの購入契約については特に異論はございませんけれども、私思うんですけども、今現在、代車が走っていたりしますよね。知ってるんじゃないでしょうか。走っていないバスに関しても、通るの見ていますと、さびなんかが目立ってきているなど、更新するにも当然のことかなと見ていてますけれども、この肘折・新庄間のバスというのは、やはり観光客も乗りますし、やはり村では一番目立つ部分の事業ではないかというふうに感じるわけです。今回は新規に導入して更新となりますけれども、次の更新時期あるわけですけれども、ひとつこれはお願いでもあるんですけれども、ぼろぼろになってあれなんですけれども、壊れてきそうなんで更新と、しかし見る側にとっては、さびているような車なんていうのは、今めったに見ることないですよ。観光バス、本職の観光バス見てください。古い車でもきれいにして、

整備がいいのはあるかも、バスの構造自体が観光バスは違うのかと思いますけれども、ちょっと寂しい姿で走らせないような、やはり計画的にということは、これから考えていってもらいたいものだなというふうに思います。そこら辺のところを十分考慮していただければというふうに思いました。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 御意見ありがとうございます。点検の折に、そういった形での外観にも配慮していきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

日程第12 議第17号 監査委員の選任に同意を求めるについて

○議長（鈴木君徳君） 日程第12、議第17号監査委員の選任に同意を求めるについてを議題いたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第17号監査委員の選任に同意を求めるについて。

この議案は、監査委員土屋 徹氏が令和5年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き、大蔵村大字清水2595番地、土屋 徹氏を同委員に選任したいので、地方自治法の規定により議会の御同意をお願いするものであります。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。（「詳細ありません」「人事案件」「すみません、これは間違います。すみません」の声あり） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり） 質疑がないようですから質疑を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第13 議第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについて

○議長（鈴木君徳君） 日程第13、議第18号固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第18号固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについて。 この議案は、固定資産評価審査委員会委員の国分 亨氏が令和5年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き、大蔵村大字清水406番地、国分 亨氏を同委員に選任したいので、地方税法の規定により議会の御同意をお願いするものであります。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり） 質疑がないようですから質疑を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第14 議第19号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについて

○議長（鈴木君徳君） 日程第14、議第19号固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第19号固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについて。

この議案は、固定資産評価審査委員会委員の中島信一氏が令和5年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き、大蔵村大字南山1560番の5、中島信一氏を同委員に選任したいので、地方税法の規定により議会の御同意をお願いするものであります。

よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第15 議第20号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任に同意を求めるについて

○議長（鈴木君徳君） 日程第15、議第20号情報公開・個人情報保護審査会委員の選任に同意を求めるについてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第20号情報公開・個人情報保護審査会委員の選任に同意を求めるについて。

この議案は、大蔵村情報公開・個人情報保護審査会条例の設定に伴い、情報公開・個人情報保護審査会委員に大蔵村大字赤松714番地20、山下佳子氏を選任したいので、大蔵村情報公開・個人情報保護審査会条例第4条第1項の規定により議会の御同意をお願いするものであります。

よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第16 議第21号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任に同意を求める
について

○議長（鈴木君徳君） 日程第16、議第21号情報公開・個人情報保護審査会委員の選任に同意を
求めるについてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第21号情報公開・個人情報保護審査会委員の選任に同意を求めるにつ
いて。

この議案は、大蔵村情報公開・個人情報保護審査会条例の設定に伴い、情報公開・個人情報
保護審査会委員に大蔵村大字合海61番地、松田与市氏を選任したいので、大蔵村情報公開・個
人情報保護審査会条例第4条第1項の規定により議会の御同意をお願いするものであります。

よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がな
いようですから質疑を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第17 議第22号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任に同意を求める
について

○議長（鈴木君徳君） 日程第17、議第22号情報公開・個人情報保護審査会委員の選任に同意を
求めるについてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第22号情報公開・個人情報保護審査会委員の選任に同意を求めるにつ
いて。

この議案は、大蔵村情報公開・個人情報保護審査会条例の設定に伴い、情報公開・個人情報
保護審査会委員に大蔵村大字南山1674番地、須藤 薫氏を選任したいので、大蔵村情報公開・
個人情報保護審査会条例第4条第1項の規定により議会の御同意をお願いするものであります。

よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。2番八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） 関連でお聞きします。もしお答えいただければと思います。

当委員会ですけれども、どういう事態で委員会の開催になるのか。あった場合が、大体ですね、年何回ぐらいやるのか。もしお答えいただければです。お願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 提言詳細のこともあるようですので、担当の矢口総務課長のほうに答えさせます。議長、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 個人情報保護法の改正によりまして、今まで村であった、それぞれあった情報公開の委員と個人情報保護の委員というのが一本化されるようになりました。

どういった場合にといことで御質問がありましたら、村の公文書なり、そういった形での情報関係の請求があった場合の適正かどうかの判断が必要な場合に、こういった委員の方々の判断をいただく会議の委員ということになろうかと思います。

また、個人情報保護審査会ということでございますが、村で把握しています個人情報、それぞれ個人の方の情報について、それぞれの各セクションで情報を持っているわけなんですけれども、そういった情報について、個人の方々が自分の情報についてどのような場合に使われているのかとか、そういったことの疑問になったときなどの村の取扱いについて、正しいものか正しくないものか、そういったことの判断をするような必要になったときの判断に、その委員の方々の御意見をいただきながら対応していくというような内容になろうかと思います。

（「了解です」の声あり）

ちなみにですけれども、過去何年か、前からも行っておりますが、そういった事例で会議を開催された事例などはございません。（「了解です」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから質疑を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

○議長（鈴木君徳君）　日程第18、議第23号令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君）　議第23号令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額から4,600万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,520万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表　歳入歳出予算補正」に、繰越明許費につきましては「第2表　繰越明許費補正」に、地方債につきましては「第3表　地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容については、各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申上げます。

○議長（鈴木君徳君）　各担当課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君）　それでは、補正予算書の2ページをお開きください。

議第23号令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）。

令和4年度の大蔵村の一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,600万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,520万円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費について説明をいたします。

6ページになります。

第2表　繰越明許費補正。

1　追加でございます。

2款総務費1項総務管理費、事業名村営バス購入事業3,416万4,000円。先ほどの御質問の村営バスに係る部分でございます。

2　廃止。

2款総務費1項総務管理費、事業名公用車購入事業407万円。

3　変更でございます。

6款農林水産費1項農業費、事業名農業基盤整備促進事業、補正前の金額1,210万円、補正後の金額1,510万円。

7ページ、隣でございます。

地方債補正について説明をさせていただきます。

1 追加

起債の目的、公共事業等債。限度額1,760万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、借入先との協定による。償還の方法、借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により据置期間及び償還年限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

2 変更

起債の目的、災害復旧事業債、補正前の限度額890万円、補正後の限度額1,310万円。

緊急防災・減災事業債、補正前が570万円、補正後が560万円。

辺地対策事業債、補正前4,930万円、補正後5,870万円。

過疎対策事業債、補正前が2億3,300万円、補正後が2億5,830万円。

合計ですが、補正前3億1,630万円、補正後が3億5,510万円。

起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

12ページをお開きください。

2 歳入

14款国庫支出金 1項国庫負担金 1目民生費国庫負担金、補正額1,790万円の減。2項国庫補助金 2目民生費国庫補助金445万9,000円の減。3目衛生費国庫補助金63万6,000円。5目教育費国庫補助金1万2,000円の減。

15款県支出金 1項県負担金 1目民生費県負担金22万1,000円の減。2項県補助金 2目民生費県補助金519万9,000円。3目衛生費県補助金55万3,000円の減。4目農林水産業費県補助金159万4,000円の減。3項委託金 1目総務費委託金167万2,000円の減。

16款財産収入 2項財産売上収入、次のページをお開きください、1目物品売払収入16万4,000円。

17款 1項寄附金 1目一般寄附金1,010万円。

18款繰入金 1項基金繰入金 1目財政調整基金繰入金1億1,900万円の減。4目ふるさと大蔵村応援基金繰入金1,010万円。

20款諸収入 4項 5目雑入70万2,000円。

21款 1項村債 1目総務債910万円。2目民生債170万円の減。4目農林水産業債1,760万円。6目土木債2,820万円。7目消防債70万円の減。8目教育債30万円の減。9目災害復旧債420万

円。

次のページをお開きください。

3 歳出

1 款 1 項 1 目 議会費 5,000 円の減。

2 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 14 万 7,000 円。3 目 財政管理費 999 万円。5 目 財産管理費 417 万 7,000 円の減。

8 目 地域振興費 160 万円の減。5 目 情報システム費 104 万 4,000 円。10 目 村営バス事業費、財源内訳の変更でございます。11 目 情報通信基盤施設管理事業費 95 万 6,000 円。

次のページをお開きください。

12 目 諸費 44 万 4,000 円の減。2 項 徴税費 1 目 税務総務費 40 万円。4 項 選挙費 3 目 参議院議員選挙費 160 万円の減。

次のページをお開きください。

5 項 統計調査費 1 目 統計調査総務費 19 万 6,000 円の減。

○ 健康福祉課長（田部井英俊君） 3 款 民生費 1 項 社会福祉費 1 目 社会福祉総務費 412 万 1,000 円の減。3 目 老人福祉費 124 万 8,000 円の減。4 目 障害福祉費 24 万円。2 項 児童福祉費 1 目 児童福祉総務費 432 万 5,000 円の減。

次のページをお開きください。

2 目 児童福祉施設費 24 万円。3 目 児童措置費 250 万円の減。

4 款 衛生費 1 項 保健衛生費 1 目 保健衛生総務費 1,554 万円の減。3 目 母子保健事業費 10 万円。

7 目 凈化槽費 158 万 2,000 円の減。3 項 1 目 簡易水道費 85 万 9,000 円の減。

○ 産業振興課長（越後 享君） 5 款 労働費 1 項 労働諸費 1 目 労働費 30 万円。

6 款 農林水産業費 1 項 農業費 1 目 農業委員会費、財源内訳の変更です。2 目 農業総務費 20 万円。3 目 農業振興費 94 万 1,000 円の減。6 目 農地費 1,385 万 6,000 円。

次のページをお願いします。

2 項 林業費 1 目 林業総務費 4 万 7,000 円の減。2 目 林道整備費 146 万 8,000 円の減。

7 款 1 項 商工費 2 目 商工総務費 202 万円の減。3 目 観光費 102 万 4,000 円の減。

次のページをお願いいたします。

4 目 スキー場管理費 20 万円。2 項 1 目 地域活性化費 33 万 8,000 円の減。

○ 地域整備課長（若槻 寛君） 8 款 土木費 2 項 道路橋梁費 2 目 道路維持費 809 万 1,000 円の減。

3 目 道路新設改良費 202 万 8,000 円の減。4 目 橋梁維持費 25 万 4,000 円の減。

次のページをお開きください。

5 項下水道費 1 目特定環境公共下水道費140万6,000円の減。 6 項住宅費 1 目住宅管理費50万5,000円の減。

○危機管理室長（佐藤克也君） 9款 1 項消防費 1 目非常備消防費66万3,000円の減。 2 目消防施設費900万9,000円の減。 3 目水防費15万円の減。

次のページをお開きください。

4 目危機管理費70万2,000円の減。

○教育課長（鳴海由紀子君） 10款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費267万7,000円の減。 3 目スクールバス運行管理費519万9,000円の減。 2 項小学校費 1 目学校管理費77万4,000円。

次のページをお開きください。

4 目情報教育費64万9,000円の減。 3 項中学校費 1 目学校管理室45万2,000円。 4 項社会教育費 2 目公民館費 6 万円。 3 目生涯学習センター管理費30万円の減。

○地域整備課長（若槻 寛君） 11款災害復旧費 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費218万5,000円の減。

2 ページのほうにお戻りください。

令和5年3月7日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 21ページの民生費、社会福祉費の中の16節住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金が440万の減となっていますが、これはどういうことでしょうか。つまり、あらかじめ自分で非課税世帯というのは算出できるとは思うんですが、申請はなかったということでしょうか。何か理由をお知らせください。

○議長（鈴木君徳君） 田部井健康福祉課長。

○健康福祉課長（田部井英俊君） それにつきましては、一応ですね、予算上100人程度の予算は取っておりましたが、実際に該当になった方、精査した上で見たところ、実際には60人程度だったということでございます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） この要件は大分精査しないとなかなか確定できなかつたんでしょうか。

440万も余ったというのはちょっと不思議だなと思ったんですけれども。

○議長（鈴木君徳君） 田部井健康福祉課長。

○健康福祉課長（田部井英俊君） それにつきましては、やはり扶養とか取られていますと、どうしてもそこから幾ら本人が住民税非課税であっても、世帯とすれば課税となってしまいますので、その辺で、多少といいますか、40人ほどずれが生じたということでございます。
以上です。

○議長（鈴木君徳君） 7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 31ページの消防関係、これ先ほど聞こうかと思ったんで、時間がないんで、ちょっと聞くつもりなんで、予算ではありません。

280人から250、30名減ったわけです、団員が。その減った割合というか、それで班編成は大丈夫なのか。それから、地区ごとに均等に、例えばその地区1人とか2人とか減ったのか。

2つ目、これ大変聞きにくい話なんですけれども、要するに幽霊団員、住んでいて常にいないと、ただ団員の名前だけ入っていると、それも人数に入っているんですか。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 最初に御質問がありました大蔵村消防団の班編成等です。班の変更を一応令和5年度に予定しております。分団に関しては4分団ありますけれども、今まであった5班を3班に調整するという案が出ております。人数の配分を適当にしながら初期消火、消防団の業務なんですけれども、そういう業務をですね、遂行するための変更ということで、令和5年度に考えておるところです。

続きまして、いわゆる幽霊団員の話ですけれども、昨年度、皆様方から御審議いただいて、消防団員の報酬のほう上げさせてもらいました。3万8,500円になると思いますけれども、それに伴って、幽霊団員をなくす方向で、いわゆる退団していただくということで、消防団のほう進めまして、今現在のところ幽霊団員はほぼいないということでございます。どうしてほぼとつけますかといいますと、近隣の市町村とかにですね、転出なされて、ただ勤務地が大蔵村だったりする場合がありますので、そういう場合は消防団として機能できるという判断しておりますので、その辺の退団は進めていないところです。そのようなわけで、今までございました、いわゆる幽霊団員というのは、大幅になくなつたというふうにお答えしてよろしいかなと思っております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 先ほど幽霊団員なんて申し訳なかったんですけども、通称そうなっていますので、勘弁してください。

それですね、消防団員が減ったと、班も変えたと、それに併せて。以前よりはやっぱり一人一人の負担が多くなるわけなんですねけれども、その代わりというか、機能別とか予備消防団というのがあるんですが、行動範囲が決まっている、集落だけに。でも、消防は燃えてからでは何ともしようがないんだから、もう消えないんですから、やっぱり初期消火が大切なわけです。だから予備消防団とか機能別分団をやっぱり訓練ではないけれども、自己訓練と言つてもいいんですけども、やっぱり常に私も出ますという気力を持つような体制を取つておかないと、今幽霊団員があまりいないということですねけれども、元は幽霊団員がいて、本当の消防団員は集落に1人しかいないなんていう状態があったんです。そういう状態、徐々に解消したというから、これありがたいことですけれども、やっぱり財産を守る消防団ですから、負担をなるべく少なくして活動してもらうような方法を取つてもらいたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 消防団員数につきましては、機能別消防団も含んだ数が消防団員数になっております。実際ですけども、今4分の1が機能別消防団に該当する方となっております。主に消防団を退職なされた方を加入了しまして、機能別消防団をつくっております。なおかつ、各分団、部で行つている防災訓練。その防災訓練の際には、機能別消防団を含んだ上での訓練とするような形で役場の方ではお願いしておりますので、昨年の実績を見ましても、ほぼの割合で各分団において、いわゆる消防団の方を含めた形での訓練を行つて、防災訓練ですね、火災の初期消火訓練を行つておりますので、機能しているのかなというふうには感じておるところです。

以上です。（「はい、いいです」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 33ページの教育費の中のスクールバス運行管理費が、578万円委託料減っているわけですが、コロナとかいろいろ影響あったのかもしれませんけれども、委託料こんなに減った理由は何なんでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 鳴海教育課長。

○教育課長（鳴海由紀子君） 当初の予算の見積りしたときと、現行の差額でございますので、運行業務については、コロナで休んだとかそういうことはございません。当初予算で見積りしたときと現行の実績の差額でございますので、ちょっと金額が多く見えますが、スクールバス

の運行費は受皿になっておりますので、御了解いただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 最後の受皿になつてますがという意味がちょっと分かりません。

○議長（鈴木君徳君） 鳴海教育課長。

○教育課長（鳴海由紀子君） すみません、ちょっと言葉があれだったんですが、当初は契約前でしたので、契約したときには、まだ見積りを取っていない予算でございました。実際に見積りを取って決定したところ、このようになったものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 最後です。であれば、当初の段階で、予算が見積りで取った段階で分かったんであれば、もっと前に減額補正する必要があったんじゃないかと思うんですが、今まで残していたというのは何かあったんでしょうか。

ごめんなさい、もう一回です。これ見積り取って、額が確定したのはいつなのかということです、今の時期でないと補正はできなかつたんでしょうかという。つまりもっと早い段階で差があれば余っているわけですから、過大に取ってしまった分を補正できなかつたのかということです。

○議長（鈴木君徳君） 安彦副村長。

○副村長（安彦加一君） ただいまの質問でございます。ちょっと私のほうから御説明をさせていただきます。

今、佐藤議員さんが言われているようなことはあろうかと思います。ただ、コロナ禍には、いわゆる受皿みたいな、臨時にどうしても走らなければならないという運行もございますので、そういったことで、ぎりぎりまでやっぱり取っておかないと、何かあったときに走らせられなくなるということございます。予算の裏づけがないとさせられないということもございますので、そういったことで御理解をいただきたいというふうに。確かに、絶対これから使おうねというものであれば、そういったことで早めに補正するようにと私どもも常に言っているんですけども、そういった事情もあるんだということで御理解をいただければというふうに思います。

以上です。（「はい、分かりました」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 8番早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 23ページの児童福祉費の報償費です。誕生祝金100万の減、入学祝金50

万の減になっておりますけれども、生まれた子供たちの数というのは、出生数は令和4年度何名でしたでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 田部井健康福祉課長。

○健康福祉課長（田部井英俊君） 8名でございます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 8番早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 8名というと、最初予算するときに何名を見込んでこの数になっておりますか。

○議長（鈴木君徳君） 田部井健康福祉課長。

○健康福祉課長（田部井英俊君） それにつきましては、今年、第1子、第2子、第3子というふうに、段階を分けて10万、20万、30万というふうになっていますので、ほぼ大体15名ほどというふうな形で一応計算はしております。

以上です。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 2番八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） 25ページです。一番下の農地整備事業なんですけれども、今現在その負担割合というものは、国が55、県が27.5、市町村10、受益者負担7.5となっているかと思いますけれども、その確認と、さらにその負担割合が変わるような話をちょっと聞いたことあるんですけれども、今後変わる予定はないのか。まずこれ先にお聞きします。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後享君） 議員おっしゃるとおり、現在の負担割合は変わりありません。村負担は10%、受益者負担は7.5%です。令和5年度の負担割合に関しては変更はございません。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 2番八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） あとですね、この中の三光堰なんですけれども、これが舟形さんとの絡みで、三光堰という名称になっていますけれども、実際、実施する地区名、それと全体予算分かればです。あとは、この金額というのが、多分面積割かだと思うんですけども、それ以外の割があるのかなというところをお聞きします。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後享君） 事業費については……（「全体分かれます」の声あり）全体、

令和4年度の全体事業費。（「いやいやいや、この3016に対する」「大蔵、三光堰のところだけ」「大蔵分分かれば」の声あり）

当初2,000万、すみません、2,000万、それから国補正で2億3,000万です。なので、2億5,000万の事業費になっております。16.22%の大蔵村持分なので、それに10%で405万5,000円。なので、当初の予算103万9,000円を差し引いた分が今回補正というふうになります。

以上です。（「あと地区。実行される場所。大蔵の」の声あり）

まだ大蔵村分については、事業着工されておりません。（「されていないの」の声あり）はい。あくまでも全体事業費で、三光堰全体事業費で予算が配分されていますので、まだ大蔵部分については着工はしておりません。メイン工事については。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 2番八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） あのですね、着工されていないのは分かります。当初、話だと、予定した場所が、あそこの桂大橋の下の田んぼプラス上のほうということで、全体額をちょっと聞いていたんですけども、それらの全体を言っているのか、2期に分けたのか、それは分かります。もし分かればですけども。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） すみません、御質問の意味がちょっと理解できなくて申し訳ないですけども、三光堰西区の、すみません、もう一度お願いできますか、質問。

○議長（鈴木君徳君） 2番八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） 三光堰については、水利の関係もいろいろありますて、あとは場所つながりもありますて、舟形町さんと一緒にやるということになったいきさつあります。当初は大蔵でやる予定だったんですけども、あそこだけ外されて、そういうような形になったんですね。そのときに、橋の下、田んぼありますよね。あそこと上のほうにも大蔵接続の田んぼあります。その全体を言っているのか、ちょっと向こうさんにも分からなかつたので、全体を言っているのか、それを分けてやるのか、水利の関係もあるでしょうから、その辺どうなっているのかという質問です。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 大蔵分の受益面積は18.3ヘクタールです。それを分けておりませんので、一括だと思います。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議第24号 令和4年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第19、議第24号令和4年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第24号令和4年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）。

この議案は、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額から1,895万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,366万5,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算補正」に、繰越明許費につきましては、「第2表 繰越明許費」に、地方債につきましては、「第3表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 若槻地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。若槻地域整備課長。

○地域整備課長（若槻 寛君） 補正予算書の40ページを御覧ください。

議第24号令和4年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）。

令和4年度大蔵村の簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,895万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,366万5,000円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（繰越明許）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越

して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

43ページをお開きください。

第2表 繰越明許。

1款水道事業経営総務費 2項水道布設費、事業名清水合海地区配水管布設事業、設定額が250万円になります。

44ページをお開きください。

第3表 地方債補正

変更になります。

起債の目的、補正前の限度額、補正後の限度額というふうに読み上げます。簡易水道事業債、補正前2,000万円、補正後740万円。辺地対策事業債、補正前1,300万円、補正後730万円。公営企業適用債、補正前160万円、補正後180万円。合計、補正前の限度額3,460万円、補正後の限度額1,650万円。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

48ページをお開きください。

2 歳入

2款繰入金 1項 1目一般会計繰入金85万9,000円の減。

5款 1項村債 1目水道債1,810万円の減。

次のページをお開きください。

3 歳出

1款 1項水道事業経営総務費 1目水道管理費316万円の減。2項水道布設費 1目簡易水道布設費1,534万6,000円の減。

3款諸支出金 1項償還金及び還付金 1目水道使用料還付金45万3,000円の減。

40ページへお戻りください。

令和5年3月7日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議第25号 令和4年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第20、議第25号令和4年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第25号令和4年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）。

この議案は、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額から100万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,291万5,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算補正」に、地方債につきましては、「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 若槻地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。若槻地域整備課長。

○地域整備課長（若槻 寛君） 補正予算書の54ページをお開きください。

議第25号令和4年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）。

令和4年度大蔵村の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ……（「いいです」の声あり）よろしいですか。第1条から読み上げます。第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,291万5,000円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

57ページをお開きください。

第2表 地方債補正

変更になります。

起債の目的、公営企業適用債、補正前2,070万円、補正後2,110万円。合計、補正前の限度額5,800万円、補正後の限度額5,840万円。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

92ページをお開きください。

2 歳入

4款繰入金1項1目一般会計繰入金140万6,000円の減。

7款1項村債1目下水道事業債40万円。

次のページをお開きください。

3 歳出

1款1項公共下水道事業経営総務費1目下水道管理費85万5,000円の減。

3款諸支出金1項償還金及び還付金1目下水道使用料還付金15万1,000円の減。

54ページへお戻りください。

令和5年3月7日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は13時といたします。

午後0時06分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

日程第21 議第26号 令和4年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第4号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第21、議第26号令和4年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第26号令和4年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第4号）。

この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額から191万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,343万9,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 嶸入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長より、議案の詳細説明を求めます。小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） それでは、補正予算書の68ページを御覧ください。

議第26号令和4年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第4号）。

令和4年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ191万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,343万9,000円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶌入歳出予算補正」による。

74ページを御覧ください。

2 嶌入

1款診療収入1項外来収入1目国民健康保険診療収入50万円。2目社会保険診療収入433万円。3目後期高齢者診療収入10万円の減。4目一部負担金24万円。5目その他の診療収入770万円。

2款使用料及び手数料1項1目使用料36万円の減。2項手数料1目文書料18万円の減。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金1,313万8,000円の減。

5款1項諸収入1目雑入91万円の減。

次のページを御覧ください。

3 歳出

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費155万8,000円の減。2目医師住宅管理費36万円の減。

68ページに戻って本文を御覧ください。

令和5年3月7日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議第27号 令和4年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第22、議第27号令和4年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第27号令和4年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）。この議案は、浄化槽整備事業特別会計歳入歳出予算の総額から171万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,256万4,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に、地方債につきましては「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 若槻地域整備課長より、議案の詳細説明を求めます。若槻地域整備課長。

○地域整備課長（若槻 寛君） 補正予算書の80ページをお開きください。

議第27号令和4年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度大蔵村の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ171万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,256万9,000円とする。すみません、繰り返します。第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ171万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,256万4,000円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

83ページを御覧ください。

第2表 地方債補正。

変更になります。

起債の目的、下水道事業債、補正前の限度額120万円、補正後の限度額100万円。過疎対策事業債、補正前の限度額100万円、補正後の限度額90万円。合計、補正前の限度額1,250万円、補正後の限度額1,220万円。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

88ページをお開きください。

2 岁入

4款繰入金1項1目一般会計繰入金158万2,000円の減。

6款諸収入1項1目雑入16万7,000円。

7款1項村債1目下水道事業債30万円の減。

次のページをお開きください。

3 岁出

1款浄化槽整備事業費1項1目浄化槽管理費140万円の減。2項1目浄化槽整備事業費31万5,000円の減。

80ページへお戻りください。

令和5年3月7日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議第28号 令和5年度大蔵村一般会計予算

日程第24 議第29号 令和5年度大蔵村国民健康保険特別会計予算

日程第25 議第30号 令和5年度大蔵村簡易水道事業特別会計予算

日程第26 議第31号 令和5年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

日程第27 議第32号 令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計予算

日程第28 議第33号 令和5年度大蔵村介護保険特別会計予算

日程第29 議第34号 令和5年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計予算

日程第30 議第35号 令和5年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算

○議長（鈴木君徳君） 次に、令和5年度予算関係議案でありますので、日程第23、議第28号から日程第30、議第35号まで、令和5年度当初予算関係8議案を一括議題にいたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、日程第23、議第28号から日程第30、議第35号までの令和5年度当初予算関係8議案を一括議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） それでは、今議長が申し上げましたとおり、新年度予算、議第28号から議第35号まで一括提案を申し上げます。

議第28号令和5年度大蔵村一般会計予算。

この議案は、一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ38億9,000万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算」に、債務負担行為につきましては、「第2表 債務負担行為」に、地方債につきましては、「第3表 地方債」に記載のとおりでございます。

また、一時借入金の借入れの最高額を10億円と定め、歳出予算の流用につきましては、各項に計上した給料、職員の手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合、同一款内でこれら経費を流用することができる旨、定めるものでございます。

議第29号令和5年度大蔵村国民健康保険特別会計予算。

この議案は、国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,500万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算」に記載のとおりでございます。

また、歳出予算の流用につきましては、保険給付費についても同一款内での流用ができる旨、定めるものでございます。

議第30号令和5年度大蔵村簡易水道事業特別会計予算。

この議案は、簡易水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,170万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算」に、地方債につきましては「第2表 地方債」に記載のとおりでございます。

議第31号令和5年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算。

この議案は、特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,760万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算」に、地方債につきましては「第2表 地方債」に記載のとおりでございます。

議第32号令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計予算。

この議案は、へき地診療所特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,460万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算」に、地方債につきましては「第2表 地方債」に記載のとおりでございます。

議第33号令和5年度大蔵村介護保険特別会計予算。

この議案は、介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,180万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算」に記載のとおりでございます。

また、歳出予算の流用につきましては、保険給付費について同一款内での流用ができる旨、定めるものでございます。

議第34号令和5年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計予算。

この議案は、浄化槽整備事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ2,610万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算」に、地方債につきましては「第2表 地方債」に記載のとおりでございます。

議第35号令和5年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算。

この議案は、後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ3,670万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算」に記載のとおりでございます。

以上、各会計の令和5年度当初予算につきましては、それぞれ担当課長に詳細説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、これより予算関係議案に対する総括質疑に入ります。（「なし」の声あり） 総括質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第28号から議第35号まで、令和5年度当初予算関係8議案については、大蔵村議会会議規則第39条の規定により、議員全員の委員をもって構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、議第28号から議第35号までの令和5年度当初予算関係8議案については、議員全員10人の委員をもって構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

3月9日から予算審査特別委員会のため、3月10日午後1時まで本会議を休会いたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、3月10日午後1時まで、予算審査特別委員会のため、本会議を休会いたします。

なお、予算審査特別委員会は、3月9日午前10時から開会といたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、3月10日午後1時より開会いたしますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労様でした。

午後1時18分 散会

令和 5 年 3 月 10 日（金曜日）

第 1 回大蔵村議会定例会会議録
(第 3 日目)

令和5年 第1回大蔵村議会定例会会議録第3号

令和5年3月10日（金曜日）

出席議員（10名）

1番	齊藤光雄君	2番	八鍬信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	矢口真二郎君
産業振興課長	越後享君
住民税務課長	中島輝美君
健康福祉課長	田部井英俊君
地域整備課長	若槻寛君
危機管理室長	佐藤克也君
教育課長	鳴海由紀子君
会計管理者	長南正寿君
診療所事務長	小野秀司君
教育課長補佐	羽賀明美君
地域整備課長補佐	早坂健司君
住民税務課課長補佐	佐藤信一君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長

東谷英真君

議事日程 第3号

令和5年3月10日（金曜日） 午後1時00分 開議

第1 請願第1号 新庁舎建設候補地に「上竹野・上熊高」地区を加える請願

第2 予算審査特別委員会付託の議案

議第28号 令和5年度大蔵村一般会計予算

議第29号 令和5年度大蔵村国民健康保険特別会計予算

議第30号 令和5年度大蔵村簡易水道事業特別会計予算

議第31号 令和5年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議第32号 令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計予算

議第33号 令和5年度大蔵村介護保険特別会計予算

議第34号 令和5年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計予算

議第35号 令和5年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算

第3 発議第1号 大蔵村議会の個人情報の保護に関する条例の設定について

第4 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査申出について

第5 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出について

第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時00分 開議

○議長（鈴木君徳君） 3月9日からの予算審査特別委員会、誠に御苦労さまでした。

また、御多忙中にもかかわらず本会議を傍聴いただきます皆様に対し、議会を代表し敬意と感謝を申し上げます。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 請願第1号 新庁舎建設候補地に「上竹野・上熊高」地区を加える請願

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、請願第1号新庁舎建設候補地に「上竹野・上熊高」地区を加える請願を議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。長南正一君。

○総務文教常任委員長（長南正一君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した月日 3月8日

事件の番号 請願第1号

請願書 新庁舎建設候補地に「上竹野・上熊高」地区を加える請願

請願者 大蔵村大字南山624番地2 高山 信男

大蔵村大字南山1576番地 中島 良久

役場庁舎建設用地選定について、当初より、候補地は清水・合海地内と提案があり、その後、役場庁舎建設用地選定のための検討会議において、5つの移転候補地が提示された際に、委員の中から「上竹野・上熊高地区でもよいのではないか」という意見が出たのは事実であるが、執行部側から災害のリスクが示され、出席委員のほとんどがその説明を納得して受け入れた経緯がある。よって、正式に検討した中では、上竹野・上熊高地区はもともと入っていない。

検討会議では、清水・合海地内の5地区を候補地とし協議を行い、その中から、清水二の台地区内を候補地にすることに決定したが、その後、用地買収の問題により、候補地を明土地内へ変更することとし、議会の同意を得ている。また、その後、役場庁舎建設推進委員会での承認を得たため、新庁舎建設候補地は合海明土地内に決定した。

よって、本委員会では、候補地を再選定するなどということに、延々と時間を使うべきでは

ないと考えるし、そもそも、候補地として上竹野・上熊高地区を俎上に載せるべきではないと
考える。

審査結果、不採択。

以上、報告いたします。

○議長（鈴木君徳君） 報告が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本請願は委員長報告のとおり不採択とすることを決し、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

日程第2 予算審査特別委員会付託の議案

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、予算審査特別委員会付託の議案を議題といたします。

議第28号から議第35号までの予算関係議案8件を一括議題といたしたいと思います。

予算審査特別委員長の報告を求めます。早坂民奈君。

○予算審査特別委員長（早坂民奈君） 御報告申し上げます。

去る3月8日の本会議において予算審査特別委員会へ付託になりました予算関係8議案の審査結果は、次のとおりであります。

議第28号令和5年度大蔵村一般会計予算、議第29号令和5年度大蔵村国民健康保険特別会計予算、議第30号令和5年度大蔵村簡易水道事業特別会計予算、議第31号令和5年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、議第32号令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計予算、議第33号令和5年度大蔵村介護保険特別会計予算、議第34号令和5年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計予算、議第35号令和5年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算、以上の8議案を慎重に審査した結果、いずれも適正妥当であり、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木君徳君） 委員長報告が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

議第28号から議第35号までの予算関係議案8件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、議第28号から議第35号までの予算関係議案8件については、いずれも原案のとおり可決されました。

日程第3 発議第1号 大蔵村議会の個人情報の保護に関する条例の設定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、発議第1号大蔵村議会の個人情報の保護に関する条例の設定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 発議第1号大蔵村議会の個人情報の保護に関する条例の設定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

令和5年4月1日から、民間、行政機関、独立行政法人等の個人情報の保護に関する法律が一本化され、全国的な共通ルールが適用される改正情報の保護に関する法律が施行されます。

しかしながら、この改正法においては、地方公共団体は適応対象となるが、地方議会には適用対象外であり、議会として個人情報保護に関する自立的な取組が必要となるため、大蔵村議会の個人情報の保護に関する条例を提案するものであります。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（鈴木君徳君）　日程第4、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務文教常任委員長より申出書の説明を求めます。長南正一君。

○総務文教常任委員長（長南正一君）　閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1. 調査事項

委員会条例第2条の所管のうち、特に調査を必要とするもの。

2. 具体的事項（目的）

- (1) 財政、政策推進、消防防災に関する事務調査
- (2) 税務に関する事務調査
- (3) 住民福祉、健康衛生に関する事務調査
- (4) 教育行政に関する事務調査

3. 調査方法

閉会中委員会を開催し、慎重に調査活動を展開し、必要に応じて他市町村の状況を視察研修する。

4. 調査期間

令和5年4月1日から令和5年4月30日まで

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君）　説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査と決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君）　異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、所管事務は閉会中の継続調査と決定いたしました。

日程第5　産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（鈴木君徳君）　日程第5、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題

といたします。

産業建設常任委員長より申出書の説明を求めます。早坂民奈君。

○産業建設常任委員長（早坂民奈君） 閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1. 調査事項

委員会条例第2条の所管のうち、特に調査を必要とするもの。

2. 具体的事項（目的）

- (1) 産業振興に関する事務調査
- (2) 地域整備に関する事務調査
- (3) 農業委員会に関する事務調査

3. 調査方法

閉会中委員会を開催し、慎重に調査活動を展開し、必要に応じて他市町村の状況を視察研修する。

4. 調査期間

令和5年4月1日から令和5年4月30日まで

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査と決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、所管事務は閉会中の継続調査と決定いたしました。

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（鈴木君徳君） 日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題いたします。

議会運営委員長より申出書の説明を求めます。佐藤 勝君。

○議会運営委員長（佐藤 勝君） 閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1. 調査事項

委員会条例第2条の所管のうち、特に調査を必要とするもの。

2. 具体的事項（目的）

- (1) 議会運営に関すること
- (2) 議会の会議規則、委員会条例等に関すること
- (3) 議長の諮問に関すること

3. 調査方法

閉会中委員会を開催し、慎重に調査活動を展開し、必要に応じて他市町村の状況を視察研修する。

4. 調査期間

令和5年4月1日から令和5年4月30日まで

以上、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査と決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、所管事務は閉会中の継続調査と決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和5年第1回大蔵村議会定例会を閉会いたします。

誠に御苦労さまでした。

午後1時22分 閉会

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員